

保健事業のまとめ

— 令和6年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和6年度～ 目次

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況	7
2. 健康推進部行政組織	9
3. 健康推進課・母子保健課事務分掌	10
4. 保健センター施設概要	12
5. 歳入歳出決算額の推移	14
6. 地域健康危機管理体制	15
7. 健康増進計画「健康さくら21（第3次）」	17

II 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	23
2. 妊婦・乳児一般健康診査	26
3. マタニティクラス・パパママクラス	
(1) マタニティクラス	28
(2) パパママクラス	30
4. 産前・産後サポート事業	
(1) 多胎家庭交流会	32
(2) 多胎妊産婦等サポーター事業	33
5. 新生児聴覚スクリーニング検査	34
6. 産婦健康診査	36
7. 産後ケア事業	39
8. 母子訪問指導	
(1) 妊産婦訪問	41
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	42
(3) 乳児・幼児訪問指導	43
9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	45
(2) 未熟児訪問指導	48
10. 乳児相談	49
11. もぐもぐ教室	51
12. 1歳6か月児健康診査	53
13. 3歳児健康診査	56
14. 母子保健事業未受診者勧奨事業	59
15. 幼児歯科健診	63
16. すくすく発達相談	65
17. ことばと発達の相談室	67
18. 親子教室	
(1) たんぽぽグループ	70
(2) ひまわりグループ	71
19. 5歳児子育て相談	73
20. ママ・パパこころの相談	75
21. 健康教育・健康相談	
(1) 地区の集まりにおける健康教育	77
(2) 健康教育に伴う健康相談	77
(3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）	78

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	78
22. 出産・子育て応援事業	80
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	85
IV 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	89
(1) ロタウイルス感染症予防接種	93
(2) B型肝炎予防接種	94
(3) ヒブ予防接種	95
(4) 小児用肺炎球菌予防接種	96
(5) 五種混合・四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	97
(6) BCG 予防接種	100
(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種	101
(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種	103
(9) 日本脳炎予防接種	104
(10) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（サーバリックス・2価、ガー ダシル・4価、シルガード9・9価）	106
(11) インフルエンザ予防接種	108
(12) 新型コロナウイルス感染症予防接種	109
(13) 高齢者肺炎球菌予防接種	110
(14) 風しんの追加的対策（抗体検査と第5期の定期接種）	111
2. 予防接種（任意）	
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	112
(2) 風しんワクチン接種費用助成事業	113
(3) ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業	114
(4) 帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業	115
3. 結核予防	
(1) 結核検診	116
V おとなの保健	
1. 健康手帳の交付	121
2. 健康教育	
(1) 集団健康教育	123
3. 健康相談	132
4. 健康診査	
(1) 健康診査	135
(2) 成人歯科健康診査	138
(3) 骨粗しょう症検診	140
(4) 肝炎ウイルス検診	143
(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	146
(6) 口腔がん検診	147

5. 各種がん検診等	
(1) 胃がん検診	150
(2) 子宮頸がん検診	153
(3) 乳がん検診	158
(4) 肺がん検診	164
(5) 大腸がん検診	167
(6) 前立腺がん検診	170
6. 訪問指導	172
7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	
(1) 特定健康診査（健康診査）	174
(2) 特定保健指導（保健指導）	178
(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	183
8. こころの健康づくり	
(1) こころの健康相談	187
(2) ゲートキーパー研修	190
(3) こころの健康づくり講演会	191
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	192
(5) 普及啓発活動	193
VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	
(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	197
2. 市民公開講座	198
3. 食生活改善推進員事業	
(1) 食生活改善推進員養成講座	200
(2) 食生活改善推進員研修	201
(3) 食生活改善推進員地区活動	202
4. その他啓発事業	204
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	206
6. 熱中症予防対策	
(1) さくら涼み処	209
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	
(1) 休日夜間急病診療所	213
(2) 休日当番医	214
2. 小児初期急病診療所事業	216
3. 訪問歯科事業	219
4. がん患者 QOL 向上事業	
(1) がん患者アピアランスケア支援事業	221
(2) 若年がん在宅療養支援事業	222
VIII 各種委員会名簿	225

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表示した。したがって、％を足し合わせて 100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和 2 年度を初年度とする「第 5 次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図る

ためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「健康さくら21」を公表しました。

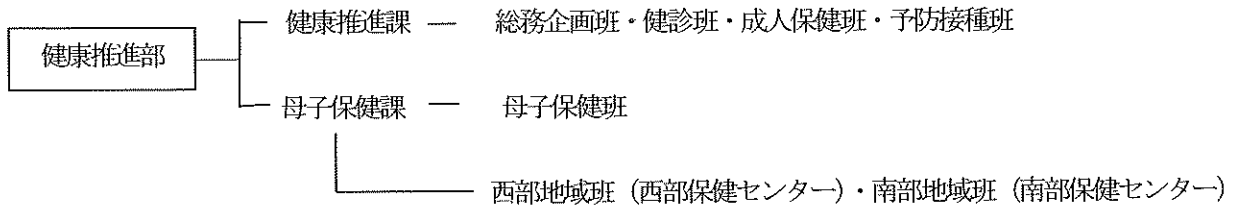
その後、市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、「健康さくら21(第2次)」を策定しました。計画期間10年間の中間年を迎えた平成30年度には改訂版の計画を策定し、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

令和6年度から開始される「健康日本21(第三次)」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針に基づき「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの展開、より実効性をもつ取り組みの推進を重点に置いています。

佐倉市では、令和4年度に市民健康意識調査を実施し、市民の健康実態や佐倉市健やかまちづくり推進委員会での意見を踏まえ、「健康日本21(第三次)」、「健康ちば21(第3次)」、及び母子保健分野を含む「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(以下、「成育医療等基本方針」という。)、「自殺総合対策大綱」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と整合性を図り、令和6年3月に「健康さくら21(第3次)」計画を策定しました。

2. 健康推進部 行政組織

(令和6年4月1日現在)



[令和6年度 健康推進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	10	2	1	0	13	26

[令和6年度 母子保健課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	9	1	3	3	1	17
西部保健センター	6	1	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合計	17	3	3	3	1	27

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関する事。
- (2) 健康診査及び各種検診に関する事（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関する事（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防及び相談支援に関する事。
- (5) 訪問歯科事業に関する事。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関する事。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関する事。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関する事。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関する事。
- (10) 保健師の連絡調整に関する事。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関する事。
- (2) 母子の保健指導に関する事。
- (3) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。
- (4) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関する事。
- (5) 妊娠・出産包括支援に関する事。
- (6) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関する事。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関する事。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関する事。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

・敷地面積	2,739 m ²	
・建物面積(延床)	2,486.21 m ²	
1階	1,057.33 m ²	休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・ 栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
2階	1,065.14 m ²	予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
3階	363.74 m ²	大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

・敷地面積	4,250 m ²	
・建物面積(延床)	2,490.02 m ²	
1階	1,192.90 m ²	運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
2階	1,106.12 m ²	西部地域福祉センター
機械室棟	191 m ²	

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚1587番地 (南部保健福祉センター2階)

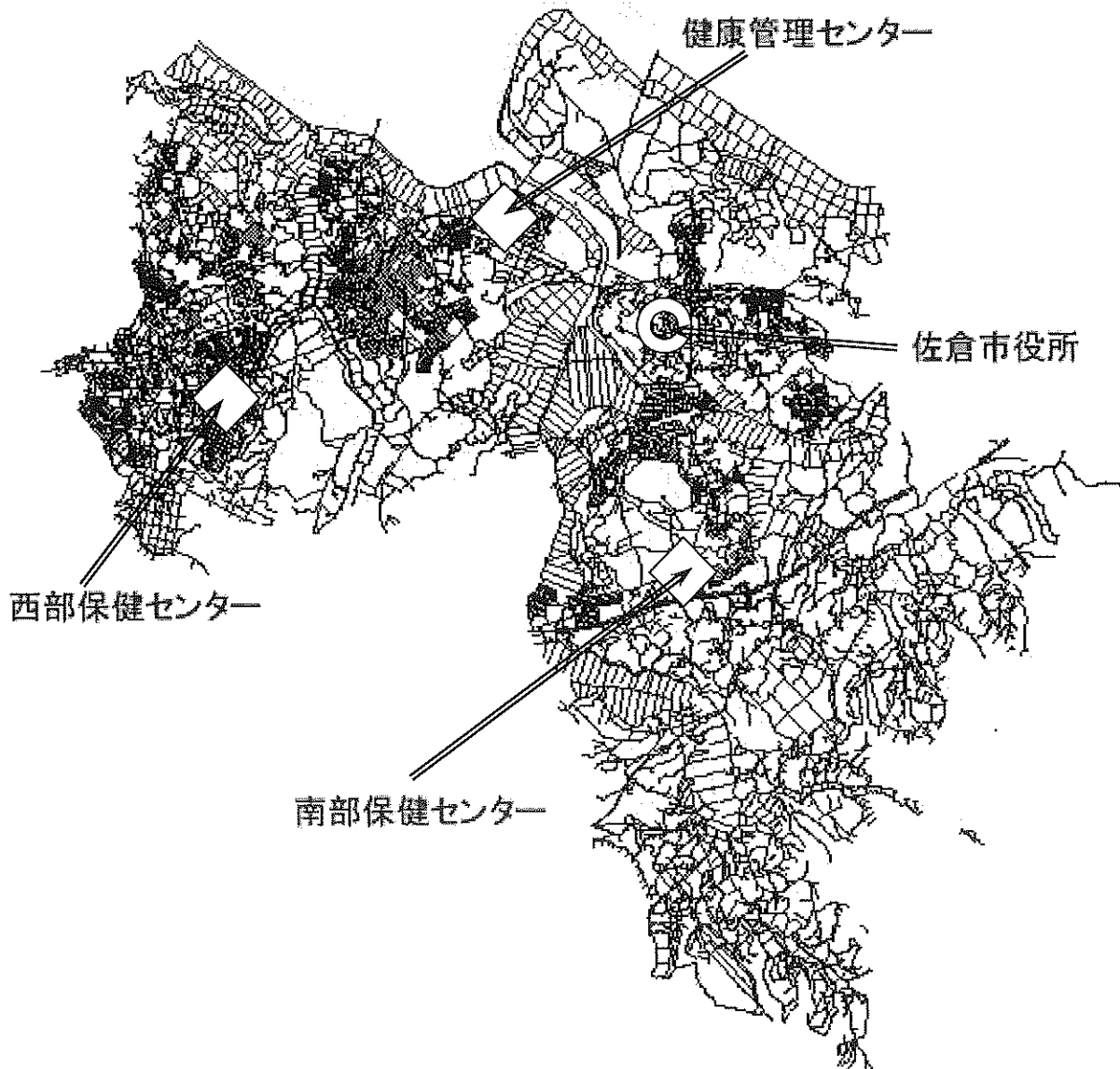
TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- 敷地面積 8,372.41 m²
- 建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- 工事期間 着工:平成10年9月1日 完成:平成11年12月21日
- 総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康推進課・母子保健課（令和2年度～令和5年度）】

※令和2年度までは健康増進課としての値、令和3年度からは健康推進課・母子保健課の合算値。

目別歳出決算額 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生費				
児童福祉総務費	65,676	26,303	18,930	17,631
衛生費				
保健衛生総務費	431,516	609,042	522,470	538,649
保健衛生費	410,260	440,197	520,870	484,866
予防費	487,032	2,022,790	1,684,820	970,079
休日夜間急病診療所費	184,975	178,619	179,885	121,749
合計	1,579,457	3,276,947	2,926,971	2,132,972

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国庫支出金	276,937	1,795,063	2,131,842	1,141,116
県支出金	12,039	8,909	26,702	22,226
その他	78,711	109,983	206,348	100,696
合計	367,687	1,913,955	2,364,892	1,264,038

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和6年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和6年度		令和6年度
民生費		民生費	
-	-	児童福祉総務費	20,605
衛生費		衛生費	
保健衛生総務費	496,878	保健衛生総務費	10,471
保健衛生費	334,063	保健衛生費	181,627
予防費	687,163	-	-
休日夜間急病診療所費	118,761	-	-
合計	1,636,864	合計	212,703

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和6年度		令和6年度
国庫支出金	14,101	国庫支出金	78,494
県支出金	12,754	県支出金	18,660
その他	202,591	その他	1,505
合計	229,447	合計	98,659

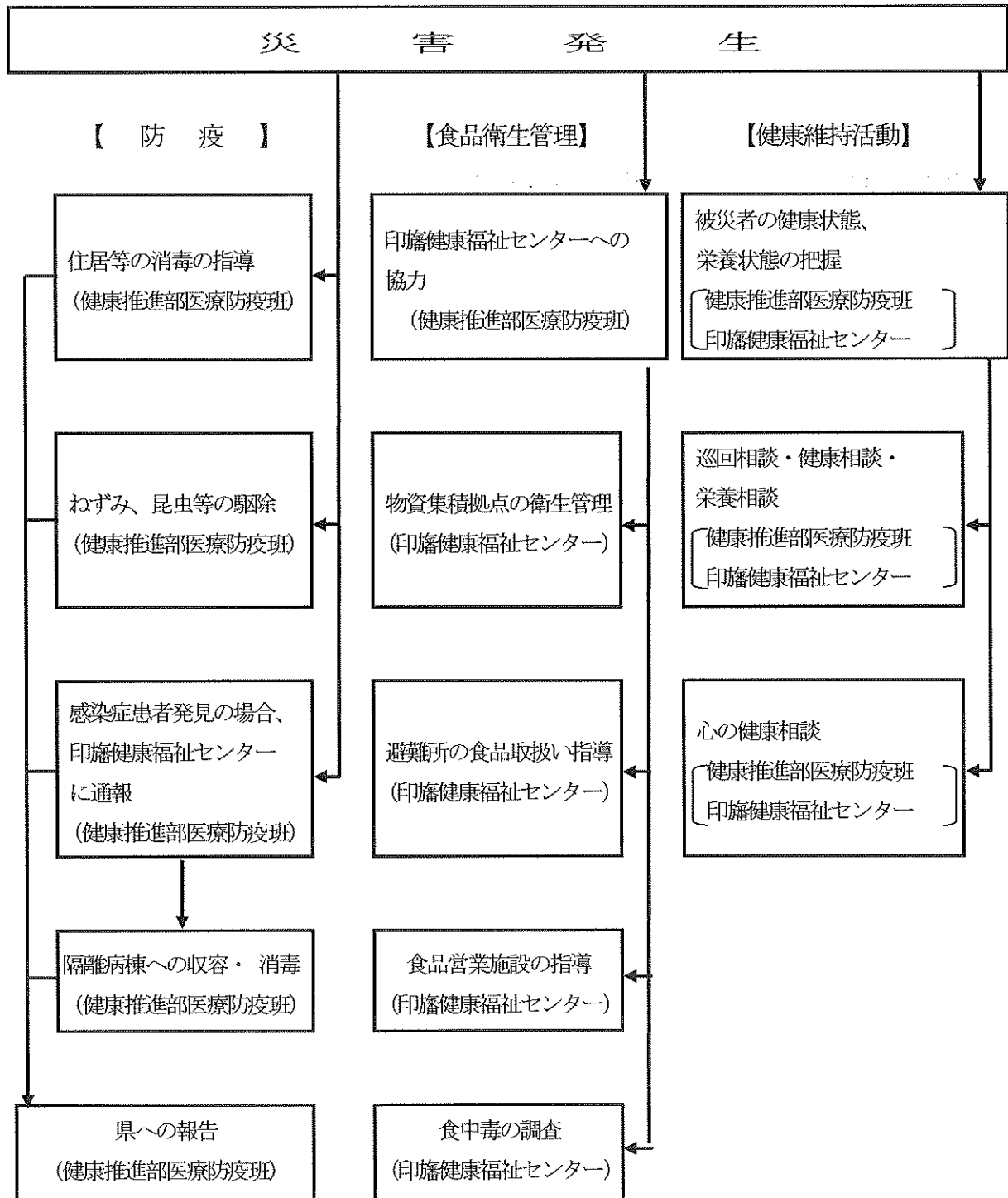
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第3次）」

① 計画策定の背景とその経過

日本では、平均寿命が世界一となっている一方で、少子高齢化の進展や社会、経済情勢の変化により、新たな健康課題についての取り組みが必要とされています。国では、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針を定め、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりを推進し、より実効性をもつ取り組みの推進に重点を置き、多種多様な対策を展開しております。

これまで、佐倉市では、健康づくりは、単に平均寿命を延ばすことだけをめざすのではなく、「生涯を通じた健康づくり」をめざすものとし、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に平成16年3月に「健康さくら21」、平成25年3月に「健康さくら21（第2次）」を策定し、取り組んできました。

「健康さくら21（第2次）」では、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念に掲げ、年齢がいくつになっても健やかに、また、持病があったり、からだが不自由なところができたりしても、充実した生活が送れることや、家族や地域の住民組織、職場などが、それらに所属する一人ひとりが健康であるために、助け合うことができる社会の姿をイメージし、市民・地域・行政の取り組みを体系化し、市民の健康づくりに努めてきました。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施し、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行い、自殺が社会問題となっている状況から、これまでに取り組んできた「こころの健康づくり」のさらなる自殺予防対策の強化を図るため、平成31年3月に「自殺対策計画」を「健康さくら21（第2次）」と一体の計画として策定しました。こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な専門医などに相談することができる健康相談や、また、失業、多重債務、介護などの社会的要因であることを踏まえ、市職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように、関係各課との連絡会議を行い、自殺対策に取り組んできました。

近年では、コロナ禍による自殺者増加のため、国でも令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」が策定され、令和8年度に向けて6つの基本方針が掲げられています。

令和6年度から開始される「健康日本21（第三次）」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針に基づき「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの展開、より実効性をもつ取り組みの推進を重点に置いています。

佐倉市では、令和4年度に市民健康意識調査を実施し、市民の健康実態や佐倉市健やかまちづくり推進委員会での意見を踏まえ、「健康日本21（第三次）」、「健康ちば21（第3次）」、及び母子保健分野を含む「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、「成育医療等 基本方針」という。）、「自殺総合対策大綱」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と整合性を図り、「健康さくら21（第3次）」計画を策定することとしました。

本計画では、胎児期から高齢期に至るまでの人の一生を通して継続した対策「ライフコースアプローチ」、新興感染症などの「健康危機対策」、また、健康で質の高い生活を営む基盤となる「歯科口腔保健」を新たに加え、生涯にわたる健康づくりを推進します。

「健康さくら21（第2次）」に引き続き、こどもから大人まで、すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現をめざします。

② 日本における健康づくりの取り組み

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) 健康日本21の改正（平成19年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

※その後、健康日本21（第2次）は令和5年度まで計画期間が延長された。

(7) 第5次国民健康づくり健康日本21（第3次）（令和6年度）

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの健康日本21（第三次）を推進します。

③ 健康さくら21 策定の経過

平成14年度 市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置

平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表
令和4年度	市民健康意識調査の実施
令和5年度	「健康さくら21（第3次）」策定、公表

④ 健康さくら21（第3次）の位置づけと期間

「健康さくら21（第3次）」は、次の4つの関連計画を一体化した計画です。

- ・健康増進計画（健康増進法第8条第2項）
- ・成育医療等基本方針を踏まえた計画
- ・自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第2項）
- ・歯科口腔保健基本計画（佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第7条）

また、「健康さくら21（第3次）」は、「健康日本21」など国の各計画、「健康ちば21」など千葉県の各計画、市の「佐倉市総合計画」や他の個別計画等と整合を図ります。

「健康さくら21（第3次）」の計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間です。実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年（令和11年）を目途に全ての目標について中間評価を行います。その後、計画開始後10年（令和15年）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、将来の健康増進の取り組みに反映します。

※中間評価及び最終評価の際に用いる比較値（ベースライン値）については、令和6年度までの最新値とします。

※成育医療等基本方針は令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定されていますが、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」によると、計画の期間は「医療計画と同様の期間とすることが望ましいが、地域の実情に応じて、適宜設定して差し支えないこと。」とされていることから、佐倉市では令和15年までの計画とし、中間評価（令和11年度）において見直しを行います。「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、現状値と中間評価（令和7年度目途）の目標値が示されており、最終評価（令和10年度目途）の目標値については、中間評価の結果などを踏まえて示される予定となっています。

⑤ 基本方針

こどもから大人まで、すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現をめざします。

1) 基本理念やめざす姿の実現のために、目標を設定し、達成状況を評価します

基本理念やめざす姿は、この計画に関わる個人や地域、行政などが共有するイメージですが、その実現のために、行動するための具体的な目標を設定します。

目標につきましては、国や県の目標項目と同等にするほか、佐倉市の現状を踏まえた上 昇率を使用しています。また毎年、現状の把握や進捗状況を確認し、目標年度には達成状況の評価を行います。

2) 実効性のある取り組みを実施します

計画の着実な推進のためには、計画を策定し (PLAN)、推進する (DO) ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価 (CHECK)、見直しなど (ACT) が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル (PDCA サイクル) に基づき、これらの管理を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、見直しなどを行い、計画の円滑な推進に努めます。

⑥ 基本理念

「すべての人が、自分らしく、健康 (健幸*) に過ごせるように」

*健幸とは、「生涯を通じて、健やかに幸せな生活を送ることができること」を意味します。

⑦ めざすべき姿

- ・健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- ・個人の行動と健康状態の改善
- ・社会環境の質の向上
- ・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう (一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役)
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう (無理をせず自分に合った活動を)
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう (地域ぐるみの子育て・子育て)
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう (市の資源を生かした取り組み)
5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう (健康づくりの環境整備・しくみづくり)
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう (気づき、つながり、支え合う生活を)

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 増加 ・妊娠中飲酒していた母親の割合 0% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 1.2% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 (新たな目標項目) 87.5% → 90.0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

- ・妊娠届出書の受理。
- ・母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付。母子保健や子育て支援サービスのチラシ等の配布。
- ・妊婦との面談後、国の出産応援給付金の案内。
- ・届出・交付場所は、健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター（以下志津北部子育て包括）、市役所こども家庭課内の5か所。
- ・外国人妊婦への対応が円滑に行えるよう、外国語版母子健康手帳の交付や多言語音声翻訳機を備えている。

《実績》

①過去5年間妊娠週数別届出数

(件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数						(再掲) ぴったり サービス 届出数
			～11週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28週 以上	産後	週数 不詳	
令和 2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0	
令和 3年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0	
令和 4年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	30
令和 5年度	733	352 (48.0%)	677 (92.4%)	47	5	4	0	0	138
令和 6年度	711	331 (46.6%)	665 (93.5%)	38	5	3	0	0	130

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数

(件)

母子健康手帳交付場所	対象者数	割合 (%)	妊婦の居住地区						
			佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	95	13.4	9	66	4	4	0	0	12
西部保健センター	130	18.3	1	5	121	0	0	0	3
南部保健センター	49	6.9	1	0	0	47	0	1	0
志津北部包括	159	22.4	2	7	148	1	0	0	1
こども家庭課内	276	38.9	77	49	34	91	1	0	24
合計	709		90	127	307	143	1	1	40

※令和6年度：ぴったりサービスによる妊娠届出後、母子健康手帳交付前に流産2件あり。

母子健康手帳交付数は727冊（多胎妊娠17組）

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出	711	708	99.6%	145	20.5%
転入時別冊交換（妊婦）	61	61	100%	6	9.8%
合計	772	769	99.6%	151	19.6%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 23人、臼井地区 43人、志津地区 54人、根郷地区 25人、
和田地区 1人、弥富地区 0、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

※面接未実施の理由は、ぴったりサービスで妊娠届出申請後に流産や代理人申請後面接が年度内に実施できなかったため。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	50	2	28	0	20
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	90	転入	紛失	多胎	その他
		75	10	2	3

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	697	90.2
現在吸っている	9	1.2
妊娠中のため止めた	64	8.3
不明	2	0.1

⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	565	73.2
夫・パートナー	180	23.3
妊婦の父母	15	1.9
夫の父母	1	0.1
兄弟姉妹	2	0.3
その他	2	0.3
不明	7	0.9

⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	453	58.7
妊娠中のため止めた	314	40.7
現在飲んでいる	2	0.2
不明	3	0.4

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 37件

こども家庭センター児童福祉担当と妊娠中に支援を行った件数 37件

理由内訳（重複あり）10代妊娠 5件、精神疾患既往歴有 11件、被虐待妊婦（DV歴含む）8件、
経済困窮 22件、シングルマザー 13件、ステップファミリー 3件

《考 察》

令和6年度からこども家庭センターが開設され、母子保健機能を持つ5か所において、妊娠した方が安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう、妊娠届出時に全ての妊婦さんとの面接を目指し情報提供をしている。具体的には、妊娠中の過ごし方や、出産・子育て支援サービスの案内、地区担当保健師の紹介などを行っている。

妊娠11週以下での届出率は93.5%と、目標に達してはいないが90%以上を維持しており、ほとんどの妊婦さんが面接を受けられている。面接後には、その内容をもとに、2割程度の方が支援を継続する必要があると判断され、その際は、地区担当保健師が産前・産後の支援計画を作成し、関係機関と連携して産後6ヶ月までサポートを行っている。特定妊婦に関しては、こども家庭センターの児童福祉担当と支援計画を一緒に作成し、それぞれの役割を担いつつ支援を行っている。

さらに、令和4年度からは、「出産・子育て応援事業」を開始。伴走型相談支援として、妊娠届出時に面談を行い、その後に申請書を配布している。これからも早めの届出や面接を通じて、安全に妊娠期をスタートできるよう、支援を続けていく方針である。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 増加 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加（4か月児）77.0% → 85.0%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)	平均利用枚数 (枚)
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0	11.3
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8	12.7
令和4年度	757	10,598	9,072（償還分172含む）	85.6	12.0
令和5年度	733	10,262	8,731（償還分220含む）	85.1	11.9
令和6年度	※709	9,926	8,484（償還分155含む）	85.5	12.0

※妊娠届出数は711人であるが受診票交付数は709人（ぴったりサービスで届出後、面接前に2件流産）

② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診 査（2回分） 利用枚数（枚）	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 （人）	利用枚数 （枚）	利 用 率 （%）	対象者数 （人）	利用枚数 （枚）	利 用 率 （%）
令和2年度	1,461 （償還分2含む）	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 （償還分1含む）	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 （償還分1含む）	775	712	91.9	865	721	83.4
令和5年度	1,347 （償還分1含む）	734	689	93.9	804	658	81.8
令和6年度	1,228 （償還分なし）	710	634	89.3	728	594	81.6

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度以降の対象数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

《考察》

妊婦健康診査及び9～11か月児健康診査の受診率について 前年度と比較して、大きな変化は見られない。一方、3～6か月児健康診査は対前年度比でマイナス4.6ポイントとなり、受診率が9割を下回る結果になった。

乳児健康診査は、赤ちゃんの健やかな成長を確認し、保護者が悩みや不安を相談する重要な機会である。また成長や発達における心配事や病気を早期に確認し、適切な助言を受ける場として大切な役割を果たしている。健診未受診の要因としては、『健診に関する啓発活動の不足による保護者の認識不足』、『睡眠や授乳など育児の忙しさから、保護者に健診に行く余裕がない』、『地域医療資源の変化（医療機関数やアクセス方法）』など、といったことが想定される。

これらの課題に対応するため、乳児家庭全戸訪問時の受診案内や、4か月乳児相談時において、未受診理由の聞き取りを実施し要因を明らかにするとともに、生後6か月までの受診勧奨を行うことで受診率の回復を図りたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条		
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合	68.6%	→ 75.0%
	・妊娠中の飲酒率	0%	→ 0%
	・妊娠中の喫煙率	1.2%	→ 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合	87.5%	→ 90.0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。また、父親となる者に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁を含む） 各回定員18人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00～11:30
2. 講義「妊娠中・授乳中の栄養」	栄養士	
3. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
4. 講義「妊娠中の生活」	保健師	
5. 講義「産後の手続き」、グループワーク	保健師	
6. 個別相談/妊婦ジャケット体験（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数	受講者			受講者合計
			妊婦	割合 (%)	夫・パートナー	
令和2年度	3	434	23	5.3		23
令和3年度	6	339	64	18.9		64
令和4年度	6	337	50	14.8		50
令和5年度	6	405	68	16.8	40	108
令和6年度	6	331	47	14.2	29	76

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
		47	57	139	73	14	1	0
受講者数(人)	6	7	23	10	1	0	0	47
受講率(%)	12.8	12.3	16.5	13.7	7.1	0.0	-	14.2

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	5	4	1	0	0	8	18

【主な相談内容】体重管理、骨盤ベルトのつけ方、お腹の張りの見方等

《考 察》

マタニティクラス受講率は、前年度より2.6ポイント減少しているものの、昨年度に引き続き参加者の約6割が夫婦で参加しており、妊娠初期より妊娠期に関する学びに対して、夫婦で積極的に取り組もうとする姿勢が見受けられた。その他、父親同士でのグループワークの中では、『育児休暇の取得方法や会社への申請方法』等産後に向けた準備について話し合いをする場面がみられ、今後の家庭内での育児について考えている夫（パートナー）が多くみられた。父親となる方への支援を含めたカリキュラム、及び情報提供の検討を行い、満足度の向上を目指していきたい。

また、妊婦と夫（パートナー）で健康について考えることができる場であるマタニティクラスでは、プレコンセプションケアの啓発も含めた食生活指導を行っている。媒体として料理カードやフードモデルを使いながら参加型の具体的かつ実践的な内容で行う講座は、食生活の問題点が把握でき、今後の食生活においてどのように意識して取り組んで行けばいいのか、また、実践につなげやすいと好評を得ている。今後も正しい知識と実践可能な情報の提供ができるように努めていきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 18 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（6 回）、西部保健センター（5 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、ホームページに掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～16:30
2. 講義「産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
3. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 〇〇家作戦会議」	保健師	
4. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
5. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況 (人)

年度	回数	対象者数	受講者				受講者 合計
			妊婦 (うち経産婦)	割合 (%)	夫・パート (うち単独)	そ の 他 の家族	
令和2年度	12回	434	93 (2)	21.4	92 (0)	0	185
令和3年度	18回	339	121 (2)	35.7	120 (1)	0	241
令和4年度	10回	337	134 (3)	39.8	132 (1)	0	266
令和5年度	11回	405	147 (0)	36.3	143 (0)	1	291
令和6年度	11回	331	130 (3)	39.3	125 (0)	2	257

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
対象者数 (人)	47	57	139	73	14	1	0	331
受講者数 (人)	16	21	60	25	8	0	0	130
受講率 (%)	34.0	36.8	43.2	34.2	57.1	0.0	-	39.3

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	1	1	2	11	15

【主な相談内容】体重管理、産後に向けての自宅の環境づくり・物品準備、産後ケアについて等

《考 察》

パパママクラスの受講率は3.0ポイントの増加が見られた。講義では、夫婦協働の重要性や父親の育児参加の意義について、妊婦と夫（パートナー）間でワークを行いながら理解を深める内容を取り扱っている。令和6年度には、保健福祉振興基金を活用し、赤ちゃん人形および妊婦体験ジャケットを新調した。赤ちゃん人形を用いた抱っこや沐浴の体験では、実際の新生児に近い人形を使うことで、参加者が産後の生活を具体的にイメージしながら学びを深めることができた。

妊婦体験ジャケットについては、従来は妊娠初期から後期までの重さを再現した3種類を使用していたが、今年度より妊娠8～9か月相当の妊娠後期にあたる重さに統一した。これにより、時間の都合で軽いジャケットしか体験できなかった参加者も、全員が妊娠後期程度の負荷を体験可能となった。特に夫（パートナー）が妊婦の身体的負担をより実感できる機会となり、家庭内での理解促進や支援意識の向上が期待される。

実施後のアンケートでは、「夫との協力が必要不可欠であると思った」「夫婦で話し合いを行うことが大事であるとわかった」「実際の新生児との関わり方やお世話の方法を知ることができた」「産後のイメージができた」といった感想が寄せられており、産後に向けた協力体制づくりや育児への理解促進に良い影響を与えていることが伺える。今後も夫婦協働についての講義を継続するとともに、父親への支援についても考慮したカリキュラムの内容や実施方法を検討していく。

その他パパママクラスの会場では、搾乳機や授乳クッション等産後に使用する物品の展示を行っている。参加者が夫婦で実物に触れながら使い方を確認する姿も見られ、産後に向けての準備や産後の生活に向けた具体的なイメージを持つ一助となっている。実際に手に取って確認することで、必要な物品の選定や準備がより現実的かつ計画的に進められることが期待される。

パパママクラスでは実施後のアンケートから体験型のカリキュラムやグループワークなどの参加型の関心が特に高いことが伺える。講義形式のカリキュラムについても、夫婦でのワーク実施時間を設定する等満足度向上に向けて実施を行っているところだが、引き続き参加者のニーズに合わせて内容を改善していきたい。

4. 産前・産後サポート事業

根拠法令等	母子保健法第9条、10条 佐倉市多胎妊産婦等サポーター事業実施要綱
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合 96.0% → 96.0% ・ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある保護者の割合 4か月児 90.3% → 92.0% 1歳6か月児 76.7% → 85.0%

《目的》

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

(1) 多胎家庭交流会

beans room (ビーンズ・ルーム)

《内容》

- ① 対象者：3歳未満の多胎児をもつ保護者とその子ども・多胎妊婦とその家族
- ② 方法：対面で開催
- ③ 内容：交流
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実績》

年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	11回	2回	2回	4回	6回
参加人数(延)	98人	4人	13人	84人	152人
参加家庭数					実19、延51

※令和2年度は未実施。令和3年度はオンライン開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

令和4年度以降は対面開催のため、保護者及び子どもの参加者を含んでいる。

《考察》

令和6年度は、多胎児・多胎妊婦の49家庭中、19家庭が参加(38.8%)した。妊娠中や乳児期から継続的に参加する家庭が多いため、参加延人数が増加している。令和6年度実施の参加者アンケートより、保護者の多くが多胎家庭同士の交流や情報交換を参加目的としていることがわかった。

多胎妊娠が判明した時から乳児期までは、特に情報が少ない多胎育児を模索しながら実践していくこととなり、不安が大きくなりやすい。そのため、妊娠期や乳児期早期から先輩家庭とつながりアドバイスを受けながら多胎育児のイメージを膨らませていくことが、孤立予防及び不安増大を予防する一助となっていると思われる。今後も継続して交流の場を提供することが多胎支援として重要である。

特に妊娠期や乳児期早期の参加者が増えるよう、引き続き妊娠届出、妊娠後期電話、新生児訪問にて周知を行っていく。

(2) 多胎妊産婦等サポーター事業

《内 容》

- ①対象者：本市に住所を有する多胎妊産婦又はおおむね2歳以下の多胎児を養育する世帯
- ②事業委託先：市内1団体
- ③実施内容：対象となる家庭にサポーターを派遣し、以下の支援を行う。
 - (ア) 対象者の養育状況の調査及び支援計画の立案
 - (イ) 子育てに関する不安、悩み等の傾聴
 - (ウ) 子育てに関する情報提供
 - (エ) 母子保健事業、予防接種及び医療機関への受診、地域の子育て支援拠点等への同行その他の外出の同行支援
 - (オ) その他必要な支援及び情報提供
- ④周知方法：佐倉市ホームページ、対象者へ案内文を送付

《実 績》

期間	利用家庭数	利用回数	利用者内訳（再掲）		
			妊婦	産婦	妊産婦以外
令和5年9月～令和6年3月	3	7	0	7	0
令和6年4月～令和7年3月	6	19	0	15	4

※事前訪問は利用回数に含めない。

利用状況（内訳）
・ 予防接種への同行支援（14回）
・ 病院受診の同行支援（3回）
・ 健診への同行支援（2回）

※利用開始年齢は1歳前の乳児期（特に3～4か月）が多い。

《考 察》

多胎家庭は外出困難な場合が多く、なかなか外出できないといった悩みが多く聞かれる。令和5年度より多胎サポーター事業を開始し、予防接種への同行支援などの利用が増加しているが、利用家庭数はなかなか増えない状況である。多胎家庭では、産後間もない時期は父が育児取得したり、祖父母等の協力者が交替で支援したり、サポート体制を充実させている場合もあるため多胎サポーターに依頼しない家庭もあると思われる。しかし、身近な協力者がいない場合は、孤立感や育児不安、負担感の増加に繋がるため、特に支援が必要な家庭が活用できるよう促していく必要がある。

また、買い物や遊び場等への同行支援は、既存事業よりも経済的負担がなく利用しやすいが、そのような目的で利用する方はまだいないため、事業周知を引き続き行う。また、忙しい多胎家庭が簡単に利用申請できるよう、電子申請について検討が必要と考える。

5. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0%

《目的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児
- ②実施方法
- (1) 費用助成
 - ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は3,000円)
 - ・検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
 - ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 - ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
 - (2) 検査結果の確認、受診勧奨
 - ・受診票、全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
 - ・検査の結果、リファ（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実績》

①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数	未把握者数
令和3年度	842	828	98.3%	14	0
令和4年度	749	745	99.5%	4	0
令和5年度	715	702	98.2%	5	8
令和6年度	696	693	99.6%	1	2

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者（1人）の内訳 (人)

未受診理由	人数
NICU等に長期入院していたため受検ができなかった	1

③未把握者（2人）の内訳

（人）令和7年7月3日現在

未把握理由	人数
NICU等に長期入院していたため受検の有無が把握できなかった	2

④初回検査結果（受診者数 693 人の内訳）

（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	517	1	6
ABR	21	1	0
OAE	99	6	14
不明	26	0	2
計	663	8	22

⑤繰り返し検査結果（リファーとなった 30 人のその後の検査状況）

（人）

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR（AABR）	7	0	1	0
ABR	1	0	1	0
OAE	11	1	4	0
不明	2	1	1	0
計	21	2	7	0

⑥要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった 9 人のその後）

（人）

受診済	難聴の確定診断あり	0
	異常なし	6
	経過観察（再度検査予定）	3

《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、大きな増減は見られない。

未受診者数は減少傾向にあり、出生後に集中治療を要するなど医療的にやむを得ない状況での未受診のみであった。保護者が検査を希望しないことによる未受診がみられなかったことから、検査を受ける意義、必要性についての周知や受診勧奨の効果と考えられる。今後も引き続き周知を行い、受診率の維持に努めたい。

難聴の原因によっては早期発見により治療の効果が見込める場合もあるため、リファー者の早期把握に努めるとともに継続的なフォロー体制と相談窓口の周知により支援体制の充実を図っていきたい。

6. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第3次) 【目標値】 (市の現状) → (目標値)	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0% ・産後1カ月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4% → 減少 ・体罰等によらない子育てをしている保護者の割合 96.3% → 増加

《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施しまたはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内36か所、県外14か所）、契約助産院（県内2か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に交付する母子健康手帳別冊に受診票を折込み。
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況 (人)

年度	対象者数	実受診者数 1回目 受診者数	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%)	136(11.5%)
令和5年度	706	672	1,180(69)	95.2%	118(17.6%)	192(16.3%)
令和6年度	679	642	1,113(72)	94.6%	102(15.9%)	163(14.6%)

※1 対象者数は令和2年度以前は出生数、令和3年度以降は産婦数とする。

※2 実受診者数は、実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみ医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者とする。

※3 要支援者数は、令和4年度から医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の判定で「要支援」に該当する産婦は「要支援」として取り扱う。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況 (人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	488	77	15.8%	37(48.1%)	16(20.8%)	26(33.8%)
1か月	625	86	13.8%	41(47.7%)	22(25.6%)	43(50.0%)
全体	1,113	163	14.6%	78(47.9%)	38(23.3%)	67(41.1%)

- ※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。
- ※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。
- ※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数	医療機関からの連絡あり 68人 (41.7%)		医療機関から連絡なし 95人 (58.3%)
	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	
163人	64人 (94.1%)	4人 (5.9%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者4人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延95人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 23人
- ・新生児訪問事業実施 71人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 1人

④実要支援者の状況 (重複あり)

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
102人	65人(63.7%)	35人(34.3%)

⑤地区別実要支援者数 (102人) の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
16人	22人	35人	22人	1人	6人

《考 察》

産婦健康診査の受診率は年々増加傾向にあり、今年度は若干低下したものの94.6%という高い水準を維持している。妊娠届出時や妊娠後期に行っている受診案内が効果を発揮しているものと考えられる。

一方で、要支援率は昨年度より減少に転じたものの、依然として高い割合を示している。特に、EPDS の設問 10「自分自身を傷つける考えが浮かんだことがある」に加点があった産婦の割合が目立ち、心理的・精神的側面への支援が重要となっている。医療機関と連携し、早期に介入することにより、精神状態の把握と継続的な支援につなげたい。また、育児に関する不安や困りごとが深刻化すると、育児負担や精神的不調につながる可能性があることから、要支援者を早期に把握し、産後ケア事業や新生児訪問などの支援事業につなげることで、産後うつや虐待防止を目指していきたい。

7. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第17条の2（産後ケア事業）
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5%→90.0% ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4%→減少 ・産後ケア事業の利用率 8.0%→増加 ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3%→90.0% ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 4か月児 90.3%→4か月児 92.0%

《目的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内容》

- ①対象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
 ※宿泊型・日帰り型は産後2か月未満、訪問型は産後6か月未満
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿泊型：契約医療機関（市内1か所、市外6か所）
 日帰り型：契約医療機関（市内1か所、市外5か所）
 訪問型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
 (2) 乳房管理
 (3) もく浴、授乳等の育児指導
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実績》

利用状況

年度	合計		延べ日数の内訳		
	実(人)	延(日)	宿泊型	日帰り型	訪問型
令和2年度			46	0	49
令和3年度	38	164	80	1	83
令和4年度	59	273	158	17	98
令和5年度	77	355	256	18	81
令和6年度	83	343	236	22	85

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、サービスを組み合わせて利用する人を1人とカウントして計上）

※令和2年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

《考 察》

令和6年度の利用率は12.2%であり、全体的に、利用者数・利用日数ともに増加傾向にある。宿泊型の延日数は減少しているにもかかわらず、実人数は増加していることから、平均滞在日数が短縮されていると考えられる。他の型の利用も拡大しており、自らのニーズに合わせて3種類の型を組み合わせ利用する方が増加している。

令和6年度に導入された電子申請サービスにより、申請者の64.3%が電子申請を利用している。電子申請は、従来の紙ベースの申請に比べて時間や場所に縛られずに手続きが可能であり、利便性の向上が新規利用者の参入を促進したと考える。

今後も、宿泊型・訪問型・日帰り型といった多様な支援形態を柔軟に活用し、利用者一人ひとりのニーズに応じられるよう、委託施設等との連携を図りながら事業を推進していく必要がある。産後ケア事業のさらなる推進を通じて、出産後の母親が抱える体調面の不安や育児への不安、精神的・身体的な負担感の軽減を図り、産後うつなどのリスクを低減し、母子ともに健やかな生活を支える地域支援の基盤づくりに寄与していきたいと考える。

8. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4%→減少

（1）妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問 要支援率 (%)
			支援継続 人数(人)		支援継続 人数(人)	
令和2年度	864	17(25)	17	731(740)	251	34.3
令和3年度	782	15(23)	15	779(784)	241	30.9
令和4年度	757	13(16)	13	749(749)	243	32.4
令和5年度	733	14(23)	14	705(706)	208	29.5
令和6年度	711	11(20)	11	679(692)	192	28.3

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS 9点以上的人数(人)	割合
192	29	15.1%

《考察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問実

数に占める要支援率は減少傾向にある。この理由として、赤ちゃんの泣きへの対応方法が記載されたリーフレットの妊娠期での配布や、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援による妊娠後期の電話や面談での支援、産婦健診による支援等、妊娠期から産後の支援の充実が要因として考えられる。今後も切れ目ない支援の充実を進めていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内容》

ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

- ① 実施状況

対象者数		
a	令和6年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
726人	696人	30人

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)			
b(b/a)	令和6年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
711人(97.9%)	586人※	95人	30人

※令和6年4月1日～令和7年3月31日までに訪問した者

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)
711人(100.0%)

② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
令和2年度	786	735	93.5	251(34.1%)
令和3年度	842	787	93.5	245(31.1%)
令和4年度	749	759	101.3	253(33.3%)
令和5年度	715	714	99.9	217(30.4%)
令和6年度	696	681	97.8	192(28.2%)

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

《考察》

生後4か月までの早い時期に行う乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初機会となり、家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を行う重要な事業となっている。

妊娠届出時からの切れ目ない支援や、出産・子育て応援給付金の支給開始により、家庭訪問が受け入れられやすくなり、高い訪問率につながっていると考えられる。また、外国人産婦への訪問も増加しており、翻訳機や母国語対応のEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)などを活用し、母親の産後の精神的健康状態の確認を行っている。

令和6年度末に生まれた乳児への訪問は、翌年度にまたがって実施されることになるが、全数の把握に努めている。その結果、長期の海外滞在や入院などにより、やむを得ず訪問が未実施となるケースも見られる。

全戸訪問事業は、産前と産後をつなぐ支援として重要な役割を果たしている。今後も引き続き、乳児期早期の訪問指導を通じて、産後の育児に向けた情報提供や相談対応を行うとともに、支援が必要な家庭の早期把握と継続的な支援に取り組んでいきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ①対象 乳児、幼児とその保護者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況 (人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212
令和5年度	70	108	50	105	120	213
令和6年度	41	69	84	136	125	205

②主要支援理由と割合 上段(人) 下段は割合(%)

	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	ことば・社会性・行動面	精検・受診結果確認	その他	支援なし	計
乳児	26 (37.7)	9 (13.0)	9 (13.0)	10 (14.5)	0 (0)	5 (7.30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (8.7)	4 (5.8)	69
幼児	23 (16.9)	10 (7.4)	20 (14.7)	33 (24.3)	29 (21.3)	4 (2.9)	0 (0)	5 (3.7)	0 (0)	2 (1.5)	0 (0)	10 (7.4)	136

《考察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健が継続的に支援している。

乳幼児期は、児の成長に伴って発生する不安や負担感、その対処法についての支援が求められており、幼児期になると「虐待・虐待ハイリスク」である場合には、養育状況の確認や虐待防止を目的とした支援のための訪問の必要性が高くなっていく。これまで、児童福祉部門と連携していたが、令

和6年度からの「こども家庭センター」の設置により、母子保健機能と家庭児童相談の機能が連携し、一体的な支援の充実が期待される。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、引き続き適切な支援を行っていけるよう努めていきたい。

9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%
	・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 96.3% → 増加
	・ゆったりと過ごせる時間が持てる保護者の割合 77.8% → 92.0% (3.4か月)
	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：母子保健手帳別冊に綴じ込みの「出生通知書」、ちば電子申請サービスにより届出
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：身体の発育が未熟なまま出生した児であって、医師が入院養育を必要と認める、佐倉市に住所を有する児で、以下のいずれかの症状に該当するものとする。
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、養育医療意見書等の申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定し、承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）
		低出生体重児数	割合	
令和2年度	786	66	8.4%	22 (2.8%)
令和3年度	842	75	8.9%	14 (1.7%)
令和4年度	749	58	7.7%	20 (2.7%)
令和5年度	715	62	8.7%	13 (1.8%)
令和6年度	695	74	10.6%	20 (2.9%)

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0
令和5年度	13	9	4	2組	0
令和6年度	20	13	7	4組	1

③在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	1	0	0	0	1
28～33週	0	0	1	5	3	9
34～36週 (後期早産児)	0	0	0	5	24	29
37週～	0	0	0	1	34	35
計	0	1	1	11	61	74

④在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

(人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27週 (超早産児)	0	1	0	0	0	0	1
28～33週	0	0	3	8	1	0	12
34～36週 (後期早産児)	0	0	0	3	2	1	6
37週～	0	0	0	1	0	0	1
計	0	1	3	12	3	1	20

⑤入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

(人)

指定養育医療機関名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東邦大学医療センター佐倉病院	6	10	9	4	7
東京女子医科大学八千代医療センター	8	1	3	3	1
成田赤十字病院	4	0	3	3	5
船橋中央病院	1	1	0	1	2
千葉大学医学部附属病院	1	0	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	1	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	0	0	0
国保旭中央病院	0	0	2	0	2
千葉県こども病院	0	0	0	0	1
県外の医療機関	1	1	3	2	2
計	22	14	20	13	20

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

※千葉県内の指定養育医療機関は、25施設。

《考 察》

令和6年度の未熟児養育医療の申請件数は、20件と前年度より7人多かった。出生体重の内訳で見ると、1,500g～1,999gの低出生体重児が12人と最多であった。

未熟児養育医療に該当する者については、申請時の手続きが保護者との早期アプローチの機会となっており、その後の訪問指導から3歳児健康診査を迎えるまで、発育・発達、育児状況の確認を行うこととしている。申請時に地区担当保健師や母子保健事業を紹介し、切れ目のない支援へとつないでいきたい。

(2) 未熟児訪問指導

《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問等において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実績》

未熟児養育医療訪問・面談状況 (人)

年度	対象者数	訪問人数	訪問率 (%)
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3
令和4年度	20	20	100
令和5年度	13	10	76.9
令和6年度	20	20	100

《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導等を行うこととしている。令和6年度は、対象者20人中20人の訪問指導・面談を行うことができた。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

10. 乳児相談

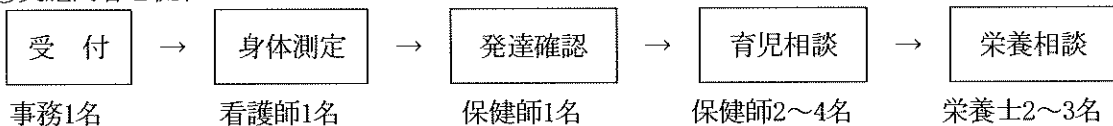
根拠法令等	母子保健法第9条、第10条																					
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>4か月児</td> <td>96.3%</td> <td>→ 増加</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>87.4%</td> <td>→ 増加</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>73.4%</td> <td>→ 増加</td> </tr> </table> ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>4か月児</td> <td>84.3%</td> <td>→ 90.0%</td> </tr> </table> ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>4か月児</td> <td>90.3%</td> <td>→ 92.0%</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>76.7%</td> <td>→ 85.0%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>67.5%</td> <td>→ 75.0%</td> </tr> </table> 	4か月児	96.3%	→ 増加	1歳6か月児	87.4%	→ 増加	3歳児	73.4%	→ 増加	4か月児	84.3%	→ 90.0%	4か月児	90.3%	→ 92.0%	1歳6か月児	76.7%	→ 85.0%	3歳児	67.5%	→ 75.0%
4か月児	96.3%	→ 増加																				
1歳6か月児	87.4%	→ 増加																				
3歳児	73.4%	→ 増加																				
4か月児	84.3%	→ 90.0%																				
4か月児	90.3%	→ 92.0%																				
1歳6か月児	76.7%	→ 85.0%																				
3歳児	67.5%	→ 75.0%																				

《目的》

母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ①対象 生後4か月の乳児
 ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
 ③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
 広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0
令和5年度	36回	733	648	88.4
令和6年度	36回	705	612	86.8

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		112	105	310	130	7	4	37
来所者数(人)	92	91	276	108	5	4	36	612
来所率(%)	82.1	86.7	89.0	83.1	71.4	100	97.3	86.8

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
	612人	489人 (79.9%)	123人 (20.1%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は来所者数に占める割合(%)

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	きこえ	その他	計
	令和5年度	62 (9.6)	17 (2.6)	1 (0.2)	14 (2.2)	2 (0.3)	2 (0.3)	23 (3.5)	4 (0.6)	6 (0.9)	0 (0)	5 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.3)
令和6年度	51 (8.3)	14 (2.3)	5 (0.8)	12 (2.0)	2 (0.3)	1 (0.2)	28 (4.6)	4 (0.7)	3 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0)	123 (20.1)

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		92	91	276	108	5	4	36
支援ありの数(人)	21	22	57	15	0	1	7	123
要支援率(%)	22.8	24.2	20.7	13.9	0	25.0	19.4	20.1

《考察》

乳児相談は、乳児家庭全戸訪問事業や乳児健診の前後において、切れ目のない支援を提供するための相談の場である。

支援理由としては「保護者の不安・負担」が多く、対象児のみならず、きょうだいへの育児負担や保護者自身の心身の状況などが背景となっている。これらの状況を的確に把握し、適切な支援を行うことが重要である。

発達確認では、乳幼児股関節脱臼のスクリーニングを実施し、リスクがある場合には保健指導や受診勧奨を行っている。また、抱っこの仕方や向き癖の改善方法については、イラストを用いた資料を作成し、啓発に努めている。

栄養相談では、授乳方法や離乳食の開始時期など、子どもの個性に応じた柔軟な支援が求められる。

乳児相談は、母子が初めて保健センターを訪れる機会であり、身近な相談の場としての認知を広げる契機となっている。今後の事業参加につなげるためにも、丁寧な保健指導の実施が必要である。

11. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する幼児の割合 1.0% → 0% ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ 毎日の人の割合 60.9% → 70.0% ・1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合 65.5% → 80.0% ・風呂場の事故防止のために、こどもがドアを開けられないように 工夫している家庭の割合（1歳児） 32.5% → 増加

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 生後8か月の乳児 ※事前予約による個別相談
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
- ③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談及び継続支援者への保健師相談
事故防止に関するプリントの送付
※栄養士による相談は、全員対象とする。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者を対象に実施する。
保健師による相談は、希望者及び継続支援者について実施する。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を送付の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7
令和5年度	36	797	476	59.7
令和6年度	36	727	423	58.2

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	275	134	48.7
西部保健センター	12	319	198	62.1
南部保健センター	12	133	91	68.4
合計	36	727	423	58.2

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	133	105	58
西部保健センター	198	151	78
南部保健センター	91	74	44
合 計	422	330	180

※保護者の希望により、計測及び保健師相談のみ実施1人

《考 察》

生後9か月以降は、食事回数が3回食となり、離乳食から幼児食への移行期として栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、朝食を食べる、主食・主菜・副菜を揃える、歯みがきをするなど、正しい生活リズムや食習慣・口腔衛生習慣の基礎を身につけていく時期であるため、本教室実施の意義は大きいと考える。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染対策を機に、集団教育から個別相談に変更となったことで、対象者の状況に応じた適切な指導がしやすくなった。

来所率については、令和3年度が最も高く、その後はやや減少傾向にある。

事故防止に関する指導が直接実施出来ていない状況が続いており、その効果の検証が困難であることが課題となっていたため、令和7年度については、問診表に事故予防に関する新たな設問項目を追加する対応としていきたい。具体的には、「浴室の施錠の有無」に関する設問を盛り込むことで、利用者の安全意識や実施状況を把握し、今後の指導や対策の効果検証に活用したいと考えている。

12. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に育児をしている父親の割合 68.6% → 75.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 87.4% → 増加 ・1歳6か月までに麻疹風疹の予防接種を終了している人の割合 92.5% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)
(個別健診) 市内12協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2
令和5年度	30回	832	808	97.1	371	45.9
令和6年度	30回	812	797	98.2	335	42.0

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	107	132	361	150	3	2	57	812
受診者数(人)	106	129	355	146	3	2	56	797
受診率(%)	99.1	97.7	98.3	97.3	100	100	98.2	98.2
要支援者数(人)	47	58	146	62	1	1	20	335
要支援率(%)	44.3	45.0	41.1	42.5	33.3	50.0	35.7	42.0

③主要支援理由と割合 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	疾患障害	運動発達	虐待ハイリスク	虐待ケース	栄養	保護者の体調・疾患	その他	計
211 (26.5)	51 (6.4)	19 (2.4)	19 (2.4)	7 (0.9)	7 (0.9)	6 (0.8)	5 (0.6)	4 (0.5)	4 (0.5)	2 (0.3)	0 (0.0)	335 (42.0)

④健康水準の指標に関する結果(問診項目から)

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか*2		
回答	人(%*1)		回答	人(%*1)	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
いつも感じる	9 (1.1)	14 (1.8)	はい	108 (76.1)	94 (71.8)
時々感じる	144 (17.9)	123 (15.5)	いいえ	34 (23.9)	37 (28.2)
感じない	653 (81.0)	657 (82.7)	無回答	11 (-)	6 (-)
無回答	2 (-)	3 (-)			

*1 無回答を除いて算出

*2 イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型		
796 (98.0)	273 34.3	415 52.1	372 46.7	7 0.9	2 0.3	0 0	0 0	0 0	48 6.0	47 5.9

(備考) 歯科健診未受診1人 ・むし歯罹患率 0.3% ・1人平均むし歯本数 0.01本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的前後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑥個別医師診察結果(人)

※令和7年4月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
797	542	68.0	499	4	25	7	7

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和7年4月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	6	0	0	6	0

診断確定の内訳：該当なし

《考 察》

要支援率は年々増加傾向であったが、令和6年度は要支援率が減少となった。要支援理由の「ことば・社会性・行動面」の支援率は例年30%台であるが令和6年度は26.5%となっている。また、「育てにくさを感じているか」の設問に対して、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した割合は前年比1.7ポイント減少した。しかし、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対しては「いいえ」と回答した割合が前年比4.8ポイント増となった。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多い。妊娠期や乳児期からの健康教育や母子保健事業を通じて発達の見通しやかかわり方について普及啓発を行い、保護者が児の心身の成長発達を促したり、保護者が問題解決行動をとれるように引き続きサポートに努めていく。

また、「児の育てにくさ」を感じる要因は子ども側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても相談支援につながる関係性の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子どもの要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室へ繋ぐと共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援と連動の上、支援を行っていききたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

13.3 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に育児をしている父親の割合 68.6% → 75.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 73.4% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所 (集団健診) 計30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)
(個別健診) 市内11協力医療機関
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：問診、身体計測、尿・視力・屈折検査、歯科健診、
育児相談、発達チェック*1(応答、了解)、行動観察
必要者のみ：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力・尿二次検査
※聴力(ささやき、指こすり)検査、視力検査は事前に家庭で実施。
(個別健診) 集団健診を受診後、医療機関にて個別に医師診察
(事後支援) 発達面で要支援となった4歳児への手紙アンケートを実施。
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知、広報、ホームページ等に掲載。

《実績》

①受診状況

年度	回数	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要支援者数 (人)	要支援者率 (%)
令和2年度	34回	1,258	1,178	93.6	464	39.4
令和3年度	30回	1,103	1,032	93.6	408	39.5
令和4年度	30回	956	941	98.4	397	42.2
令和5年度	30回	947	922	97.4	401	43.5
令和6年度	30回	923	892	96.6	355	39.8

②地区別受診状況

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	121	147	435	151	10	3	56	923
受診者数(人)	116	136	423	148	10	3	56	892
受診率(%)	95.9	92.5	97.2	98.0	100	100	100	96.6
要支援者数(人)	49	66	156	54	7	3	20	355
要支援率(%)	42.2	48.5	36.9	36.5	70.0	100.0	35.7	39.8

③主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	虐待ケース	虐待ハイリスク	含む) 保護者の精神疾患(疑い)	保護者の体調・疾患	計
301 (33.7)	25 (2.8)	8 (0.9)	7 (0.8)	6 (0.7)	6 (0.7)	2 (0.2)	355 (39.8)

④健康水準の指標に関する結果(問診項目から)

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか*2		
回答	人(%*1)		回答	人(%*1)	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
いつも感じる	18 (2.0)	18 (2.0)	はい	224 (82.4)	187 (80.3)
時々感じる	268 (29.2)	222 (25.1)	いいえ	48 (17.6)	46 (19.7)
感じない	633 (68.9)	646 (72.9)	無回答	14 (-)	7 (-)
無回答	3 (-)	6 (-)			

*1 無回答を除いて算出

*2 イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数(人)	有所見数(人)	有所見率(%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
819	30	3.7	0	13	17	30

⑥歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数(受診率%)	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型		
889 (96.3)	21	697	103	26	45	11	1	6	118	23
	2.4	87.6	12.9	3.3	5.7	1.4	0.1	0.8	13.3	2.6

(備考) ・歯科健診3人未受診 ・むし歯罹患率7.1% ・1人平均むし歯数0.29本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果(人)

※令和7年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
892	546	61.2	507	20	6	10	3

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和7年4月末現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	9	9	4	0	5	0
眼科精密 健康診査	260	149	65	17	67	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	10	5	0	1	4	0
計	279	163	69	18	76	0

*診断確定の内訳

眼科精密健康診査：弱視5名、遠視性乱視4名、不同視4名、雑性乱視1名、外斜視1名、
その他1名

医師診察：陰嚢水腫1名

⑨4歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話支援数	返信者のうち、ことばと発達の 相談室につないだ者の数
201	125 (62.2%)	23	5

《考 察》

集団健診受診率は95%以上を維持しているが2年連続で減少している。3歳6か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、所属から健診受診を促してもらおう等の協力を得て受診率向上に努めていく。

「育てにくさを感じるか」の設問に対して、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した割合は前年比4.2ポイント減少となったが、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対しては「いいえ」と回答した割合は前年比2.4ポイント増となった。育てにくさを感じる親の割合は減少しているが、解決するための方法や相談先がわからない親の割合が微増している。発達の見通しやかかわり方について普及啓発を行い、保護者が子どもの発達に関心を持ち、声かけや上手なかかわりができることで育児負担を軽減できるよう引き続き目指していく。要支援理由で最も多い『ことば・社会性・行動面』に対する児に対しては、アンケート送付や電話相談、ことばと発達の相談室など事後支援体制を確保しているが、アンケート返信率が約6割、返信者のうち相談室に繋がった者は5人である。郵送料も値上がりしていることから費用対効果を考え、他の案を今後検討していく必要がある。

3歳は身体的・精神的・社会的発達が著しい時期である。疾病や障害の早期発見と適切な指導、育児支援のためにも、3歳児健康診査を受診する意義や目的を保護者へ理解してもらえるよう啓発していく。病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず個別医師診察および精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前に見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

① お腹が空いたらどうしたらいいですか。

② 眠くなったらどうしたらいいですか。

③ 寒いときはどうしたらいいですか。

14. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) 96.8% → 増加 ・ 乳幼児健康診査の受診率 (3歳児) 93.3% → 増加 ・ 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 4か月児：96.3% → 増加 1歳6か月児：87.4% → 増加 3歳児：73.4% → 増加

《目的》

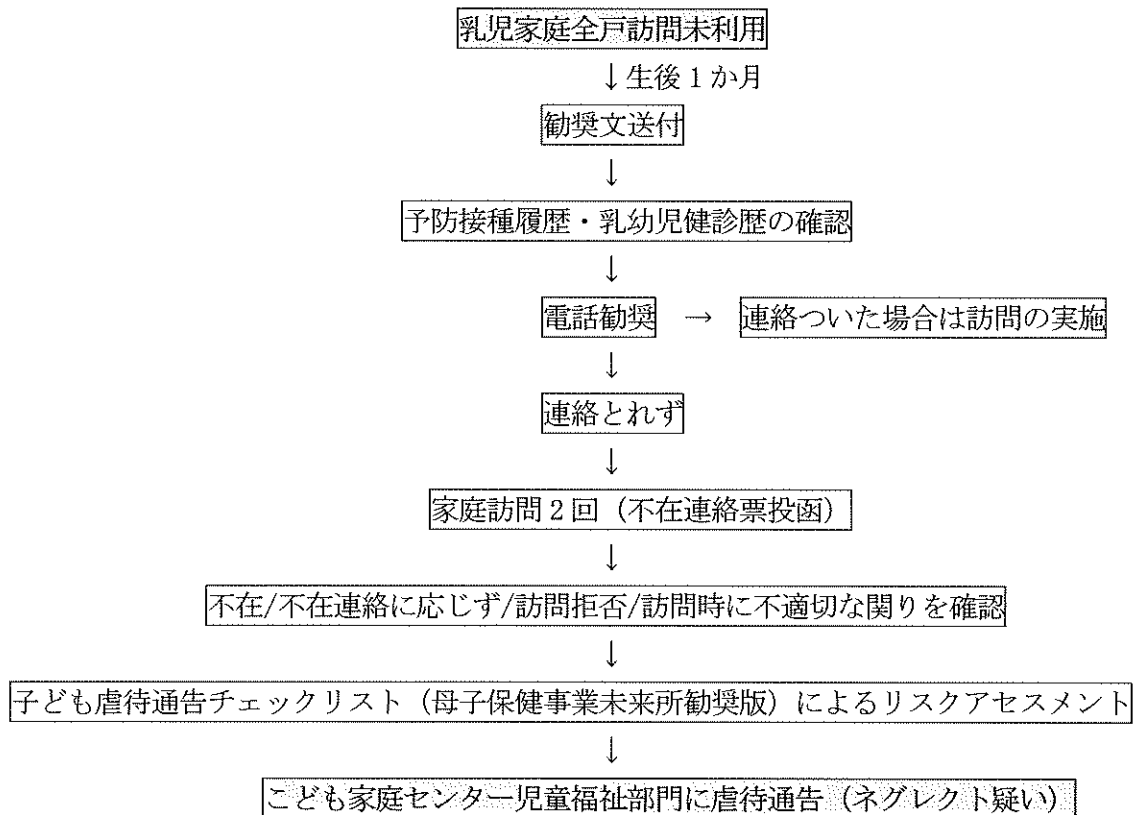
母子保健法、児童の虐待の防止等に関する法律に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内容》

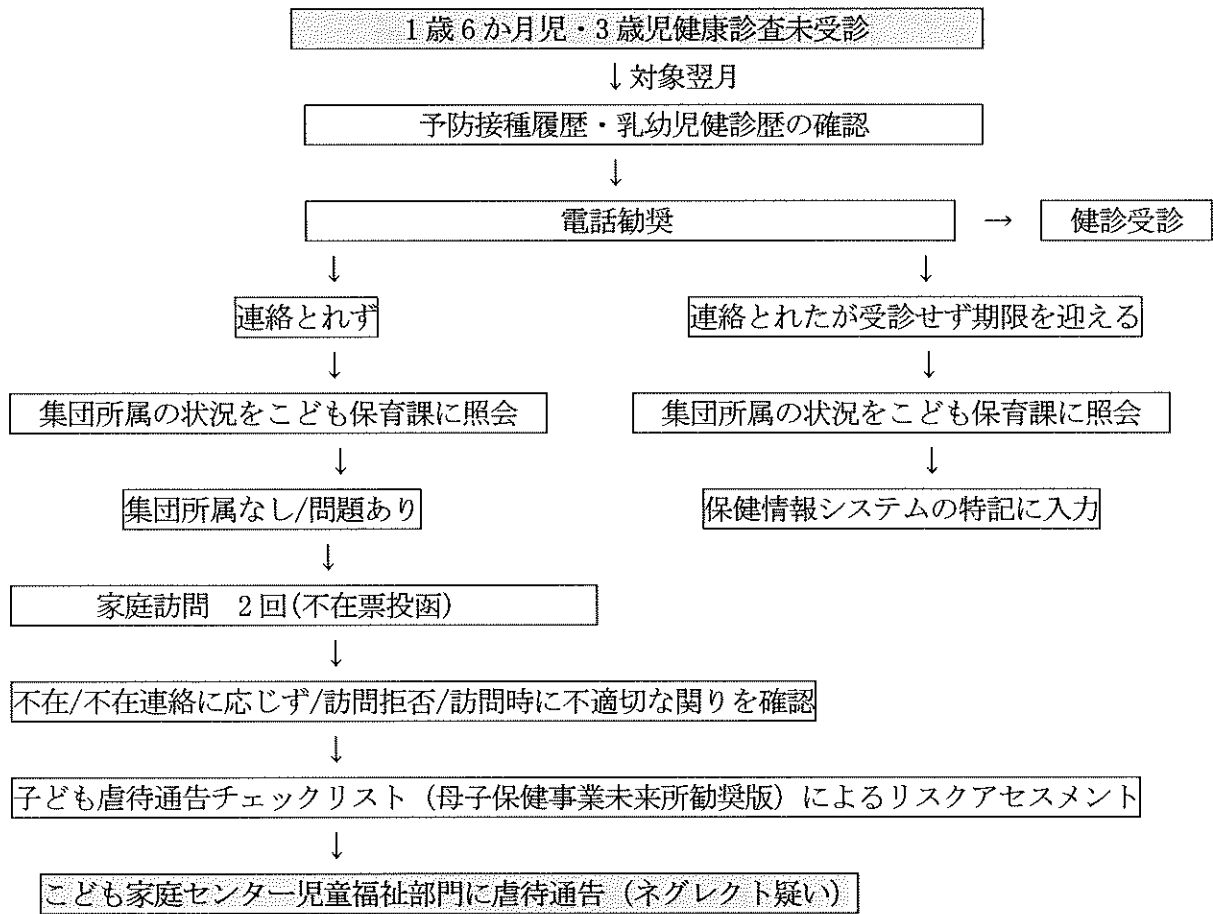
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和6年度事業別実施状況

令和7年6月23日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数 (%)	未把握数	児童福祉部門への通告数
67	67 (100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数 (%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和5年度	73	48 (65.8%)	0	0
	令和6年度	105	89 (84.8%)	4	0
3歳児健診	令和5年度	120	88 (73.3%)	1	0
	令和6年度	163	137 (84.0%)	1	0
合計	令和5年度	193	136 (70.5%)	1	0
	令和6年度	268	225 (84.0%)	5	0

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握 確認 就園状況の把握により状況
		今後受診（訪問）予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	拒否／受診できない（仕事で忙しい・交通手段がない等）	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	その他（一時保護中等）	
全戸訪問	67	63	0	0	0	1	2	1	0	0
1歳6か月児健診	105	90	1	0	1	5	0	2	0	6
3歳児健診	163	139	6	0	0	4	2	0	0	12
合計	335	292	7	0	1	10	4	3	0	18

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	16	20	40	11	3	15	105
勧奨後の受診者数	14	16	35	9	3	12	89

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	23	35	69	25	3	8	163
勧奨後の受診者数	18	29	55	24	3	8	137

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数（割合％）
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和5年度	334	243 (72.8%)
	令和6年度	316	228 (72.2%)
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和5年度	417	317 (76.0%)
	令和6年度	408	289 (70.8%)

《考 察》

未受診勧奨の実施数は、幼児健診では前年度より増加しているが、勧奨により受診した者の割合も前年度より増加している。

健診未受診者については、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。また、必要に応じて、こども家庭センターの児童福祉部門と連携し、状況把握を行っている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討し、未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、医師診察の未受診勧奨対象者は前年度から微減少している。しかし、3歳児健診医師診察の勧奨後受診者割合が、前年度と比較して5%程低下している。受診票の再発行の電子申請を行い医師診察の受診率向上に努めているが、健診会場での説明方法を検討し、医師診察受診の必要性を保護者に周知することで、今後も医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

15. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条		
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の割合	91.8%	→ 95%
	・3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	3.2%	→ 0%
	・3歳児でフッ化物応用の経験がある者の割合	—	→ 80.0%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1
令和5年度	60	2,715	1,977	72.8
令和6年度	60	2,578	1,924	74.6

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

②会場別受診状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	932	653	70.1
西部保健センター	1196	962	80.4
南部保健センター	450	309	68.7

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	354	413	1,209	418	17	10	157	2,578
受診者数(人)	240	307	963	292	13	10	99	1,924
受診率(%)	72.0	74.3	79.7	69.9	76.5	100	63.1	74.6

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※						フッ素塗布者 (フッ素塗布率)	
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型		C2型
2歳児	801	628	78.4	5	610	11	2	0	0	0	544(86.6)
2歳6か月児	857	635	74.1	2	615	11	6	1	0	0	571(89.9)
3歳児	920	661	71.8	1	638	10	10	1	1	1	569(86.1)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

※(再掲)3歳6か月児健康診査受診者数889人 むし歯罹患率7.1%

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	58	24
2歳6か月児	38	24
3歳児	46	20
合計	142	68

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	64	30
西部保健センター	111	52
南部保健センター	33	21
合計	208	103

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は92.9%(3歳6か月児健診結果)で、年々増加していたが、今年度は昨年度より0.6ポイント減少した。今年度から1歳6か月児健診でむし歯があった幼児を2歳幼児歯科健診に勧奨し、歯科医院受診状況を確認、必要な指導を行った。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。要支援者のうち2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらい児の発達状況を把握している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を208人、栄養士相談を103人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

16. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条		
健康さくら 21 (第3次)	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	87.4%	→ 90.0%
【改訂版】目標値	・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合	91.9%	→ 95.0%
(市の現状) → (目標値)	・この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0%	→ 96.0%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

- ① 対象：母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児。
- ② 実施場所および回数：健康管理センター（年12回/各月1回）。定員は各回3名。
- ③ 内容：保健師による問診と必要時計測、医師による診察・相談が行われる。
（理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19
令和5年度	12	21	34
令和6年度	12	19	25

※相談希望者のいない月は中止。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	4
白井	2
志津	10
根郷	2
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	19

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	5	新生児訪問	1
ことばの相談室	8	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	2	その他	0
3歳児健診	1	計	19

④年齢別相談内容（実数） (人)

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	0	0	0	0	1
6 か月～1 歳未満	1	0	0	0	0	0	1
1～2 歳未満	4	1	0	0	0	0	5
2～3 歳未満	2	1	0	0	0	0	3
3～4 歳未満	0	1	3	0	0	0	4
4～5 歳未満	0	0	4	0	0	0	4
5 歳以上	0	0	1	0	0	0	1
計	8	3	8	0	0	0	19

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数） (人)

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳				
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援	その他
運動発達	8	4	4	2	0	0	1	1
言語発達	3	1	2	1	0	1	0	0
社会性の発達	8	2	6	0	3	3	0	0
身体発育	0	0	0	0	0	0	0	0
多動	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	7	12	3	3	4	1	1

《考 察》

利用状況は、令和5年度に比べ微減しているが、延べ相談数に対する実数の割合から、単回利用者が増加していることが分かり、より多くの保護者が気軽に相談できる体制が整ってきたと考えられる。今後も、保育施設でのポスター掲示や母子事業での紹介をとおして、必要な方が相談につながれるよう周知していきたい。

相談利用者年齢および相談内容から、3歳未満は運動発達、3歳以降は社会性の発達についての相談が多い。相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的な視点から支援を行っている。必要に応じて、家庭で実践できる具体的な方法を提案し、医療機関への紹介状を発行するなど、保護者とこどものニーズに応じた支援を提供している。これにより保護者の不安軽減やこどもの健やかな成長発達につながっていると考える。

3歳前後での相談内容の変化は、こどもの社会性の発達過程に応じた保護者の関心や不安が反映されており、こどもの運動や社会性の発達過程について理解を深めている保護者が増えてきていると思われる。今後も、児の発達支援と親子の関わりを支える事業として、専門職間の連携に努め、こどもの成長と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

17. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第3次) 目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方法 ①相談室の利用を希望する場合には、ことばと発達の相談室申込書により申し込む。
②祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

① 年度別来所者数

(人)

年度	実数	延数（うち保護者のみ）	新規申込	支援終了
令和2年度	535	1,205（－）	195	138
令和3年度	570	1,741（81）	244	171
令和4年度	617	2,070（91）	254	183
令和5年度	592	2,358（101）	225	215
令和6年度	522	1,978（95）	191	210

② 地区別来所者数

地区	実数（人）	割合（％）
佐倉	75	14.4
臼井	108	20.7
志津	230	44.1
根郷	82	15.7
和田	4	0.8
弥富	2	0.4
千代田	21	4.0
合計	522	100.1

③ 年齢別来所者数

年齢	実数 (人)	割合 (%)
0 歳児	7	1.3
1 歳児	33	6.3
2 歳児	86	16.5
3 歳児	124	23.8
4 歳児	149	28.5
5 歳児	123	23.6
合計	522	100

④ 新規来所者の経路

経路	実数 (人)	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	11	5.8
2 歳児アンケート	0	0
3 歳児健康診査	38	19.9
4 歳児アンケート	5	2.6
5 歳児子育て相談	28	14.7
すくすく発達相談	1	0.5
幼児歯科健診	18	9.4
電話相談	71	37.2
その他	19	9.9
合計	191	100

⑤ 相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延数
ことばの発達	373
行動面	141
対人面、社会性	150
学習面	11
発音	52
口蓋裂	1
きこえ	8
吃音	16
視知覚認知	30
発達のばらつき	31
その他	13
発達の不安	6

※「視知覚認知」は、目から入ってくる情報を処理する能力に課題を持つ児。

※「発達の不安」は、保護者が児の発達に不安を感じて相談室に来所したが、保護者面接や検査等を実施した結果、発達上の課題が確認されなかった児。

⑥ 来所者の相談結果

(人)

継続 支援	経過 観察	支援 終了							
			改善	問題 なし	就学	転出	他機関 利用	保護者 の希望	その他
231	135	210	40	6	119	17	1	25	2

※「支援終了」には、令和6年度に相談を実施した児156人と、令和6年度は相談を実施していないが同年度内に支援終了の判断を行った児54人が含まれる。

⑦ 電話相談

(人)

年 度	延数（うち他機関）
令和2年度	466（－）
令和3年度	372（－）
令和4年度	482（－）
令和5年度	404（105）
令和6年度	335（101）

※相談室の利用申込を行っていない市民からの相談も含む。

※「他機関」とは、連携して児の支援を行っている機関（児の所属先、児童発達支援機関、相談支援事業所、教育センター等）と情報共有を行った数。

《考 察》

令和6年度のことばと発達の相談室事業の実績のうち、利用者の年齢や相談経路、相談内容については、例年と同様の傾向であった。引き続き、発達の遅れが疑われる児については、1歳から3歳にかけて実施される幼児健診の機会を活用して早期支援につなげていきたい。また、集団活動やこども同士の関わりが増える4歳から5歳にかけては、行動面や社会性に関する問題が顕在化しやすい時期であるため、3歳児健診以降についても相談室につながる機会を充実させるとともに、幼稚園や保育園、こども園との連携も強化していく必要があると考える。

相談実施後の処遇である相談結果については、経過観察の対象となる児が大幅に増加している。これは、利用者の約4人に1人が他の発達支援機関（児童発達支援機関、医療機関、特別支援学校の幼稚部等）を併用している状況を考慮し、本年度から、他機関利用者の支援方法を原則として経過観察とすることにしたためである。また、相談室の利用者数が減少傾向にある理由のひとつとして、民間の発達支援サービスの充実により、行政による支援を必要としない市民が増えていることが考えられる。他機関利用者の支援方法については、行政として果たすべき役割を見極めながら、更に見直しを進めていく必要がある。

18. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第3次)目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ・ほめ★そだ教室

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者、育児負担や育児不安を感じる保護者とその児に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の負担や不安を軽減する。

《内容》

- ① 対象 母子保健事業において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
- ② 方法 親子教室を利用しようとする者は、初回の参加前に申込書を提出する。
 - ・たんぽぽグループ：月1回、健康管理センターで実施。12回実施。
定員10組。
 - ・ほめ★そだ教室：月1回、西部保健センターで実施。12回実施。定員8組。
- ③ 実施内容
 - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
 - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク(託児)
- ④ 参加期間
 - ・たんぽぽグループ：最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
 - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム(6回)。
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(外部に依頼)、公認心理師(外部に依頼)

《実績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数(組)	延数(組)	実施回数	実数(組)	延数(組)
令和2年度	2	5	7	—	—	—
令和3年度	7	8	25	—	—	—
令和4年度	11	9	34	11	13	50
令和5年度	12	12	49	11	6	29
令和6年度	12	9	43	12	10	43

《考察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあつたり、集団参加に慣れにくい児については、対応方法を助言することにより保護者が育てにくさを感じたとき

に対処できるよう支援している。遊びの内容については、保護者が家庭で実践できるよう、新聞紙や段ボール、ペットボトルなどの日用品を利用したものを紹介した。また、保護者同士の情報交換等の交流の場を設けたことにより、保護者同士のつながりを作ることができ、当事業への保護者の参加意欲を高めることができた。

たんぽぽグループ対象者のうち、児童発達支援等の他機関の支援サービスを利用する児も増えており、今後は、これらの児に対する支援の方法や本事業の役割等について検討が必要である。

ほめ★そだ教室については、昨年度の参加者数の減少を受け、今年度より、1歳6か月健診の間診票にて、児の育てづらさがある保護者、または児へ不適切な関わり方をしている保護者を対象とし、対象者の範囲を広げた。事業の内容は昨年同様、保育士による親子遊びの指導と公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。多職種による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、本事業への参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。

本事業に参加する保護者の多くが、かんしゃくやイヤイヤ期に対する対応に困難を抱えており、その結果として不適切な関わりが見受けられることが明らかとなった。これを踏まえ、専門職による個別および集団での指導を通じて、保護者が子どもの発達段階に即した適切な関わり方を習得できるよう支援する必要がある。さらに、参加終了後もその知識と技術を継続的に実践できるよう、体系的かつ実効性のある指導方法の構築と提供について検討を進めていくことが求められる。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応を予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対象者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施
・1グループ定員9組とし、令和6年度は3グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
保護者向けリーフレットによる児へ関わり方の啓発 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士 |

《実績》

ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数 (組)	延数 (組)
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135
令和5年度	12	32	302
令和6年度	12	28	258

《考察》

令和6年度は、前年度に引き続き保護者向けに本事業の目的や家庭での効果的な関わり方等を記載したワーク形式のリーフレットを毎月配布した。ワークの取り組みについては、強制せず保護者の意向を尊重したところ、取り組み状況やその内容に保護者間での差が生じた。今後は、保護者がワークの内容を日常生活でより効果的に活用できるよう、保護者への支援もより一層充実させていく必要がある。

19. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 〈面接相談〉会場 健康管理センター、西部保健センター

実施月 実施日：令和6年5月～10月（月3回）

実施日外：令和6年7月～12月

回数 実施日：18回中15回実施（1回1～4組）

実施日外：10回（1回1組）

〈電話相談〉会場 健康管理センター（祝日を除く月曜日から金曜日に随時実施）

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用等を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

《実績》

①年度別利用者数

(人)

年度	案内対象数	利用実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
			面接相談	電話相談		
令和2年度	—	52	34	18	39	13
令和3年度	—	68	43	25	46	22
令和4年度	—	63	41	22	46	17
令和5年度	869	45	38	7	23	22
令和6年度	959	44	38	6	25	19

②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	15
行動面	18
対人面、社会性	18
学習面	16
発音	19
吃音	6
視知覚認知	7
発達のばらつき	1
その他	3

※相談内容は複数選択可能。

③支援なしの内訳 (人)

理由	実数
継続支援の必要なし	4
発音や吃音の相談について経過観察	10
継続支援の希望なし	5

《考 察》

令和6年度の5歳児子育て相談では、実施日の18回（予約枠数54）のうち、15回を開催し、計28件の相談があった。また昨年度同様、実施日に来所することが困難な場合は、実施日以外であっても相談を実施できる体制を整えた。その結果、令和6年度は実施日以外の日程で計10件の相談に対応することができた。

相談内容としては、発音に続き、ことばの発達や対人関係、社会性、学習面に関するものが多く、いずれも就学期に向けた準備として適切な内容であると考えられる。なお、相談を実施した場合でも、発音や吃音に関しては対象児の状態を踏まえて助言を行い、適切な時期が訪れるまで支援開始を見送って経過観察とすることもある。

令和6年度は、昨年度の実施回数と相談件数がほぼ同様の結果となった。今後は、申し込み方法を電話のみに限定せず、インターネット等の手段を活用することで、さらなる相談希望者の増加を図りたい。

20. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 4か月児：90.3% → 92.0% 1歳6か月児：76.7% → 85.0% 3歳児：67.5% → 75.0%

《目的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親（パートナー）の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者（パートナー）・18歳未満の子を持つ保護者（本人及び本人に関する家族等）
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（12回） 各定員3家庭
- ③内容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

《実績》

① 相談実績

	回数	実(人)	延(件)	母単独(延)	父単独(延)	父母(延)
令和4年度	24	34	56	50	4	2
令和5年度	23	36	60	40	6	14
令和6年度	24	25	53	42	1	10

※令和4年度より父親（パートナー）を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

② 主な相談内容と支援状況

(件)

年度	相談件数	主な相談内容 (%)					相談結果	
		育児	健康	家族関係	経済／生活勤労	その他	終了	継続
令和4年度	56	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41
令和5年度	60	21 (35.0)	7 (11.7)	32 (53.3)	0	0	14	46
令和6年度	53	16 (30.2)	15 (28.3)	20 (37.7)	0	2 (3.8)	13	40

《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象であると位置付けられたため、令和4年度から父親（パートナー）を相談対象に追加している。父単独での相談件数は減少しているが、父母での相談件数は10件であり、相談総数の約20%程度にあたる。令和5年度に引き続き、父親の相談ニーズがあることがわかる。

令和6年度の相談総数は53件であり、そのうち75.5%が相談継続となっている。カウンセラー相談後も保健師が継続的に関わることで、精神的に安定して育児をすることができるよう支援している。

相談継続者が多いことから、予約が埋まりやすく、新規相談者のタイムリーな受け入れが困難であるという課題がある。他部署で実施しているところの相談事業を把握し、タイムリーな相談ができるよう相談希望者に周知する等、次年度も相談希望者が必要な時期に相談することができるよう、体制を整えていきたい。

21. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合 65.5% → 80.0%
	・ 3歳児でむし歯のない者の割合 91.81% → 95.0%
	・ 朝食を欠食する幼児の割合 1.0% → 0%
	・ 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 84.3% → 90.0%
	・ ゆったりとした気分でこどもと過 4か月児 90.3% → 92.0%
	ごせる時間がある保護者の割合 1歳6か月児 76.7% → 85.0%
	3歳児 67.5% → 75.0%
・ 風呂場の事故防止のために、こどもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合（1歳児） 35.2% → 増加	

《目的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（1）地区の集まりにおける健康教育

《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育で、むし歯の予防について 幼児の食事とおやつについて、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、災害対策等

実施施設：

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ
ウエストデイリーキッズ

根郷地区：南部児童センター、根郷公民館

《実績》

実施状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
佐倉	0回	0人	3回	52人	3回	35人	2回	34人	3回	26人
臼井	1回	6人	5回	51人	3回	64人	3回	20人	3回	47人
志津	0回	0人	4回	40人	6回	151人	6回	102人	9回	187人
根郷	0回	0人	0回	0人	2回	34人	6回	74人	3回	54人
和田	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	1回	6人	12回	143人	14回	284人	17回	230人	18回	314人

(2) 健康教育に伴う健康相談

《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区 : 佐倉老幼の館

臼井地区 : 臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ
ウエストデイリーキッズ

根郷地区 : 南部児童センター、根郷公民館

《実 績》

年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133
令和5年度	0	95	22	42	159
令和6年度	12	47	24	81	164

(3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○プレコンセプションケアという言葉の周知啓発活動及び体験を通して自己管理方法を学ぶ。

《実 績》

・広報さくら掲載 2月1日号

・啓発コーナーの設置：3か所

佐倉市役所1号館ロビー 令和7年11月11日(月)～令和7年11月29日(金)

JR佐倉駅市民ギャラリー 令和6年12月17日(火)～令和7年1月7日(火)

志津図書館 令和6年12月3日(火)～令和6年12月17日(火)

・成人式会場での動画上映、パネル展示、チラシの設置配架による周知活動

佐倉ハーモニーホール(市民音楽ホール) 令和7年1月13日(月)

・商業施設でのデジタルサイネージによる啓発活動

イオンタウン 西街区 1階 グルメコート内 令和7年1月15日(水)～1月31日(金)

・マタニティークラス参加者(父親含む)を対象とした適正体重や食事の組み合わせ等実践的な体験を通じた啓発活動 年6回実施 (健康管理センター3回・西部保健センター3回)

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

《実 績》

年度別実施状況

(人)

年度	実施回数	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
令和2年度	0回	0	0	0
令和3年度	22回	393	0	393
令和4年度	29回	457	0	457
令和5年度	31回	483	0	483
令和6年度	34回	423	125	548

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

今年度は、幼稚園や小学校からも講師派遣や出前健康講座の依頼があり、集団健康教育の回数と実施人数がともに増加し集団教育に対する抵抗感がなくなってきたことが伺える。

昨年度より「プレコンセプションケア」を理解してもらうため、広報やチラシ・ポスターなどによる啓発活動を行ってきたが、より効果的な手段として今年度よりデジタルサイネージによる啓発活動を、成人式と商業施設において実施した。従来の方法ではアプローチできなかった世代に働きかけができた。今後は、思春期や成人期の将来の妊娠を考える世代に対して、プレコンセプションケアの必要性について、健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。

22. 出産・子育て応援事業

《目的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

《内容》

① 伴走型相談支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。
- ・子育てガイドを手交し、妊娠・出産・育児期に利用できるサービスや手続きの案内、相談機関や地区担当の紹介を行う。
- ・妊娠7か月頃に産前産後に利用できる事業等の案内とアンケートを郵送し、オンラインで回答してもらう。アンケートで面談を希望すると回答した妊婦には、妊娠8か月頃に面接を実施。

② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。現金給付。

（支給までの流れ）

- ・妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

《実績》

① 伴走型相談支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	妊娠8か月 面接実施数	後期電話 実施数
令和4年度	128	79	61.7	9	602
令和5年度	709	370	52.2	29	531
令和6年度	705	347	49.2	29	539

- ・妊娠7か月アンケートで妊娠8か月面接を希望者に面接を実施。
未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。
- ・妊娠8か月面接は令和5年7月から、地域子育て支援拠点に事業委託をしている。

② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478
令和5年度	202	796	108	699	1,805
令和6年度	-	699	-	693	1,392

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母または妊娠届出した妊婦

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及対象児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児

※遡及妊婦及び遡及対象児の申請は令和6年2月29日までで終了

《考 察》

伴走型相談支援については、妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。

令和5年7月より「妊娠8か月面接」については地域子育て支援拠点への事業委託を開始した。地域に身近な場での交流・相談機関を妊娠期から利用することで、育児への具体的なイメージをもち安心して妊娠・出産・育児に臨めるのではないかと考えられる。

経済的支援については、申請したものの全員へ支給を完了している。未申請者への勧奨や転入者への案内なども行い、申請漏れのないように支援を行っている。

令和7年度から、子ども・子育て支援法の改正により、出産・子育て応援給付金が終了し、妊婦のための支援給付制度が開始される。ただし、令和6年度までに出生したこどもの養育者及び令和6年度までに出生したこどもの母でやむを得ない特別な事情により支給されていない妊婦に対する経済的支援は、令和7年度も出産・子育て応援給付金として支給することとなるため、正確かつスムーズに移行できるように努めたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	育成医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標）	・ 瘦身傾向の中学生男子の割合 2.1% → 減少
	中学生女子の割合 4.6% → 減少
	・ 肥満傾向の小学生男子の割合 7.7% → 減少
	小学生女子の割合 5.5% → 減少
	・ 朝食を欠食する小学生の割合 1.8% → 0%
	中学生の割合 5.5% → 0%
	高学生の割合 10.4% → 0%

《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内容》

- ① 養護教諭研修会への参加
- ② 保健授業の協働実施
- ③ 小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実績》

- ① 養護教諭研修会への参加

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2回	4回	3回	3回	3回

- ② 保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
令和2年度	小学2年生	おへそのひみつ	46	0	82/4校
	小学4年生	生命誕生	36	0	
令和3年度	小学2年生	おへそのひみつ	31	0	84/3校
	小学4年生	生命誕生	53	0	
令和4年度	小学2年生	おへそのひみつ	141	0	184/3校
	小学4年生	生命誕生	43	0	
令和5年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	0	181/3校
	小学4年生	生命誕生	46	0	
令和6年度	小学2年生	おへそのひみつ	56	0	99/3校
	小学4年生	生命誕生	43	4	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校 7校、市内中学校 11校 計18校

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校 3校、市内中学校 11校 計14校

《考 察》

市内3か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童を対象に保健事業の協働実施を行った。児童の感想からは、「自分がお腹にいるときの家族の気持ちが分かった」「ママとパパは私たちのために命を懸けてやっていると知った」「家族、友達、そして大切な命を今まで以上に大切にしていきたい」「お腹の中の赤ちゃんの体重、身長、何か月で生まれるのか、成長していく様子が分かった」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感や命の大切さ、人権感覚を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。そのため、引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、教育の機会の確保に努めていく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCG を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日

※新型コロナウイルス感染症は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

《予防接種実施場所》

・市内の 72 個別予防接種協力医療機関（令和 7 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。

・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

学童

・対象となる年齢の誕生日の末日に予診票等を個別通知。

・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

高齢者

・65 歳以上（高齢者肺炎球菌は 65 歳）の対象者に、予診票等（带状疱疹はハガキ）を個別通知。

・60～64 歳の対象者のうち希望者については、健康推進課に連絡をもらい、予診票を個別通知。

・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、令和6年7月に風しん抗体検査・予防接種に係るハガキを個別通知、希望があればクーポン券を再発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	通数
予診票等発行 (181回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	690通
	転入者等	予診票発行の案内文	随時	1,108通
	日本脳炎2期 対象者 (9歳)	日本脳炎2期予診票と案内文	毎月	1,293通
	二種混合 対象者 (11歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	1,392通
	ヒトパピローウイルス (HPV) 感染症 対象者	子宮頸がん予診票と案内文	5月	658通
	高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症 対象者 (満65歳以上) ※2種類のワクチンの予診票等を同封して発送 (令和7年1月2日以降に65歳になるかたへはコロナのみ発行)	予診票と案内文	9月～3月	58,218通
高齢者肺炎球菌 対象者 (年度内に65歳になる方)	予診票と案内文	2回/月	2,118通	

	対象者	内容	時期	回数
接種等勸奨 (154回)	転入者 (0～19歳10か月)	予診票発行の案内文	毎月	12回 (846通)
	麻しん風しん (MR) 1期未接種者 (令和4年6月1日～令和5年5月31日生まれ)	麻しん風しん (MR) 1期勸奨ハガキ	2歳誕生月前々月	12回 (51通)
	麻しん風しん (MR) 2期未接種者 (平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)	麻しん風しん (MR) 2期勸奨ハガキ	7月1月	2回 (805通) (226通)

対象者	内容	時期	回数
日本脳炎 未接種者 (18歳) (平成17年4月2日～ 平成18年4月1日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	7月	1回 (587通)
日本脳炎 未接種者 (12歳) (平成23年8月1日～ 平成24年3月31日生まれ)	日本脳炎勧奨ハガキ	7月～ 10月	4回 (352通)
二種混合 未接種者 (12歳) (平成23年8月1日～ 平成24年3月31日生まれ)	二種混合勧奨ハガキ		
ヒトパピローマウイルス感染症 定期接種(高1相当)・キャッチアップ 接種対象者	勧奨ハガキ	7月	1回 (6,760通)
ヒトパピローマウイルス感染症 定期接種(高1相当)・キャッチアップ 接種対象者	経過措置に関する案内ハガキ	2月	1回 (6,583通)
風しんの追加的対策 抗体検査 未実施者 (昭和37年4月2日～昭和54年4 月1日生まれの男性のうち、抗体検 査を受けていない方)	麻しん風しん(MR)5期勧奨ハ ガキ	7月	1回 (14,819通)
1歳2か月児	麻しん風しん(MR)1期、 水痘の接種勧奨ハガキ(おたふ くかぜワクチン接種費用一部助 成制度についても記載)	4月～ 3月	11回 (230通)
1歳6か月児健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット(問診票に同封)	12月 ～3月	12回
2歳半幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット(問診票に同封)	4月 ～3月	12回
4か月乳児相談、1歳6か月児健診、 3歳児健診 来所者	保健師相談において接種の確認 及び未接種ワクチンの案内	4月 ～3月	96回

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
麻しん風しん(MR) 予防接種	・こうほう佐倉に掲載(2回) ・ポスターを、市内保育施設(35か所)、市内認定こども園(8か所)、 市内幼稚園(5か所)、保健センター(3か所)に掲示

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載
日本脳炎予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ホームページに掲載
ヒトパピローウイルス感染症 定期・キャッチアップ接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (3回) ・ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ホームページに掲載
新型コロナウイルス感染症 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ホームページに掲載
風しんの追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ポスターを保健センターに掲示 ・ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ポスターを、保健センター等各公共施設 (21 か所)、 市内保育施設 (43 か所) に掲示 ・ホームページに掲載
ヒトパピローウイルス感染症ワ クチン接種費用助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ホームページに掲載
インフルエンザ予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを市内保育園 (44 か所)、保健センター (3 か所) に掲示
その他感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・蚊・ダニ媒介感染症予防ポスターを、保健センター等各公共施設 (20 か所) に掲示 ・狂犬病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策につ いてホームページに掲載

【その他】

- ・就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨 (10月～11月)
小学校 22 校、1,009 名に対し実施。

(1) ロタウイルス感染症予防接種

《目的》

ロタウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
ロタリックス (1価)	出生6週0日～ 24週0日まで	ロタリックス 1.5ml を27日以上の間隔をおいて2回経口投与
ロタテック (5価)	出生6週0日～ 32週0日まで	ロタテック 2.0ml を27日以上の間隔をおいて3回経口投与

※令和2年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和6年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人) (1価)	接種者数 (人) (5価)	合計	接種率 (%)
1回目	681	437	237	674	99.0
2回目	681	436	243	679	99.7
3回目	681	—	234	234	34.4
合計	2,043	873	714	1,587	77.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和3年度	1,857	76.7
令和4年度	1,642	69.5
令和5年度	1,650	72.0
令和6年度	1,587	77.7

《考察》

3回目の接種率が34.4%となっているが、ロタリックス(1価)は2回接種となっており、3回目の接種がないためと考えられる。今後も母子事業等を通じて適切な時期に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(2) B型肝炎予防接種

《目的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン0.25mlを27日以上の間隔をおいて2回皮下注射
3回目		初回接種後139日以上の間隔をおいて0.25mlを1回皮下注射

※平成28年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和6年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	681	687	100.9
2回目	681	699	102.6
3回目	681	648	95.2
合計	2,043	2,034	99.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	2,481(長期療養5人含む)	98.8
令和3年度	2,464	101.8
令和4年度	2,264	95.8
令和5年度	2,213	96.6
令和6年度	2,034	99.6

《考察》

今後も高い接種率を維持するために、母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(3) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和 6 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	681	0	0.0
2 回目	681	63	9.3
3 回目	681	132	19.4
4 回目	681	647	95.0
合計	2,724	842	30.9

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 6 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和 2 年度	3,468	103.6
令和 3 年度	3,312	102.6
令和 4 年度	3,092	98.1
令和 5 年度	3,002	98.2
令和 6 年度	842	30.9

《考察》

令和 6 年 4 月 1 日から 5 種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ・ヒブ）の接種が開始となった。このため、ヒブワクチン単体での接種者数・接種率は低くなっており、今後は 5 種混合ワクチンに移行することとなっている。

(4) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 8, 9V, 10A, 11A, 12F, 14, 15B, 18C, 19A, 19F, 22F, 23F, 33F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※令和6年4月から15価（13価のワクチンに血清型22F、33Fを追加したワクチン）、同年10月から20価ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、13価ワクチンは同年10月から定期接種に用いるワクチンから除くこととなった。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和6年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1回目	681	698	102.5
2回目	681	702	103.1
3回目	681	692	101.6
4回目	681	726	106.6
合計	2,724	2,818	103.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
令和2年度	3,336	99.6
令和3年度	3,300	102.2
令和4年度	3,093	98.1
令和5年度	3,006	98.4
令和6年度	2,818	103.5

《考察》

接種率は100%前後と高い値で推移している。今後も母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

- (5) 五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）DPT-IPV-Hib
 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

五種混合 DPT-IPV-Hib・四種混合 DPT-IPV・三種混合 DPT

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、ヒブの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種別	対象	実施方法	
五種混合	第1期 (初回)	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回、皮下または筋肉内に注射	
	第1期 (追加)	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下または筋肉内に注射	
四種混合	第1期 (初回)	生後2か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下に注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下に注射
三種混合	第1期 (初回)	生後2か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下に注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下に注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

※令和6年4月から五種混合ワクチンが定期接種として導入された。

《実績》

令和6年度実施結果

種別	回数		対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
五種混合	第1期	1回	709	691	97.5
		2回	709	638	90.0
		3回	709	558	78.7
		追加	709	36	5.1
	合計		2,836	1,923	67.8
四種混合	第1期	1回	709	2	0.3
		2回	709	68	9.6
		3回	709	142	20.0
		追加	709	767	108.2
	合計		2,836	979	34.5
三種混合	第1期	1回	709	0	0
		2回	709	0	0
		3回	709	0	0
		追加	709	7	1.0
	合計		2,836	7	0.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合1期合計）

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	3,455	100.3
令和3年度	3,383	102.5
令和4年度	3,125	97.0
令和5年度	3,226	103.3
令和6年度	979	34.5

年度別接種率の推移（三種混合1期合計）

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	2	0.06
令和3年度	0	—
令和4年度	3	0.09
令和5年度	13	0.4
令和6年度	7	0.2

《考 察》

令和6年4月から五種混合ワクチンが定期接種として導入され、四種混合ワクチンの接種から五種混合ワクチンの接種に切り替わる時期である。このため、各ワクチンの接種率は低くなっているが、今後の接種率の推移を見ていく必要がある。接種率を維持するため、母子事業等を通じて周知啓発を図っていくこととする。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
第1期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

《実 績》

令和6年度実施結果

回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第1期	1回	709	0
	2回	709	0
	3回	709	0
	追加	709	0
合計	2,836	0	0

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	5	0.1
令和3年度	1	0.03
令和4年度	2	0.06
令和5年度	2	0.1
令和6年度	0	0

《考 察》

外国で予防接種をしてきた場合、他のワクチンは接種が既に済んでいるため、不活化ポリオワクチンのみを接種する方が年に数名いるが、今年度はいなかった。

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

《目的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 6 年度実施結果

種別		対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
二種混合	第 2 期	1,373	936	68.2

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率 (%)
令和 2 年度	1,084	72.4
令和 3 年度	1,020（長期療養 1 人含む）	73.1
令和 4 年度	938	69.0
令和 5 年度	941	66.5
令和 6 年度	936	68.2

《考 察》

二種混合の接種率は減少しているが、日本小児科学会で推奨していることもあり、百日咳の予防を含めて、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。市で把握している令和 6 年度の三種混合（任意接種）の接種者数は 231 人であった。任意接種扱いのため接種率に反映されていないが、二種混合の接種者数に含めると接種率は 85.0%となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していくこととする。

(6) BCG 予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後1歳未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

《実績》

令和6年度実施結果

対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
681	685	100.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	848	101.3
令和3年度	829 (長期療養1人含む)	102.7
令和4年度	765	97.1
令和5年度	727	95.2
令和6年度	685	100.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

《考 察》

1歳未満でBCGを受ける人の接種率の目標値は100%である。令和5年度の接種率は95.2%であったが、令和6年度の接種率は100.6%となっており、転出入による人口動態が接種率に影響及ぼしていると考えられる。母子事業等を通じて普及啓発を強化する必要がある。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方>
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 6 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	790	723	91.5
	第 2 期	1,049	987	94.1
	合計	1,839	1,710	93.0
麻しん	第 1 期	790	0	0
	第 2 期	1,049	0	0
	合計	1,839	0	0
風しん	第 1 期	790	0	0
	第 2 期	1,049	0	0
	合計	1,839	0	0

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和 6 年 9 月末人口、第 2 期は令和 6 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移（麻しん風しん混合+麻しん単抗原+風しん単抗原実施者）

年度	期別	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和 2 年度	第 1 期	930 (長期療養 1 人含む)	99.7
	第 2 期	1,233	95.7
令和 3 年度	第 1 期	771	87.8
	第 2 期	1,198	95.6
令和 4 年度	第 1 期	847	99.3
	第 2 期	1,085	95.8
令和 5 年度	第 1 期	793	95.5
	第 2 期	1,108	94.9
令和 6 年度	第 1 期	723	91.5
	第 2 期	987	94.1

《考 察》

第1期、第2期ともに接種率を95%以上にすることが国の目標とされている。第1期、第2期とも目標を達成できなかった。1期の未接種者には、1歳3か月頃と1歳11か月頃にハガキを送付し、勧奨している。また、第2期の未接種者には、夏休みや接種期限が切れる前の2月にハガキを送付し、勧奨している。また、就学時健康診断においても個別勧奨を実施している。第1期、第2期ともハガキを送付し勧奨しても未接種の者については、母子保健事業を通じて接種勧奨を行い、接種率の向上に努めたい。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実績》

令和 6 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1 回目	790	731	92.5
2 回目	790	703	89.0
合計	1,580	1,434	90.8

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 6 年 9 月末の 1 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
令和 2 年度	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9
令和 3 年度	1,575（長期療養 1 人含む）	89.7
令和 4 年度	1,581	92.7
令和 5 年度	1,580	95.2
令和 6 年度	1,434	90.8

《考察》

接種率は、令和 5 年度に比べるとやや低くなっている。未接種の者の保護者に対しては勧奨ハガキを送付する等、引き続き効果的な周知啓発を図っていきたい。

(9) 日本脳炎予防接種

《目的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔 をおいて0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第1期 (追加)		初回接種後6か月以上の間隔をおい て0.5mlを1回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射
特例(実施 規則附則 第3条)	平成17年度から平成21年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成17年4月2日から平成19年 4月1日生まれ)20歳未満	第1期、第2期の未接種分を接種

《実績》

令和6年度実施結果

種別		回数	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
特例 以外	第1期	1回目	920	962	104.6
		2回目	920	988	107.4
		追加	967	1,053	108.9
	第1期小計(特例を除く)		2,807	3,003	107.0
	第2期		1,323	1,254	94.8
第1期、第2期小計(特例を除く)			4,130	4,257	103.1
特例	第1期	1回目		10	
		2回目		13	
		追加		19	
	第1期小計(特例)			42	
	第2期		1,432	62	4.3
第1期、第2期小計(特例)			1,432	104	7.3
合計			5,562	4,361 (4,319)	78.4 (77.7)

※特例第1期の対象者数は、平成27年度以降算出方法が示されていない。

※()は、特例第1期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末の3歳、4歳、9歳、18歳(特例措置対象者)の人口で算出しているため、接種率が100%を超えることがある。

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	5,421	86.5
令和3年度	2,698	43.0
令和4年度	5,377	89.3
令和5年度	4,689	82.4
令和6年度	4,361	78.4

第1期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	3,875	115.4
令和3年度	2,002	60.5
令和4年度	3,527	115.6
令和5年度	3,225	112.8
令和6年度	3,003	107.0

第2期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	1,010	74.9
令和3年度	419	29.9
令和4年度	1,580	115.7
令和5年度	1,327	98.9
令和6年度	1,254	94.8

《考 察》

令和3年度に日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少したため、令和3年度の接種対象者には令和4年度に繰り下げて通知する等して対応したが、令和4年度以降は通常どおりのワクチン供給量になっており、第1期、第2期とも接種率は回復している。引き続き、個別通知や母子事業を通じて周知啓発を図ることとする。

(10) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価、シルガード9・9 価）

《目的》

サーバリックス (2 価)

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

ガーダシル (4 価)

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

シルガード9 (9 価) ※令和 5 年 4 月 1 日から定期予防接種に追加

子宮頸がんの原因となる 16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

子宮頸がんの原因となる HPV 31 型、33 型、45 型、52 型、58 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
シルガード 9		※1 回目の接種を 15 歳未満に接種する場合 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・6 か月の間隔で 2 回筋肉注射 ※1 回目の接種を 15 歳以上で接種する場合 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」とされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

※令和 2 年 10 月 9 日、厚生労働省より、対象者等への周知に関する具体的な対応として、対象者等が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、情報提供を行うための資材を対象者へ個別に送付する等の通知があった。

※令和 3 年 11 月、「積極的勧奨の差し控え」を終了すると通知が出され、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対する対応として令和 3 年 12 月、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間、従来の定期接種の対象者を超えて接種を行うこと(以下、「キャッチアップ接種」という)とする通知が出された。

《実績》

令和6年度実施結果

	標準的な接種			キャッチアップ接種			合計		
	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	661	630	95.3	7,338	1,559	21.2	7,999	2,189	27.4
2回目	661	491	74.3	7,338	1,232	16.8	7,999	1,723	21.5
3回目	661	142	21.5	7,338	912	12.4	7,999	1,054	13.2
合計	1,983	1,263	63.7	22,014	3,703	16.8	23,997	4,966	20.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、標準的な接種の対象者を令和6年10月1日現在の13歳の女性の人口としている。

※標準的な接種の接種者は、中学校1年生相当の女子となっている。

※令和6年度のキャッチアップ接種の対象者は、平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女子となっている。

年度別接種率の推移

年度	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	2,130	199	9.3
令和3年度	2,103	665	31.6
令和4年度	2,235	825	36.9
令和5年度	2,040	904	44.3
令和6年度	1,983	1,263	63.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和6年9月末人口の13歳女性の人口×3回分としている。

※令和4年度、令和5年度、6年度の接種者数は、キャッチアップ接種者数を除く。

《考察》

標準的な接種年齢の接種率は63.7%となっており、啓発活動を活発に行った結果、前年度より19.4%増加している。今後も小学校6年生から高校1年生相当の女子へ向けて、子宮頸がん予防接種の普及啓発が必要である。

キャッチアップ接種については、令和6年度で終了となっているが、経過措置として令和7年度まで対象となる方は接種することができる。キャッチアップ接種の接種率は、16.8%と低い状況ではあるが、キャッチアップ接種全期間の接種率について、今後、分析する必要がある。

(11) インフルエンザ予防接種

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザ HA ワクチンを 1 回皮下注射

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：1,500 円（生活保護受給者の方は無料）

《実績》

令和 6 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	57,129	32,391	
60～64 歳		11	
合計	57,129	32,402	

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 65 歳以上の令和 6 年 9 月末人口で算出している。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
令和 2 年度	38,031	68.1
令和 3 年度	35,303	62.6
令和 4 年度	36,821	64.7
令和 5 年度	36,147	63.5
令和 6 年度	32,402	56.7

《考 察》

令和 6 年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況は継続しており、インフルエンザの発症や重症化を予防するインフルエンザ予防接種の必要性は高くなっていると考えられるが、接種率は昨年度よりも 6.8 ポイント低くなっている。こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種を希望する方に情報が届くよう努めていく。

(12) 新型コロナウイルス感染症予防接種

《目的》

新型コロナウイルス感染症の個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	m-RNA ワクチンもしくは、組換えタンパクワクチンを 1 回皮筋肉注射

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：3,500 円（生活保護受給者の方は無料）

《実績》

令和 6 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	57,129	15,816	27.7%
60～64 歳		11	
合計	57,129	15,827	

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 65 歳以上の令和 6 年 9 月末人口で算出している。

《考 察》

令和 6 年度より定期接種化されたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況は継続しており、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防する新型コロナウイルス感染症予防接種の必要性は高くなっていると考えられる。こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種を希望する方に情報が届くよう努めていく。

(13) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に 65 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ただし、②に該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、①の対象者から除く。	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：3,000 円（生活保護受給者の方は無料）

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

※平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間に於いて、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、平成 30 年度で制度が終了する予定であったが、特例措置として 5 年間、令和 5 年度まで期間が延長となった。

※令和 6 年度からは、特例措置が終了となり、定期接種の対象者は 65 歳の者となった。

《実績》

令和 6 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳	2,133	596	27.9
60～64 歳	-	1	-
合計	2,133	597	28.0

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 64 歳人口（令和 6 年 3 月末人口）で算出している

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
令和 2 年度	2,020	17.0	1,592	66.9
令和 3 年度	1,790	14.3	1,341	62.8
令和 4 年度	1,730	13.1	1,195	55.8
令和 5 年度	1,948	15.2	1,141	56.6
令和 6 年度	597	28.0	597	28.0

《考察》

令和 6 年度から対象者が 65 歳の者となり、接種期間が令和 7 年度に繰り越している者もいるため、接種率が 28.0%と低い状況であると考えられる。今後も個別通知等で勧奨し、接種率の向上に努めたい。

(14) 風しんの追加的対策（抗体検査と第5期の定期接種）

《目的》

対象世代の抗体保有率を引き上げることで、風しんの発生及びまん延を予防する。

《対象及び実施方法》

対 象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」を風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から令和6年度まで、全国無料で実施

※令和4年2月16日厚生労働省通知により、令和4年度から3年間、期間を延長し実施

《実績》

令和6年度 抗体検査実施結果

種別	対象者数 (人)	実施件数 (人)	抗体検査の 実施率(%)	結果(人)	陰性率(%)
風しんの抗体検査	14,384	578	4.0	陽性：451 陰性：127	22.0

*抗体検査の実施率=令和6年度中の実施件数/令和6年3月末日時点の昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の人数(令和5年度以前に抗体検査をした人数を除く)

令和6年度 予防接種の実施結果

種別	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
麻しん風しん混合ワクチン	127	115	90.6
風しんワクチン		8	6.3
合計	127	123	96.9

*予防接種の接種率=令和6年度中の接種者数/抗体検査の陰性者数

年度別実施率・接種率の推移

年度	抗体検査		予防接種	
	実施件数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	接種率(%)
令和4年度	738	4.6	161	102.5
令和5年度	413	2.9	83	95.4
令和6年度	578	4.1	123	96.9

《考察》

本対策が始まってからすでに7年目であり、本年度でこの事業も終了することを踏まえ、クーポン券を送ったにもかかわらず、検査をうけていない対象者14,819人へ勸奨はがきを7月に送付した。そのため、実施率、接種率ともに昨年度より伸びがあった。最終年度にワクチンの出荷制限があったため、事業期間中に抗体検査を受けて抗体価が基準に満たないかたで予防接種ができなかったかたについては、令和9年3月31日まで接種ができることとなった。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象

- ・1、2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）
※令和6年4月1日～令和7年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。（郵送可）
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額 3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関、保育園、保健センター等にてポスター掲示、市内実施医療機関等にリーフレット配布
- ・1歳2か月時に制度の案内はがきを個別通知

《実績》

令和6年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,050	456

※対象者数は、令和6年9月末時点の1歳児と2歳児の人口1,642人から、令和5年度助成済の1歳児592人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
令和2年度	1,261	754
令和3年度	1,106	616
令和4年度	1,166	644
令和5年度	1,114	606
令和6年度	1,050	456

《考察》

令和6年度は、申請期限を接種日から1年以内に変更したことで、駆け込み申請がなくなった分助成者数が減少していると考えられる。平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目的》

千葉県が実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内容》

①対象

・平成30年12月25日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査又は、妊婦健診（風しん抗体検査）を受けた結果が、HI法で32倍未満、又はEIA（IgG）法で8.0未満の方で、ワクチン接種を受けた方

※接種日から起算して1年以内の申請が対象（令和6年度から変更）

※妊婦健診の結果による接種は、令和6年8月から拡大（対象は令和6年4月接種分から）。

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。（郵送可）
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

・風しんワクチン 3,000円 ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

令和6年度実施結果

助成者数（人）
36

年度別助成者の推移

年度	助成者数（人）
令和3年度	13
令和4年度	28
令和5年度	21
令和6年度	36

《考察》

助成者36人の内訳は、妊娠を希望する女性が8人、その同居者が9人、妊婦健診が19人であった。引き続き、周知啓発に努めることとする。

(3) ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業

《目的》

ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン定期予防接種において、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、任意で接種した接種費用の全額、または一部を助成することにより、定期予防接種に係る費用負担の公平性を確保することを目的とする。

《内容》

①対象

- ・平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてからHPVワクチンを任意で接種した方 ※令和5年4月1日時点で佐倉市民の方が対象

②実施方法

【申請期間】令和4年8月1日から令和6年3月31日まで

- ・申請に必要な書類を揃え、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・領収書等で接種費用が確認できる場合は、接種費用（上限額20,000円）/1回
 - ・領収書等で接種費用が確認できない場合は、17,000円/1回
- ※助成回数は、1人につき3回まで

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

令和5年度実施結果

助成者数(人)	助成回数
1	3

年度別助成者の推移

年度	助成者数(人)	助成回数
令和4年度	20	42
令和5年度	3	6
令和6年度	1	3

《考察》

制度開始当初に多くの申請があったため、次年度は減少、事業最終年度となる令和6年度の助成者数は1人(3回分)だった。定期接種の期間が過ぎ、接種勧奨が再開されるまでに、自費で接種をしたかたへ接種費用を助成することで、費用負担の公平性を確保することができた。

(4) 带状疱疹ワクチン接種費用助成事業

《目的》

水痘 - 带状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防をし、接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象

- ・接種時に50歳以上のかた
- ・带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上のかた

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・不活化ワクチン(带状疱疹ワクチン「シングリックス®」) 1回5,000円を上限(2回まで)
- ・生ワクチン(乾燥弱毒性水痘ワクチン「ビケン」) 1回2,000円を上限(1回まで)

④周知方法

- ・こうほう佐倉、ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関、保健センター等にてポスター掲示、市内実施医療機関等にリーフレット配布

《実績》

令和6年度実施結果

対象者数(人)	助成者数(人)
93,150	1,020 内訳：シングリックス 619 ：ビケン 401

※対象者数は、令和6年9月末時点の50歳以上の人口。

《考察》

令和6年度より事業が開始されたが、令和7年度からの定期接種化に伴い、令和7年度で終了。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内8会場延べ32日間実施
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～12月 市内34医療機関
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・市の特定健診（健康診査）の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
令和2年度	55,590	12,234	22.0
令和3年度	56,302	13,394	23.8
令和4年度	56,730	13,841	24.4
令和5年度	56,918	13,767	24.2
令和6年度	57,051	13,961	24.5

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査 率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	57,051	4,117	7.2	155	3.8	122	0
個別		9,844	17.3	320	3.3	263	1
合計	57,051	13,961	24.5	475	3.4	385	1

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		要 精密 検査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状況				
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		受診者		未 受診者 (人)	未 把握者 (人)	
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%			結核 人
男性	65～69	5,110	696	13.6	21	0	0.0	8	38.1	11	52.4	2	9.5	0	0.0	18	85.7	1	0	3
	70～74	6,348	1,414	22.3	54	1	1.9	23	42.6	26	48.1	1	1.9	3	5.6	40	74.1	0	0	14
	75～79	6,233	1,895	30.4	86	0	0.0	26	30.2	43	50.0	9	10.5	8	9.3	70	81.4	0	5	11
	80歳以上	7,966	2,084	26.2	95	1	1.1	32	33.7	39	41.1	12	12.6	11	11.6	70	73.7	0	6	19
	小計	25,657	6,089	23.7	256	2	0.8	89	34.8	119	46.5	24	9.4	22	8.6	198	77.3	1	11	47
女性	65～69	5,720	1,100	19.2	21	0	0.0	9	42.9	12	57.1	0	0.0	0	0.0	20	95.2	0	0	1
	70～74	7,364	2,096	28.5	57	1	1.8	15	26.3	36	63.2	2	3.5	3	5.3	49	86.0	0	3	5
	75～79	7,243	2,435	33.6	69	0	0.0	23	33.3	37	53.6	4	5.8	5	7.2	59	85.5	0	3	7
	80歳以上	11,067	2,241	20.2	72	3	4.2	14	19.4	41	56.9	7	9.7	7	9.7	59	81.9	0	5	8
	小計	31,394	7,872	25.1	219	4	1.8	61	27.9	126	57.5	13	5.9	15	6.8	187	85.4	0	11	21
男性	集団	25,657	2,099	23.7	96	1	1.0	41	42.7	37	38.5	14	14.6	3	3.1	71	74.0	0	2	23
	個別		3,990		160	1	0.6	48	30.0	82	51.3	10	6.3	19	11.9	127	79.4	1	9	24
女性	集団	31,394	2,018	25.1	59	2	3.4	25	42.4	31	52.5	1	1.7	0	0.0	51	86.4	0	0	8
	個別		5,854		160	2	1.3	36	22.5	95	59.4	12	7.5	15	9.4	136	85.0	0	11	13
合計	57,051	13,961	24.5	475	6	1.3	150	31.6	245	51.6	37	7.8	37	7.8	385	81.1	1	22	68	

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

前年度と比較して受診率は0.3%増加した。検診の周知を継続し、高齢者の結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防に努めていく。また、検診受診者に対し要精密検査となった場合の精密検査受診の重要性について啓発していくとともに、要精密検査者への未受診勧奨に取り組んでいく。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実績》

健康手帳の交付状況（単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R2 年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143
R3 年度	1,697	3,355	5,052	1,090	1,146	2,236	2,787	4,501	7,288
R4 年度	1,729	3,419	5,148	1,090	1,078	2,168	2,819	4,497	7,316
R5 年度	1,639	2,810	4,449	597	415	1,012	2,236	3,225	5,461
R6 年度	957	2,277	3,234	538	362	900	1,495	2,639	4,134

健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診（検診）の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診（検診）受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらおうようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「-・±」⇒「-」、 保健指導判定値「+以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「+以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。
R2～4年度	・変更なし。
R5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・「ロコモティブシンドローム予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「軽度認知障害 (MCI)」を追記 ・「がん」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・「佐倉市で受けられるがん検診」に前立腺がん検診を追記
R6年度	・大きな変更なし。

《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。厚生労働省ホームページからダウンロードでき、多言語に対応している。個人の健康管理により役立つよう、配布の方法について見直していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 3 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 6 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④飲酒 ⑤喫煙 ⑥歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

- ① 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条）による健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。（健康増進事業実施要領より）

- ② 地域保健事業による健康教育

上記以外のかた

(2) 種類・内容

- ① 健康増進事業による健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 地域保健事業による健康教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実績》

※令和6年度から健康さくら21（第3次）になったため、こころの健康関係は、こころの健康づくりに掲載する。

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

① 年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
令和2年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0
令和3年度	32 (20)	557 (126)	64	193 (126)	299	1
令和4年度	39 (24)	635 (112)	80	211 (112)	335	9
令和5年度	128 (106)	4,285 (1,841)	617	1,910 (1,841)	1,745	13
令和6年度	113 (100)	3,101 (1,360)	322	1,360	1,345	74

② 健康教育種類別実績

分類	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
一般	80 (66)	1,945 (824)	220	824	830	71
歯周疾患	2 (2)	31 (4)	0	4	24	3
ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	20 (20)	879 (453)	82	453	344	0
慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
病態別	11 (11)	246 (79)	20	79	147	0
薬	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
計	113 (100)	3,101 (1360)	322	1,360	1,345	74

③ 健康教育事業別実績

事業名	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	11	185	21	57	86	21
講師派遣	5	88	0	6	79	3
メタボ予防のための「知って得する食事教室」	5	18	0	3	15	0
ヘルスアップ運動教室	12	60	0	25	35	0
人生100年生命の科学フェスティバル	1	50	0	0	0	50
検診会場でのがん予防健康教育	20	1,081	144	523	414	0
骨粗しょう症検診会場での健康教育	8	819	82	428	309	0
糖尿病予防学習会	4	76	0	23	53	0
慢性腎臓病予防講演会	1	42	0	5	37	0
食生活改善推進員活動	46	682	75	290	317	0
総計	113	3,101	322	1,360	1,345	74

※R6年度実績からこころの健康に関する教育内容については「こころの健康づくり事業」に計上

《考 察》

健康教育の内容としては、生活習慣病予防などの一般的なテーマが中心であり、健康の維持、増進に関する基礎的知識の提供に寄与していると考えられる。一方、病態別の内容に関しては教室方式や講演会、検診会場での実施が主であり、回数や対象が限定される傾向にあった。

次年度においては、検診の実施方法について、会場での健康教育実施見送りも含め見直しを検討している。検診受診は、疾病予防に対し関心が高い状態であり、関連する健康教育を実施することは効果的であり、また若い世代への健康教育の機会でもあることから、課内連携を図り、実施の方向で検討する必要がある。

●出前健康講座・講師派遣

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、家庭教育学級、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。対応日時は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後17時の間の2時間以内。(年末年始を除く)

③ 内容

出前健康講座メニュー（生活習慣病や運動、ストレスとこころ、喫煙、飲酒、歯科、栄養・食生活に関すること等）からの選択、または申請者と協議のうえ決定する。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	11 (8)	185 (57)	21	57	86	21
講師派遣	5 (3)	88 (6)	0	6	79	3
計	16 (11)	273 (73)	21	63	165	24

《考 察》

佐倉第三工業団地や佐倉工業団地の総会へ行き、説明会を実施し、若い年齢対象に健康教育が実施できるように努めている。そのため、施設や企業などからの依頼に基づき実施している。内容は生活習慣病、メンタルヘルス、感染対策、乳がん自己触診法、栄養、運動等多岐にわたっている。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

- ・特定保健指導の対象者
- ・40歳～74歳の生活習慣病予防のため食生活改善に関心がある市民
市民

② 方法

1コース1回 5コース実施。定員8名。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供
- ・食生活の課題に対する具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

こうほう佐倉、佐倉市公式LINE、健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			40～64歳	65歳以上	不明
1コース	1	6	0	6	0
2コース	1	2	1	1	0
3コース	1	3	1	2	0
4コース	1	4	0	4	0
5コース	1	3	1	2	0
計	5 (3)	18 (3)	3	15	0

《考察》

参加者の利便性に配慮し全コース同じテーマで開催した。栄養士による小規模の集団指導方式とし、食事内容の振り返りと調理のデモンストレーションや試食を取り入れ、具体的かつ実践的な内容とした。定員に対する参加者が少ないため、周知方法の工夫については、今後検討が必要であると考えられる。

●ヘルスアップ運動教室

《内容》

- ① 対象者：特定保健指導の対象者や特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要となる、40～69歳以下の市内在住、在勤者。
- ② 方法：3クラス方式（運動入門クラス、有酸素運動クラス、筋トレクラス）、年12回実施した。クラス定員15人。
- ③ 内容：健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。
- ④ 周知方法：対象者へ個別通知、健康アドバイス会等で案内。

《実績》※実績値の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				40～64歳	65歳以上	不明
運動入門クラス	4 (4)	12 (4)	20 (9)	9	11	0
有酸素運動クラス	4 (4)	5 (0)	19 (7)	7	12	0
筋トレクラス	4 (4)	12 (7)	21 (9)	9	12	0
計	12 (12)	29 (11)	60 (25)	25	35	0

《考察》

令和6年度は、参加者を増やすための工夫として、チラシの内容の充実及び市公式LINEによる周知を試みたが、定員に対し利用者は少なかった。運動習慣が身に付き、継続しているか評価が困難である。

本事業は、3クラス方式（運動入門クラス、有酸素運動クラス、筋トレクラス）で実施した。1人でそれぞれ1クラスずつ合計3クラス参加できるようにした。複数のクラスに参加する方が多かった。そのため、引き続き教室の実施方法や内容の見直し及び検討を行い、市民が参加しやすい教室の運営に努めたい。そのため、スポーツクラブと協力または委託するなど、継続して市民の方が運動できるように工夫した教室にしたい。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内 容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
子宮頸がん検診会場	1 (1)	20 (8)	2	8	10	0
乳がん検診会場	19 (11)	1,061 (515)	142	515	404	0
計	20 (12)	1,081 (523)	144	523	414	0

《考 察》

検診の受診時は健康への意識も高く、乳がんの早期発見には自己触診を正しく理解し、継続して実施することが効果的である。検診の機会を活用するし健康教育することは女性の健康を守るためにも有効であると考えため、課内連携を図り今後も継続していく。

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場で実施
- ③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
骨粗しょう症検診	8 (8)	819 (428)	82	428	309	0

《考察》

骨粗しょう症検診はその場で結果も出ること、若い時期から、予防対策を取っておくこと、また、閉経期を迎えた女性であっても、骨密度を維持するための生活の見直しや運動により、急激な骨密度の低下につながる生活を送ることが期待できるため、検診会場で教育を行うことが、骨粗鬆症予防対策として効果的と考えられ、課内連携を図り、今後も継続していく。

●糖尿病予防学習会

《内容》

- ①対象者：40～69歳の佐倉市の特定健診受診者のうち、HbA1c〔NGSP値〕5.6～6.0%で、糖尿病の服薬治療を受けていない者。
- ②内容：対面開催。保健師や栄養士、歯科衛生士による講義を実施。2課では、健康運動指導士による運動の実技を実施。
- ④ 従事者：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士
- ④周知方法：対象者に個別通知（1回目519人、2回目610人）

《実績》

		延人数（人）	延人数 内訳	
			40～64歳	65歳以上
1回目	1課	21	5	16
	2課	19	5	14
2回目	1課	20	7	13
	2課	16	6	10
計	—	76	23	53

《考察》

65歳以上の参加者が多く、対面開催により、その都度質疑応答に応じられたり、健康運動指導士の指導が直接受けられることから、本教室は対面開催のメリットが大きいものとする。

今後も講義内容等の検討及び改善を重ね、市民の糖尿病予防の一助となるよう努めたい。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第3次)目標値	適正体重を維持している者の増加(65歳未満BMI18.5~25未満) 66.0% 適正体重を維持している者の増加(65歳以上BMI20を超え25未満) 66.0% 適正体重を維持している者の増加(BMI20以下の高齢者の割合) 13.0% 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 70.0% メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合…18.7%

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

- ① 対象 市民(健康増進法第17条第1項に基づく対象者は40歳から64歳までのかた)
- ② 方法
 - (1) 定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施。
 - (2) 定例外健康相談：各保健センターで設定された「健康相談」以外で健康相談を実施。
(窓口来所、健康教育等の事業の際に健康相談を実施、健診会場、各イベント時に実施等)
 - (3) 糖尿病予防相談会：市の健診の結果、HbA1cが高値の方に実施。毎年100人前後に送付。
(定例健康相談内で実施)
 - (4) 電話相談：電話による相談対応。
- ③ 周知方法 こうほう佐倉や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示。

《実績》

- ① 定例・定例外健康相談年度別実績 定例健康相談開催時に随時禁煙相談・糖尿病予防相談会実施。

年度	開催回数(回)	延人数(人)				
		定例健康相談(再掲)	定例健康相談(再掲)			
令和2年度	121	21	410			55 (内 禁煙相談1) (内 糖尿病予防相談会12)
			40歳未満 5	40歳~64歳 126	65歳以上 279	
令和3年度	77	20	550			84 (内 禁煙相談4) (内 糖尿病予防相談会9)
			40歳未満 7	40歳~64歳 193	65歳以上 350	
令和4年度	109	20	617			86 (内 禁煙相談2) (内 糖尿病予防相談会11)
			40歳未満 6	40歳~64歳 239	65歳以上 372	
令和5年度	120	18	589			59 (内 禁煙相談2)

			40歳未満 3	40歳～64歳 239	65歳以上 347	(内 糖尿病予防相談会 9)
令和6年度	98	18 (台風接近のため 1回中止)	642 (うち不明: 7)			66 (内 禁煙相談 1) (内 糖尿病予防相談会 8)
			40歳未満 18	40歳～64歳 246	65歳以上 371	

② 令和6年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	0
	高脂血症	1
	糖尿病	5
	歯周疾患	0
	骨	90
	女性の健康	3
	病態別	1
総合健康相談		146
合計		246(※1)

(※1) 重複して計上しているため、40～64歳の延人数と数値が異なることがある。

③ 禁煙相談 (再掲) 合計 328 件 (※2)

健康相談の種類	開催回数 (回)	年齢別内訳				延人数 (人)
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	不明	
定例健康相談での実施	1	0	0	1	0	1
定例外健康相談での実施	2	0	1	1	0	2

(※2) 特定健診会場において、問診票をもとに喫煙者に対して相談および喫煙による健康被害について直接説明を実施した 325 件を含む。

④ 電話相談 合計 824 件

内訳 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子の健康に関すること	2434	2410	1845		
生活習慣病	269人 (16.5%)	250人 (18.2%)	307人 (27.7%)	285人 (44.4%)	306人 (37.1%)
精神保健福祉	103人(6.3%)	95人(6.9%)	85人(7.7%)	66人(10.3%)	235人 (28.5%)
新型コロナウイルス関連	995人 (60.9%)	767人 (55.8%)	488人 (44.1%)	34人(5.3%)	26人(3.2%)
その他疾患				32人(5.0%)	66人(8.0%)
歯科	14人(0.9%)	49人(3.6%)	20人(1.8%)	17人(2.6%)	11人(1.3%)
結核				1人(0.2%)	
肝炎ウイルス				1人(0.2%)	

その他 (上記以外の健康・病気 に関すること等)	247人 (15.1%)	212人 (15.4%)	206人 (18.6%)	206人 (32.1%)	169人 (20.5%)
感染症に関すること	6人(0.4%)	1人(0.1%)	1人(0.1%)		11(1.3%)
計	4068人	3784人	2952人	642人(※3)	824人(※3)

(※3) 令和5年度及び令和6年度の母子の健康に関することに関しては、Ⅱ子どもの保健で計上。

《考 察》

令和6年度の定例健康相談の相談延べ人数は、前年度と比較すると微増している。

現在、健康相談の周知として市の健康診査の結果の裏面やこうほう佐倉への掲載、成人保健事業等で周知を行っており、次年度は予約状況に応じて佐倉市公式LINEを活用するなど周知方法を検討し、必要な方への支援につなげられるよう努めたい。

HbA1cが高値の方に対し、糖尿病予防相談会の案内及び糖尿病に関する情報提供を行ったことで、糖尿病の予防に関する啓発のほか、来所者には生活習慣改善の指導等が実施できており、本取組は有効であると考えます。

禁煙相談の実施件数は3件であった。特定健診会場にて、喫煙者に対して喫煙による健康被害及び禁煙相談の活用について直接説明を行ったが、相談に至ったのは1名のみであった。このことから、直接的な働きかけによる効果は限定的であるため、令和7年度は特定健診会場で喫煙者に対し受動喫煙による害や禁煙支援を案内するチラシを配布し禁煙のきっかけづくりを目指す。

電話相談に関しては、824件であり前年度と比較して増加しており、とくに「精神保健福祉」の件数が増加している。今後も随時市民の相談に応じながら、必要な情報提供の実施や適切な相談機関等につなげるなど、市民の不安軽減に努めニーズに合わせた電話相談を継続する。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団検診（7月～3月、市内8会場延べ32日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・胃がん検診と併せて予約制で実施。

イ 個別検診（6月～12月、市内32医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等、周知啓発を実施

ウ 社会福祉課担当ケースワーカーから、検診PRチラシ配布

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診に係る費用

無料

《実績》

① 実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R2年度	837	58	6.9
R3年度	869	65	7.5
R4年度	848	50	5.9
R5年度	839	65	7.7
R6年度	877	63	7.2

② 性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	38	4	10.5	3	75.0	0	0.0	1	25.0
	50～59	70	3	4.3	2	66.7	1	33.3	0	0.0
	60～64	49	2	4.1	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	43	1	2.3	1	0.0	0	0.0		
	70～74	76	4	5.3	4	100.0	0	0.0		
	75歳以上	173	13	7.5						
	小計	449	27	6.0	12	44.4	1	3.7	1	3.7
女性	40～49	52	7	13.5	7	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	60	9	15.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	37	1	2.7	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	29	1	3.4	1	100.0	0	0.0		
	70～74	53	6	11.3	6	100.0	0	0.0		
	75歳以上	197	12	6.1						
	小計	428	36	8.4	24	66.7	0	0.0	0	0.0
男性	集団	449	7	6.0	12	44.4	1	3.7	1	3.7
	個別		20							
女性	集団	428	9	8.4	24	66.7	0	0.0	0	0.0
	個別		27							
合計		877	63	7.2	36	57.1	1	1.6	1	1.6

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に受診券セットを郵送して健診の周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施している。生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和3年1月から必須事業として施行された。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化したことから、令和3年度は受診者数が過去4年間で最多となった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止のためケースワーカーが被保護者に直接会って勧奨する機会が減ったことが影響し令和4年度は受診率が減少した。令和5年度の受診率は上昇したが、令和6年度は0.5減少した。今後とも両課で連携し、生活保護受給者への周知および受診勧奨を続け、受診率向上にむけた取り組みを検討していく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第17条第1項及び第19条の2 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 61.4% → 95% ・ 19歳以上におけるむし歯を有する者の割合 31.0% → 20% ・ 19歳～39歳における歯肉に炎症所見を有する者の割合 22.4% → 15% ・ 40歳以上における歯周炎を有する者の割合 63.7% → 40% ・ 60歳以上におけるむし歯の根面むし歯を有する者の割合 — → 5%

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知：40～74歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で19・20（女性のみ）・25・30・35（女性のみ）・40・45・50・55・60・65
・70歳の節目のかた。

令和5年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」：6月1日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診のPRを掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

PR活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性をPRした。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内59歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6月1日～翌年2月10日

《実績》

① 受診状況 対象者数 146,607人（19歳以上の市民）

受診数 830人（男性 328人、女性 502人）、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
令和2年度	149,010	763	0.5
令和3年度	147,179	817	0.6
令和4年度	147,322	885	0.6
令和5年度	147,089	810	0.6
令和6年度	146,607	830	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
男性	42	19	28	26	44	111	58	328 (39.5)
女性	41	61	57	81	83	127	52	502 (60.5)
総数	83	80	85	107	127	238	110	830 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数 (人)

(受診者 830 人の内訳)

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
佐倉	11	15	24	13	29	52	19	163 (19.6)
白井	17	15	13	18	18	39	19	139 (16.7)
志津	39	36	32	44	63	119	55	388 (46.7)
根郷	13	8	12	22	5	21	8	89 (10.7)
和田	0	0	0	0	0	2	1	3 (0.4)
弥富	0	1	0	0	0	0	0	1 (0.1)
千代田	3	5	4	10	12	5	8	47 (5.8)
総数	83	80	85	107	127	238	110	830 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
24 歯以上	83	80	84	105	110	183	66	711 (85.7)
20～23 歯	0	0	1	2	14	30	24	71 (8.5)
19 歯以下	0	0	0	0	3	25	20	48 (5.8)

⑥ 年代別、歯周病の罹患状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

ポケット深さ	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
健全	59	46	41	50	47	108	46	397 (47.8)
うち、出血あり	23	15	11	15	7	17	3	91
4mm～5mm	23	30	33	46	62	73	32	299 (36.0)
6mm 以上	1	4	11	11	18	56	30	131 (15.8)
該当歯なし	0	0	0	0	0	1	2	3 (0.4)

*指標：19 歳～39 歳における歯肉に炎症所見を有する者の割合 23.3% (健全で出血あり)

*指標：40 歳以上における歯周炎を有する者の割合 55.8%

⑦ 年代別、むし歯の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳) むし歯の有無	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
なし	60	54	56	68	76	153	70	537 (64.7)
あり	23	26	29	39	51	85	40	293 (35.3)
うち根面部むし歯	1	0	1	3	9	12	3	29

*指標：19 歳以上におけるむし歯を有する者の割合 35.3%

*指標：60 歳以上における根面むし歯を有する者の割合 5.1%

⑧ 年代別、歯石付着の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
付着状況								
なし	19	14	17	15	26	43	31	165 (19.9)
軽度	55	62	50	69	67	158	70	531 (64.0)
中程度	9	4	18	23	34	37	9	134 (16.1)

⑨ 年代別、判定区分 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
判定区分								
異常なし	29	20	19	29	30	66	42	235 (28.3)
要指導	17	23	15	18	27	39	11	150 (18.1)
要精検	37	37	51	60	70	133	57	445 (53.6)

《考 察》

今年度は厚生労働省監修の「歯周病検診マニュアル 2023」に基づき診査票を改訂した上で実施した。また、実施期間をこれまでの 12 月 10 日から翌年 2 月 10 日まで延長したことにより、受診数は微増したものの若年層・中年層の受診数が低く、受診者の約半数が精密検査を要する状況であった。今後は協力医療機関との連携強化とともに、若年層・中年層や無関心層への啓発を進め、定期的な歯科健診の重要性を周知していく必要がある。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性

② 実施方法

- ・期間 8月から10月、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

（測定部位は利き腕と反対の橈骨。骨折歴がある場合は非骨折側の橈骨）

・検診の流れ

問診後、検診車にて検査、判定別に案内

<要指導者および希望者>当日、栄養士より健康アドバイス

<要精密検査者>当日、精密検査書類を作成し、医療機関受診の説明

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65歳になる女性

《実績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33
R3年度	11,592	841	7.3	105	12.5	76	72.4	44
R4年度	10,973	1,103	10.1	133	12.1	103	77.4	52
R5年度	11,168	1,083	9.7	127	11.7	96	75.6	38
R6年度	10,934	989	9.0	160	16.2	136	85.0	77

※精検受診者については、令和7年6月12日までに報告された方

② 性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数			検診結果						精密検査受診状況			
		人	%	異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人	
				人	%		%	人	%	人	%			
20	757	12	1.6	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
25	704	16	2.3	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
30	620	39	6.3	38	97.4	0	0.0	1	2.6	1	0.0	0	0	
35	764	40	5.2	39	97.5	1	2.5	0	0.0	0	0.0	0	0	
40	940	64	6.8	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
45	1,138	85	7.5	85	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
50	1,375	143	10.4	142	99.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0	
55	1,276	166	13.0	134	80.7	24	14.5	8	4.8	7	87.5	1	5	
60	1,016	153	15.1	71	46.4	50	32.7	32	20.9	28	87.5	4	18	
65	1,033	177	17.1	44	24.9	68	38.4	65	36.7	50	76.9	15	30	
70	1,311	94	7.2	16	17.0	24	25.5	54	57.4	50	92.6	0	24	
	10,934	989	9.0	661	66.8	168	17.0	160	16.2	136	85.0%	24	77	

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③ 栄養士による健康アドバイス実施状況

※集団検診での実施分

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	4	要指導	166	168
40～64歳	89	要精密検査 (希望者)	0	160
65歳以上	92	異常を認めず (希望者)	19	661
合 計	185	合 計	185	989

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。令和5年度からパネルの一部を変更し、配布資料もビタミンKについてのチェックリストを取り入れた。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。
- ・アドバイスコーナーへの来所数は昨年度比較すると30%ほど増えていた。
- ・40～64歳の相談者が48.1%と、65歳以上より少なかった。更年期前後の相談者も多く、今後の見通しや生活で注意することなどライフステージに合わせた指導を行った。
- ・危険度チェックの結果から、対象者にあったアドバイスや質問に答えることにより「参考になった」「寄ってよかった」との感想を聞くことができた。

④ その他

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は17.9%（28人中5人）、30歳・35歳は19.0%（79人中15人）だった。月経不順のうち未治療の割合は、20歳・

25歳が60%（5人中3人）、30歳・35歳では、27%（15人中4人）。検診結果は、全員「異常なし」だった。また、20～35歳の受診者中、極端なダイエット歴があると回答したのは5人で、そのうち月経不順は2人で1人は治療中、1人は経過観察だった。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は令和2年度大幅に減少したが、令和3年度以降増加し令和4年度は過去5年間で最も高い受診率となった。令和5年度は受診率が若干減少したため、令和6年度は予約開始直後から個別勧奨を実施したが、受診率は0.7ポイント減少した。引き続き、受診率増加のための方策を検討していく。

若い世代の月経不順のうち、未治療となっている者がおり、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関する知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。令和6年度からは、チラシ配布から、会場でのパネル掲示へ変更している。

65歳以上の受診者に対しては、切れ目のない支援を目的に、検診会場で65～70歳の受診者に、高齢者の相談窓口や高齢者事業案内などの資料を配布している。骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携を図っていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（7月～3月、市内8会場延べ32日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・胃がん検診と併せて予約制で実施。

イ 個別検診（6月～12月、市内32医療機関）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた
- ・40歳の勸奨はがきは実施

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実績》

① 過去5年間の実施状況 ※対象者数は受診券初期発送者数

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	B型陽性	
				(人)	(%)
R2年度	42,592	887	2.1	5	0.6
R3年度	41,194	713	1.7	3	0.4
R4年度	40,685	727	1.8	1	0.1
R5年度	40,204	937	2.3	6	0.6
R6年度	38,719	1,331	3.4	4	0.3

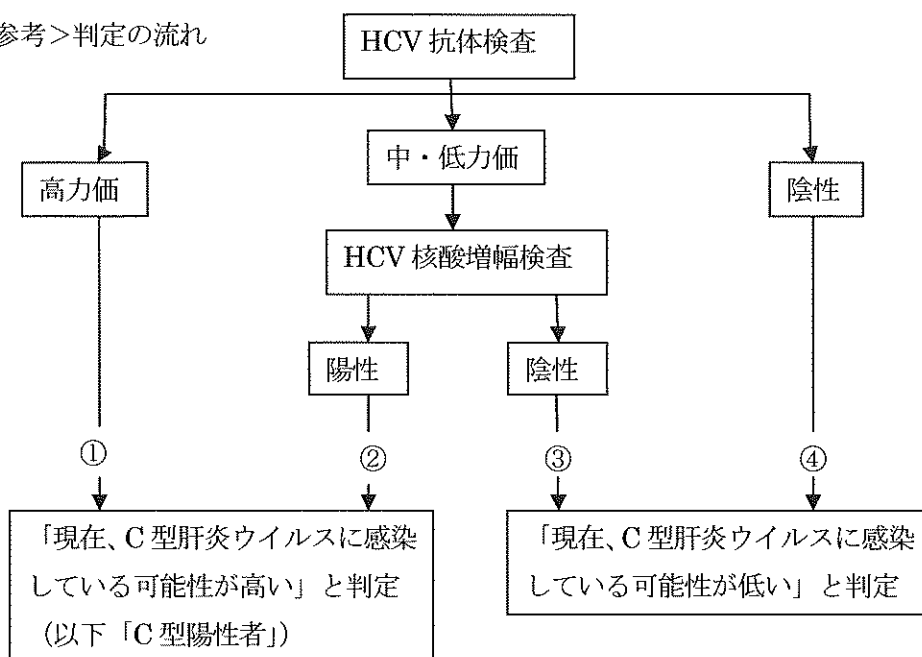
② B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	204	1	204	0	0	0	204
41～44	29	0	29	0	0	0	29
45～49	92	0	92	0	0	0	92
50～54	90	0	90	0	0	0	90
55～59	80	0	80	0	0	0	80
60～64	103	0	103	0	0	0	103
65～69	210	0	210	0	0	0	210
70～74	235	2	235	0	0	1	234
75～79	180	0	180	0	0	0	180
80歳以上	108	1	108	0	0	1	107
集団	784	2	784	0	0	1	783
個別	547	2	547	0	0	1	546
合計	1,331	4	1,331	0	0	2	1,329

③ 無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	204	1	204	0	0	0	204
45	67	0	67	0	0	0	67
50	52	0	52	0	0	0	52
55	60	0	60	0	0	0	60
60	73	0	73	0	0	0	73
65	127	1	127	0	0	0	127
集団	462	0	462	0	0	0	462
個別	121	1	121	0	0	0	121
合計	583	1	583	0	0	0	583

<参考>判定の流れ



事業経過

平成 20 年度	国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられる
平成 25 年度	HCV 抗体検査の結果、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C型肝炎ウイルス検査の精度が向上
平成 23 年度	「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』とされたため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、平成 28 年度から 65 歳のかたも検診費用が無料となる
平成 27 年度	より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止。複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施
令和元年度	複合集団検診の全会場で肝炎ウイルス検診を開始。集団検診での受診者が増加
令和 2 年度	肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大。個別検診での受診者数が増加

《考 察》

令和 5 年度から受診率が上昇している。一部の個別検診協力医療機関が、対象者に受検を勧めてくれたことが影響していると思われる。40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

事業経過

平成 25 年度	平成 26 年 3 月 31 日に厚生労働省が「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示
平成 27 年度	「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」が 10 月 1 日より施行。肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなった
平成 28 年度	佐倉市肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送

《内容》

①対象者

- ・平成 30 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送

《実績》

<令和6年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	1 人 / 4 人 (25%)	0 人 / 4 人 (0%)

《考察》

令和 6 年度で B 型陽性と判定された 4 名だった。フォローアップ事業への参加同意は、陽性者に郵送で同意書を送付し、返送してもらう方法をとっている。同意書および調査票の返送がなく、3 名が未把握となっている。陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨の方法を検討していくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	(現状値)→(目標) ・19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 61.4%→95%

《目的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内容》

① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」：8月1日広報に掲載した。

ホームページ：市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。

チラシ配布：市内協力歯科医療機関等にチラシを配布した。

PR活動：佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。

個別勧奨：年度末年齢40歳および50歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④ 実施期間 9月1日～2月10日

《実績》

① 受診状況 定員500人(受診申込者469人)

1次検診(問診・視診・触診)受診数341人(男性182人、女性159人)、

2次検診(細胞診)実施数6人

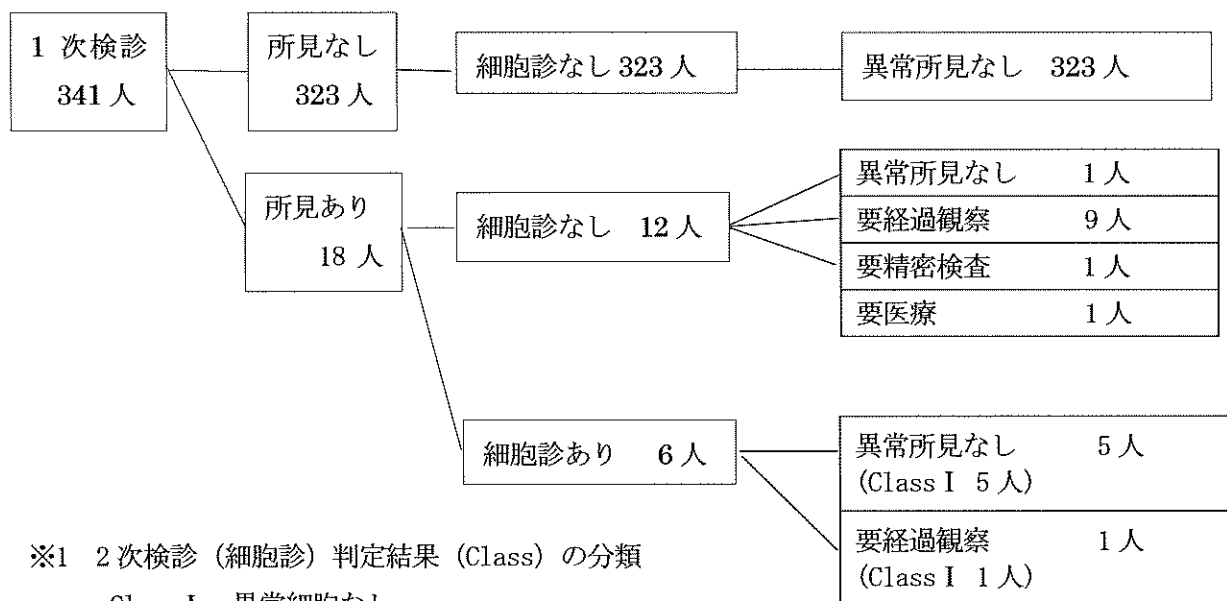
② 年度別受診数の推移(人)

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
令和2年度	297	393	75.6%
令和3年度	308	427	72.1%
令和4年度	315	446	70.6%
令和5年度	323	442	73.1%
令和6年度	341	469	72.7%

③ 地区別年代別受診者数(人)

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	10	12	5	24	5	56
臼井	9	15	9	23	14	70
志津	18	45	20	54	8	145
根郷	13	8	14	9	4	48
和田	0	0	0	1	0	1
弥富	0	0	0	0	1	1
千代田	3	4	3	9	1	20
総数	53	84	51	120	33	341

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

- Class I…異常細胞なし
- Class II…異形はあるが、異常細胞なし
- Class III…疑わしい細胞あり
- Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）			
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人	要医療 人
男性	40～49	41	40	1	0	0
	50～59	61	58	2	0	1
	60～69	18	16	1	1	0
	70～79	49	48	1	0	0
	80～	13	13	0	0	0
	小計	182	175	5	1	1
女性	40～49	12	12	0	0	0
	50～59	23	22	1	0	0
	60～69	33	33	0	0	0
	70～79	71	68	3	0	0
	80～	20	19	1	0	0
	小計	159	154	5	0	0
総計		341	329	10	1	1

⑥ 要経過観察・要精密検査・要医療の内訳

要経過観察（10人）の内訳

白板症	1	口内炎	2	繊維腫疑い	1
扁平苔癬	1	舌炎	1	金属性色素沈着	1
紅板症疑い	1	血管腫	1	火傷、圧迫痕	1

要精密検査（1人）の内訳

白板症	1
-----	---

要医療（1人）の内訳

地図状舌の疑い	1
---------	---

⑦ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	要医療	前がん病変・前がん状態疑い者数 ※3	発見率	がん	発見率
令和2年度	297	22	0	0	5	1.7%	0	0%
令和3年度	308	17	1	1	6	1.9%	0	0%
令和4年度	315	17	0	0	6	1.9%	0	0%
令和5年度	323	7	2	0	3	0.9%	0	0%
令和6年度	341	10	1	1	4	1.2%	0	0%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬が含まれる。

⑧ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師認定研修会

日 程	令和6年6月4日（火）	令和7年2月18日（火）
時 間	20時～22時	20時～21時30分
演 題	口腔がんの基礎知識、見逃さない、口腔がん	口腔がんの基礎知識、見逃さない、口腔がん
実 習	視触診と細胞診	視触診
講 師	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏
参加人数	26人（内協力医22人） 実習参加者12人 新規指定歯科医師3人	22人（内協力医18人） 実習参加者2人 新規指定歯科医師2人

イ. 口腔がん検診症例検討会

日 程	令和6年9月6日（金）～ 令和7年1月31日（金）	
時 間	佐倉市 YouTube 配信	
演 題	「なにか変？」に気づけるようになる口腔粘膜疾患の診方～歯科衛生士の視点～	嚥下障害 ～患者視線で臨床を～ 1回目（30分）：知っておきたい口腔がんの基礎 2回目（30分）：見逃さない口腔がん～誰でもできるスクリーニング検査編～
講 師	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 准教授 菅原圭亮 氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏
参加人数	対象：歯科医療従事者 視聴回数：91回	対象：歯科医療従事者 視聴回数：91回

《考 察》

今年度から定員数を330人から500人に増やしたところ、469人の申込みがあった。昨年度は、受診券の受付開始から1か月程度で終了していたが、今年度は口腔がん検診の実施期間の終了まで受け付けることができた。受診券を申し込んだものの未受診となった者の状況をみると、40歳代、50歳代の未受診者が多い傾向にあった。

また、40歳および50歳となる男性を対象に、はがきによる受診勧奨を実施した結果、男性の受診者数は女性と比較して、40歳代で29人、50歳代で38人多かった。

今後も希望者がより受診しやすい体制の整備に努めたい。

5. 各種がん検診等

(1) 胃がん検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内7会場延べ30日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内23医療機関で実施
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	8,612	7.5
令和3年度	114,669	9,893	8.6
令和4年度	114,848	10,327	9.0
令和5年度	114,888	10,098	8.8
令和6年度	114,899	9,739	8.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	3,221	2.8	239	7.4	189	4
個別		6,518	5.7	508	7.8	360	18
計	114,899	9,739	8.5	747	7.7	549	22

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	5,146	58	1.1	56	96.55	2	3.45	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,148	103	1.7	99	96.12	4	3.88	3	75.0	0	1	0
	50～54	6,980	134	1.9	130	97.01	4	2.99	1	25.0	0	3	0
	55～59	5,992	123	2.1	118	95.93	5	4.07	5	100.0	0	0	0
	60～64	5,069	176	3.5	157	89.20	19	10.80	9	47.4	1	9	0
	65～69	5,110	454	8.9	401	88.33	53	11.67	35	66.0	1	17	0
	70～74	6,348	899	14.2	807	89.77	92	4.76	64	69.6	0	28	4
	75～79	6,233	1,215	19.5	1,095	90.12	120	9.88	89	74.2	0	31	5
	80歳以上	7,966	1,183	14.9	1,080	91.29	103	8.71	91	88.3	0	12	9
小計	54,992	4,345	7.9	3,943	90.75	402	9.25	299	74.4	2	101	18	
女性	40～44	4,850	195	4.0	185	94.87	10	5.13	7	70.0	0	3	0
	45～49	5,942	223	3.8	219	98.21	4	1.79	2	50.0	0	2	0
	50～54	6,746	312	4.6	306	98.08	6	1.92	4	66.7	0	2	0
	55～59	5,769	292	5.1	253	86.64	18	6.16	10	55.6	0	8	0
	60～64	5,206	365	7.0	347	95.07	18	4.93	13	72.2	0	5	0
	65～69	5,720	626	10.9	589	94.09	37	5.91	27	73.0	0	10	0
	70～74	7,364	1,128	15.3	1,042	92.38	86	7.62	59	68.6	0	27	0
	75～79	7,243	1,303	18.0	1,198	91.94	105	8.06	75	71.4	0	30	1
	80歳以上	11,067	950	8.6	889	93.58	61	6.42	53	86.9	0	8	3
小計	59,907	5,394	9.0	5,049	93.60	345	4.19	250	72.5	0	95	4	
男性	集団	54,992	1,521	7.9	1,377	90.53	144	9.47	112	77.8	1	31	4
個別	2,824		2,566		90.86	258	9.14	187	72.5	1	70	14	
女性	集団	59,907	1,700	9.0	1,605	94.41	95	5.59	77	81.1	0	18	0
個別	3,694		3,444		93.23	250	6.77	173	69.2	0	77	4	
合計	114,899	9,739	8.5	8,992	92.33	747	7.67	549	73.5	2	196	22	

※要精密検査に判定不能者3人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考察》

「健康さくら21(第3次)」のがん検診受診率の目標は、60.0%としているが、令和6年度の受診率は、8.5%であった。令和5年度と比較して受診者数は359人減少、受診率は0.3%減少している。

引き続き受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査率は 7.7%で、前年度と比較し 1.0%増加している。国の示す要精密検査率の許容値は 11.0%以下であるため、検診の精度管理上の問題はないと判断できる。要精密検査においては、集団検診実施期間が3月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

(2) 子宮頸がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月～2月 4会場延べ7日間実施
うち5日間乳がん検診と同日に実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・令和4年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

ウ 成人式にてPRチラシを配布

エ 母子事業にてPRチラシを配布

オ ハガキによる勧奨

12月：31歳、33歳、34歳、36歳、38歳、39歳、43歳、46歳、48歳
集団検診の勧奨として行っている。

《実績》

- ① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	75,342	3,254	4.3
令和3年度	74,951	3,688	4.9
令和4年度	74,825	3,371	4.5
令和5年度	74,656	3,597	4.8
令和6年度	74,509	3,870	5.2

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	74,509	1,454	2.0	23	1.6	21	8	0
個別		2,416	3.2	29	1.2	20	5	0
計	74,509	3,870	5.2	52	1.3	41	13	0

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{※1} 人	未把握 ^{※2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,717	56	1.5	54	96.4	2	3.6	1	0	1	0	0
25～29	3,378	56	1.7	55	98.2	1	1.8	1	0	0	0	0
30～34	3,384	229	6.8	225	98.3	4	1.7	3	0	1	2	0
35～39	4,123	352	8.5	338	96.0	14	4.0	12	0	2	5	0
40～44	4,850	357	7.4	349	97.8	8	2.2	8	0	0	4	0
45～49	5,942	349	5.9	341	97.7	8	2.3	7	0	1	1	0
50～54	6,746	390	5.8	386	99.0	4	1.0	3	0	1	0	0
55～59	5,769	322	5.6	320	99.4	2	0.6	2	0	0	0	0
60～64	5,206	337	6.5	336	99.7	1	0.3	0	0	1	0	0
65～69	5,720	401	7.0	396	98.8	5	1.2	2	0	3	1	0
70～74	7,364	510	6.9	508	99.6	2	0.4	1	0	1	0	0
75～79	7,243	338	4.7	337	99.7	1	0.3	1	0	0	0	0
80歳以上	11,067	173	1.6	173	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	74,509	3,870	5.2	3,818	98.7	52	1.3	41	0	11	13	0
集団	74,509	1,454	5.2	1,431	98.4	23	1.6	21	0	2	5	0
個別		2,416		2,387	98.8	29	1.2	20	0	8	8	0
合計	74,509	3,870	5.2	3,818	98.7	52	1.3	41	0	10	13	0

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 1 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

令和6年5月末人口を対象者数とした令和6年度の受診率は5.2%で、前年度と比較して0.4%増加した。年代別でみると、30歳から39歳の年齢で受診率の伸びが大きく、30～34歳は3.2%増、35～39歳は3.4%増となっている。このことについて、子宮頸がんの罹患が増える30代から40代を中心に受診勧奨を実施したことや、母子保健事業でのPR実施が有効であったと考える。

受診率は増加したものの、「健康さくら21（第三次）」のがん検診受診率の目標60.0%との乖離が大きい。子宮頸がん検診は5大がん検診の中で最も受診率が低いため、引き続き、受診率増加に向けた検討が必要である。なお、子宮頸がん検診は2年に1回の検診であることから、人口＝対象者数ではない。受診券の初期発送者のうち子宮頸がん検診対象32,485人の受診状況をみると3,251人が受診しており、受診率は10.0%となっている。また、受診者における初期発送者の割合は84.0%であり、約8割を占めている。

要精密検査者率は1.3%で、前年度と同様だった。がん発見者は今年度はおらず、異形成者は13人のうち、30歳代で7人、40歳代がそれぞれ5人と多かった。引き続き要精密検査と判定された方が必ず精密検査を受診できるよう勧奨していく。

検診は予約制をとっており、スムーズに受診ができるようにしている。子育て世代の受診者が受診しやすいうように実施している「保育サービス」は、30歳代の乳がん検診、子宮頸がん検診の同時実施日に設定した。2日実施し、利用者は23人であった。他の受診日では、こども連れの場合は職員が対応し、受診ができるようにした。引き続き、子育て世代が利用しやすいような保育サービスの体制を検討していく。

女性のがん検診の受けやすい体制づくりとして、本年より、乳がんと子宮頸がん検診の同日実施を実施している。同日に受けられる検診に受診者が集中する傾向がある。引き続き、検診の受診率向上に向けて取り組んでいく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成21年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成22年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成23年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成26年度	平成22年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成27年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成25年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成28年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内容》

① 対象者

令和6年4月21日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 15 (2003) 年 4 月 2 日～平成 16 (2004) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月～2月 4会場延べ7日間実施
うち5日間乳がん検診と同日で実施。
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）
- ハガキ勧奨（10月）
- ・勧奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

《実績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	768	21	2.7
令和3年度	753	23	3.1

令和4年度	743	29	3.9
令和5年度	761	25	3.3
令和6年度	739	25	3.4

② 検診実施結果（令和6年度）

検診方法	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	精検受診者(人)	異成形(人)	がん発見者(人)
集団	739	3	0.4	0	0.0	0	0	0
個別		22	3.0	0	0.0	0	0	0
計	739	25	3.4	0	0.0	0	0	0

年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況					
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人	
				人	%	人	%						
20歳	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
集団	739	3	3.4	3	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
個別		22		22	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

《考 察》

クーポン対象者である20歳の受診率は前年より0.1%の増加であり、依然として低値であるため、若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和 5 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月
4 会場延べ 18 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間 1 日は同日に実施）
うち 3 日子宮頸がん検診と合同に実施。

- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月～2 月
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和 5 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 7 日間
うち 3 日子宮頸がん検診と合同に実施。
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6月～12月 市内10医療機関で実施
(聖隷佐倉市民病院健診センターのみ6月～2月)
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護を受給されているかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子事業にてPRチラシを配布

エ ハガキによる勧奨

11月：30歳、35歳、45歳(本年受診券を送っている方)

32歳、37歳(本年受診券を送っていない方で今年の受診歴がない方)

ハガキの内容には、子宮頸がん検診の内容も含めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率(%)
令和2年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6
令和3年度	67,847	6,686	3,010	3,678	9.9
令和4年度	67,819	6,383	2,899	3,484	9.4
令和5年度	67,550	6,381	2,902	3,479	9.4
令和6年度	67,414	6,592	2,868	3,724	9.8

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果(令和6年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,907	1,824	4.8	66	3.6	60	8
	個別		1,044		31	3.0	28	0
	合計	59,907(※1)	2,868	4.9	97	3.4	88	8
超音波	集団	67,414	466	5.5	5	1.1	5	0
	個別		3,258		114	3.5	99	11
	合計	67,414(※2)	3,724	5.5	119	3.2	104	11
合計		67,414(※3)	6,592	9.4	216	3.3	192	19

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058

号厚生労働省健康局長通知)において、マンモグラフィ検査は「40歳以上」を対象としている。

(※2 超音波の対象者は30歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況 (マンモグラフィ及び超音波：令和6年度)

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人	
				人	%	人	%					
30～34	3,384	249	7.4	245	98.4	4	1.6	4	0	0	0	
35～39	4,123	417	10.1	408	97.8	9	2.2	9	0	0	0	
40～44	4,850	509	10.5	485	95.3	24	4.7	22	0	2	0	
45～49	5,942	524	8.8	494	94.3	30	5.7	25	0	5	2	
50～54	6,746	628	9.3	609	97.0	19	3.0	17	0	2	0	
55～59	5,769	489	8.5	472	96.5	17	3.5	15	0	2	1	
60～64	5,206	535	10.3	520	97.2	15	2.8	13	0	2	2	
65～69	5,720	736	12.9	714	97.0	22	3.0	20	0	2	3	
70～74	7,364	1,011	13.7	984	97.3	27	2.7	25	0	2	4	
75～79	7,243	937	12.9	909	97.0	28	3.0	25	0	3	3	
80歳以上	11,067	557	5.0	536	96.2	21	3.8	17	0	4	4	
小計	67,414	6,592	9.8	6,376	96.7	216	3.3	192	0	24	19	
マンモグラフィ	集団	59,907	1,824	4.8	1,758	96.4	66	3.6	60	0	6	8
	個別		1,044		1,013	97.0	31	3.0	28	0	3	0
超音波	集団	67,414	466	5.5	461	98.9	5	1.1	5	0	0	0
	個別		3,258		3,144	96.5	114	3.5	99	0	15	11
合計	67,414	6,592	9.8	6,376	96.7	216	3.3	192	0	24	19	

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

<マンモグラフィ検査：令和6年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	4,850	369	7.6	354	95.9	15	4.1	14	0	1	0
45～49	5,942	320	5.4	303	94.7	17	5.3	16	0	1	2
50～54	6,746	370	5.5	357	96.5	13	3.5	11	0	2	0
55～59	5,769	279	4.8	268	96.1	11	3.9	10	0	1	1
60～64	5,206	291	5.6	282	96.9	9	3.1	9	0	0	2
65～69	5,720	360	6.3	350	97.2	10	2.8	10	0	0	1
70～74	7,364	442	6.0	431	97.5	11	2.5	9	0	2	1
75～79	7,243	300	4.1	294	98.0	6	2.0	5	0	1	0
80歳以上	11,067	137	1.2	132	96.4	5	3.6	4	0	1	1
小計	59,907	2,868	4.8	2,771	96.6	97	3.4	88	0	9	8
集団	59,907	1,824	4.8	1,758	96.4	66	3.6	60	0	6	8
		1,044		1,013	97.0	31	3.0	28	0	3	0
個別	67,414	466	5.5	461	98.9	5	1.1	5	0	0	0
合計	59,907	2,868	4.8	2,771	96.6	97	3.4	88	0	9	8

<超音波検査：令和6年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,384	249	7.4	245	98.4	4	1.6	4	0	0	0
35～39	4,123	417	10.1	408	97.8	9	2.2	9	0	0	0
40～44	4,850	140	2.9	131	93.6	9	6.4	8	0	1	0
45～49	5,942	204	3.4	191	93.6	13	6.4	9	0	4	0
50～54	6,746	258	3.8	252	97.7	6	2.3	6	0	0	0
55～59	5,769	210	3.6	204	97.1	6	2.9	5	0	1	0
60～64	5,206	244	4.7	238	97.5	6	2.5	4	0	2	0
65～69	5,720	376	6.6	364	96.8	12	3.2	10	0	2	2
70～74	7,364	569	7.7	553	97.2	16	2.8	16	0	0	3
75～79	7,243	637	8.8	615	96.5	22	3.5	20	0	2	3
80歳以上	11,067	420	3.8	404	96.2	16	3.8	13	0	3	3
小計	67,414	3,724	5.5	3,605	96.8	119	3.2	104	0	15	11
集団	67,414	466	5.5	309	66.3	5	1.1	5	0	0	0
個別		3,258		3,035	93.2	114	3.5	99	0	15	11
合計	67,414	3,724	5.5	3,344	89.8	119	3.2	104	0	15	11

《考 察》

「健康さくら 21（第3次）」の乳がん検診受診率の目標は、60.0%としているが、令6年度の受診率は9.8%であった。令和5年度からは0.4%増加したが、依然として低い数値となっている。

年代別でみると、70～74歳の年代で受診率が高かった。また、前年度と比較し30代の受診率が増加した。特に、受診勧奨ハガキを送付した32歳と37歳の受診者数が、前年度の2倍の人数になっている。受診券の発送は、5歳毎の年齢の方が対象となっているため、対象外となっている32歳と37歳の年齢の方に勧奨したことは有効であったと考える。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認や、未受診者への受診勧奨を行っていく必要がある。

子育て世代の受診者が受診しやすいように実施している「保育サービス」は2日実施し、利用者は24人であった。他の受診日では、こども連れの場合は職員が対応し受診ができるようにした。その他に、女性のがん検診の受けやすい体制づくりとして、乳がんと子宮頸がん検診を同日に実施する日を本年より設けている。結果として、同日に受けられる検診に受診者が集中する傾向がある。引き続き、検診を受けやすい体制を整えることができるよう検討していく。

検診会場の待ち時間には、乳がん早期発見のためのプレストアウェアネスについて周知を実施した。今後も、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるための啓発活動を推進していく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成 21 年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成 22 年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成 23 年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成 26 年度	平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成 27 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成 28 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 6 年 4 月 21 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 58 (1983) 年 4 月 2 日～昭和 59 (1984) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 40 歳代 9 日間

うち 2 日間子宮頸がん検診と一緒に実施。

- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 (2 方向)

イ 個別検診

- ・期間 6 月～2 月 市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院健診センター) で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40 歳代 (2 方向)

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勸奨（11月）

- ・勸奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

《実績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	913	123	13.5
令和3年度	899	170	18.9
令和4年度	860	140	16.3
令和5年度	875	137	15.7
令和6年度	826	123	14.9

② 検診実施結果（令和6年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	826	72	8.7	3	4.2	3	0
個別		51	6.2	3	5.9	2	0
計	826	123	14.9	6	4.9	5	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
集団	826	72	14.9	69	95.8	3	4.2	3	0	0	0
個別		51		49	96.1	2	3.9	2	0	0	0
合計	826	123	14.9	118	95.9	5	4.1	5	0	0	0

《考察》

クーポン対象者の受診率は令和3年度から、年々減少している。受診率向上に向け、勸奨の方法について検討していく必要がある。

(4) 肺がん検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内8会場延べ32日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～12月 市内34医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1
令和4年度	114,848	16,754	14.6
令和5年度	114,888	16,626	14.5
令和6年度	114,899	16,691	14.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	6,089	5.3	168	2.8	133	3
個別		10,602	9.2	329	3.1	269	4
計	114,899	16,691	14.5	497	3.0	402	7

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果						精密検査受診状況					
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握		がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人	※2人
男性	40~44	5,146	93	1.8	91	97.8	1	1.1	1	1.1	1	0.0	0	0	0	
	45~49	6,148	168	2.7	156	92.9	9	5.4	3	1.8	2	66.7	0	1	0	
	50~54	6,980	179	2.6	163	91.1	12	6.7	4	2.2	4	100.0	0	0	0	
	55~59	5,992	151	2.5	140	92.7	9	6.0	2	1.3	2	100.0	0	0	0	
	60~64	5,069	264	5.2	240	90.9	19	7.2	5	1.9	4	80.0	1	0	0	
	65~69	5,110	696	13.6	626	89.9	49	7.0	21	3.0	18	85.7	0	3	2	
	70~74	6,348	1,414	22.3	1,179	83.4	181	12.8	54	3.8	40	74.1	0	14	0	
	75~79	6,233	1,895	30.4	1,528	80.6	281	14.8	86	4.5	70	81.4	5	11	2	
	80歳以上	7,966	2,084	26.2	1,590	76.3	399	19.1	95	4.6	70	73.7	6	19	1	
	小計	54,992	6,944	12.6	5,713	82.3	960	13.8	271	3.9	211	77.9	12	48	5	
女性	40~44	4,850	273	5.6	267	97.8	6	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0	0	
	45~49	5,942	307	5.2	295	96.1	11	3.6	1	0.3	1	100.0	0	0	0	
	50~54	6,746	357	5.3	329	92.2	26	7.3	2	0.6	1	50.0	0	1	0	
	55~59	5,769	412	7.1	380	92.2	30	7.3	2	0.5	0	0.0	0	2	0	
	60~64	5,206	526	10.1	477	90.7	47	8.9	2	0.4	2	100.0	0	0	0	
	65~69	5,720	1,100	19.2	966	87.8	113	10.3	21	1.9	20	95.2	0	1	1	
	70~74	7,364	2,096	28.5	1,751	83.5	288	13.7	57	2.7	49	86.0	3	5	1	
	75~79	7,243	2,435	33.6	1,931	79.3	435	17.9	69	2.8	59	85.5	3	7	0	
	80歳以上	11,067	2,241	20.2	1,709	76.3	460	20.5	72	3.2	59	81.9	5	8	0	
	小計	59,907	9,747	16.3	8,105	83.2	1,416	14.5	226	2.3	191	84.5	11	24	2	
男性	集団	54,992	2,727	12.6	2,411	88.4	211	7.7	105	3.9	79	75.2	2	24	2	
	個別		4,217		3,302	78.3	749	17.8	166	3.9	132	79.5	10	24	3	
女性	集団	59,907	3,362	16.3	3,099	92.2	200	5.9	63	1.9	54	85.7	0	9	1	
	個別		6,385		5,006	78.4	1,216	19.0	163	2.6	137	84.0	11	15	1	
合計	114,899	16,691	14.5	13,818	82.8	2,376	14.2	497	3.0	402	80.9	23	72	7		

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としている。令和 6 年度の受診率は、14.5%で横ばいだった。精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多いため、精密検査の必要性についての啓発や未受診勧奨に取り組んでいく。

(5) 大腸がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内8会場延べ51日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月～12月 市内38医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 11月66歳

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	13,733	12.0
令和3年度	114,669	15,363	13.4
令和4年度	114,848	15,606	13.6
令和5年度	114,888	15,447	13.4
令和6年度	114,899	15,700	13.7

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	6,543	5.7	297	4.5	194	8
個別		9,157	8.0	551	6.0	335	13
計	114,899	15,700	13.7	848	5.4	529	21

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	5,146	92	1.8	90	97.8	2	2.2	1	50.0	0	1	0
	45～49	6,148	154	2.5	149	96.8	5	3.2	2	40.0	0	3	0
	50～54	6,980	188	2.7	172	91.5	16	8.5	8	50.0	0	8	0
	55～59	5,992	171	2.9	162	94.7	9	5.3	4	44.4	0	5	1
	60～64	5,069	265	5.2	252	95.1	13	4.9	9	69.2	0	4	0
	65～69	5,110	708	13.9	674	95.2	34	4.8	17	50.0	0	17	0
	70～74	6,348	1,336	21.0	1,249	93.5	87	6.5	46	52.9	15	26	2
	75～79	6,233	1,739	27.9	1,623	93.3	116	6.7	79	68.1	16	21	4
	80歳以上	7,966	1,801	22.6	1,648	91.5	153	8.5	97	63.4	29	27	6
	小計	54,992	6,454	11.7	6,019	93.3	435	6.7	263	60.5	60	112	13
女性	40～44	4,850	283	5.8	269	95.1	14	4.9	7	50.0	2	5	0
	45～49	5,942	312	5.3	302	96.8	10	3.2	8	80.0	0	2	0
	50～54	6,746	430	6.4	420	97.7	10	2.3	9	90.0	0	1	0
	55～59	5,769	468	8.1	450	96.2	18	3.8	14	77.8	1	3	1
	60～64	5,206	601	11.5	579	96.3	22	3.7	18	81.8	1	3	0
	65～69	5,720	1,160	20.3	1,120	96.6	40	3.4	26	65.0	3	11	1
	70～74	7,364	1,980	26.9	1,898	95.9	82	4.1	56	68.3	6	20	2
	75～79	7,243	2,212	30.5	2,107	95.3	105	4.7	69	65.7	19	17	2
	80歳以上	11,067	1,800	16.3	1,688	93.8	112	6.2	59	52.7	30	23	2
	小計	59,907	9,246	15.4	8,833	95.5	413	4.5	266	64.4	62	85	8
男性	集団	54,992	2,819	11.7	2,655	94.2	164	5.8	100	61.0	7	57	5
	個別		3,635		3,364	92.5	271	7.5	163	60.1	53	55	8
女性	集団	59,907	3,724	15.4	3,591	96.4	133	3.6	94	70.7	8	31	3
	個別		5,522		5,242	94.9	280	5.1	172	61.4	54	54	5
合計	114,899	15,700	13.7	14,852	94.6	848	5.4	529	62.4	122	197	21	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は 50.0%としている。令和 6 年度の受診率は、13.7 で 0.3%増加した。要精密検査においては、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の必要性についての啓発や未受診勧奨に取り組んでいく。

(6) 前立腺がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

前立腺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

市内在住の50歳以上5歳刻みの年齢の男性で職場等で検診を受ける機会のない方
現在、前立腺の病気で治療中でない方、または定期的に検査を受けていない方

② 実施方法

個別検診

- ・期間 6月～12月 市内35医療機関（聖隷佐倉市民病院のみ2月末まで）
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・問診、採血（PSA値測定）

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の50歳以上で下記に該当するかた

- ・ 50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和5年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・ 市の特定健診（健康診査）の対象になるかた
- ・ 50歳以上の生活保護を受給されているかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 検診実施結果

年度	対象者 (人)	受診者	受診率	要精検 者	要精検 率 (%)	精検受 診者	がん発 見者	がん発 見率 (%)
令和4年度	9,330	429	4.6%	52	12.1%	28	6	1.4%
令和5年度	9,388	338	3.6%	33	9.8%	26	5	1.5%
令和6年度	9,593	414	4.3%	63	15.2%	47	5	1.2%

※対象者数：5月末人口

② 年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況						
				精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診※1	未判定※2	未把握※3	がん	がん疑い
歳	人	人	%	人	%	人		人	%	人	人	人	人	人
50	1,388	20	1.4	19	95.0	1	5.0	0	0.0	0	0	1	0	0
55	1,401	15	1.1	14	93.3	1	6.7	1	0.0	0	0	0	0	1
60	1,053	29	2.8	25	86.2	4	13.8	4	0.0	0	0	0	0	4
65	1,001	37	3.7	34	91.9	3	8.1	2	66.7	0	0	1	0	1
70	1,125	81	7.2	73	90.1	8	9.9	5	62.5	1	0	3	1	3
75	1,568	112	7.1	89	79.5	23	20.5	17	73.9	0	0	6	1	10
80	1,165	88	7.6	70	79.5	18	20.5	15	83.3	0	1	3	2	6
85	588	28	4.8	23	82.1	5	17.9	3	60.0	0	1	2	1	0
90	236	3	1.3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
95	60	1	1.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
100	8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
	9,593	414	4.3	351	84.8	63	15.2	47	74.6	1	2	16	5	25

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未判定：受診をしても精検結果がわからないもの（精密検査医療機関の紹介を含む）。

※3) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。

《考 察》

前立腺がん検診は令和4年度より個別検診のみで開始している。受診率は80歳、70歳、75歳の順に高く、50歳代の受診率が低い。引き続き受診率の向上を図るため、実施方法や周知啓発の方法について検討していく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項		
健康さくら21 (第3次)目標値	・糖尿病治療継続者の割合	(現状値) 55.9%	→ (新たな目標) 75.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者
(ただし、65歳以上の者であっても、必要な者には指導を行う)

糖尿病性腎症重症化予防事業対象者であって、HbA1cが8.0%以上の者または訪問による指導が必要と認められる者

特定健康診査の結果が一定の基準を超えており、医療機関への早急な受診が必要となる者

- ②内 容：家庭における療養方法に関する指導（栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導）、介護を要する状態になることの予防に関する指導、生活習慣病の予防等に関する事、関係諸制度の活用方法等に関する事、その他健康管理上必要と認められること

※医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

- ③従事者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

- ① 訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
令和2年度	6	6
令和3年度	0	0
令和4年度	9	9
令和5年度	5	5
令和6年度	5	5

② 訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病 (※1)	4	4	0	0	1	3
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
精神疾患	0	0	0	0	0	0
その他 (※2)	1	1	0	0	1	0
計	5	5	0	0	2	3

(※1) 生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果、受診勧奨値を超えている者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

(※2) 暮らしサポートセンターから訪問の打診があり、健康状態の確認・受診勧奨のため、同行訪問を実施。生活困窮者。生保申請検討中のケース。腎機能の悪化の恐れあり受診が必要な状態であることは明らかであったため、受診の必要性を伝えた。

《考 察》

生活習慣病に関する訪問では、糖尿病性腎症重症化予防事業及び受診勧奨値の基準を超えている者に対して、すでに継続して受診をしていることを理由に断られる傾向がある。医療機関からの協力を得ながら訪問を実施できるよう検討する。

心身機能低下のおそれがある者や関係諸制度の活用方法等に関する指導については、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努めたい。

7. 特定健康診査（健康診査） - 特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)	
健康さくら21（第3次） 目標値		(現状値) → (目標)
	・ 特定健康診査の実施の割合	33.1% → 60.0%
	・ 特定保健指導の実施の割合	15.2% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

令和2年4月から、後期高齢者医療制度の健康診査の質問票に、フレイル等の高齢者の特性を把握することを目的として「後期高齢者の質問票」が導入された。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（7月2日～令和7年3月6日、市内8会場延べ33日間）
検診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内36協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和6年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和7年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関・地区掲示板にポスター掲示等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目 (特定の対象者が受診する項目)

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者(心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む)

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	特定健康診査等実施計画 第3期				第4期
	令和2年度 (法定)	令和3年度 (法定)	令和4年度 (法定)	令和5年度 (法定)	令和6年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	38%	40%	42%	44%	34%
実績値	25.3%	30.5%	33.1%	34.0%	32.6%
特定保健指導 目標実施率	40%	45%	50%	55%	18%
実績値	19.9%	16.5%	15.2%	13.6%	—

※目標受診率及び目標実施率は、特定健康診査等実施計画(6年間)で設定

特定健康診査(国民健康保険)健診方法別受診状況推移

年度	対象者数(人)	健診方法	受診者数(人)	受診率(%)	健診方法割合(%)
令和2年度 (法定報告値)	28,691	集団健診	2,252	7.8	31.0
		個別健診	3,851	13.4	53.1
		人間ドック等	1,153	4.0	15.9
		合計	7,256	25.3	100.0
令和3年度 (法定報告値)	27,871	集団健診	3,591	12.9	42.3
		個別健診	3,612	13.0	42.5
		人間ドック等	1,290	4.6	15.2
		合計	8,493	30.5	100.0
令和4年度 (法定報告値)	26,147	集団健診	3,945	15.1	45.6
		個別健診	3,456	13.2	39.9
		人間ドック等	1,251	4.8	14.5
		合計	8,652	33.1	100.0
令和5年度 (法定報告値)	24,450	集団健診	3,940	16.1	47.4
		個別健診	3,090	12.6	37.1
		人間ドック等	1,288	5.3	15.5
		合計	8,318	34.0	100.0
令和6年度 (概算数値)	27,485	集団健診	4,192	15.3	46.8
		個別健診	3,339	12.1	37.3
		人間ドック等	1,432	5.2	16.0
		合計	8,963	32.6	100.0

※令和6年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

令和6年度未受診者勧奨

1. 対象者

- ① 不定期受診者（過去3年間で1回もしくは2回特定健診を受診している者）
- ② 前年度国保加入者
- ③ 40歳になる者
- ④ 3年以上の長期未受診者

2. 勧奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容からグループ分類し、それぞれのグループに合わせた勧奨内容とした。（9/20 4パターン、11/8 1パターン送付）

※9/20に送付した不定期受診者のうち、10月下旬時点で未受診の者について、11/8に2回目の送付を行った。

発送日	対象者のカテゴリー	対象者数（延べ人数）
令和6年9月20日	①	3,404
令和6年11月8日	①	3,253
	②	1,547
	③	195
	④	5,214
合計		13,613

※9/20送付 2,776人を含む

3. 勧奨結果（発送日別受診率）

発送日	対象者数（実人数）	受診者数（人）	受診率（％）
令和6年9月20日	3,404	1,171	34.4
令和6年11月8日	7,433	559	7.5
合計	10,837	1,730	16.0

※対象者から9/20送付
2,776人を除く

※発送日から3日以後の受診について、受診者数として計上した。

健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
令和2年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0
令和3年度	25,224	集団健診	971	3.8	15.4
		個別健診	4,850	19.2	76.7
		人間ドック等	501	2.0	7.9
		合計	6,322	25.0	100.0
令和4年度	26,106	集団健診	1,149	4.4	16.2
		個別健診	5,362	20.5	75.5
		人間ドック等	592	2.3	8.3
		合計	7,103	27.2	100.0
令和5年度	27,937	集団健診	1,291	4.6	17.0
		個別健診	5,595	20.0	73.6
		人間ドック等	719	2.6	9.5
		合計	7,605	27.2	100.0
令和6年度	29,459	集団健診	1,541	5.2	18.1
		個別健診	6,131	20.8	72.2
		人間ドック等	822	2.8	9.7
		合計	8,494	28.8	100.0

※令和3年度分から、受診率の合計に、人間ドック等の受診者数も含めた。

《考 察》

令和6年度より、集団検診の予約システムを変更し、インターネット予約では即時予約が確定する方式となった。また、胃がん検診と同日受診できる日程も追加されたことで利便性が高まった。

未受診者勧奨については、前年度国保に加入した方や、40歳になる方に毎年特定健診を受診するという意識付けをすることを目的として対象者を選定した。また、不定期受診者の受診勧奨を強化するため、一部対象者に9月、11月の2回の送付を行った。

今後も対象者の受診動向を分析しながら、効果的な受診勧奨について検討していきたい。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第3次) 目標値	・ 特定保健指導の実施の割合	(現状値) → (目標) 15.2% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、主として内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行うことを目的としている。

(令和6年4月 厚生労働省 健康・生活衛生局 「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版) から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 空腹時中性脂肪150mg/dl以上又随時中性脂肪175mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当					
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当					
	1つ該当			なし		

(注)喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

第四期特定健診等実施計画(2024年度以降)が開始となり、下記の見直しが行われた。

・評価体制の見直し

特定保健指導の実績評価にアウトカム評価を導入

プロセス評価は時間に比例したポイント設定ではなく、介入1回ごとの評価とした。ICTを活用

した場合も同水準の評価とした。

特定健康診査実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価することとした。

・初回面接の分割実施の条件緩和

初回面接は健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和。

・糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方

健診後又は特定保健指導開始後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導の対象者として、分母に含めないことを可能とした。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に応じた支援は180ポイント未満でよい）の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援（3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む）を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

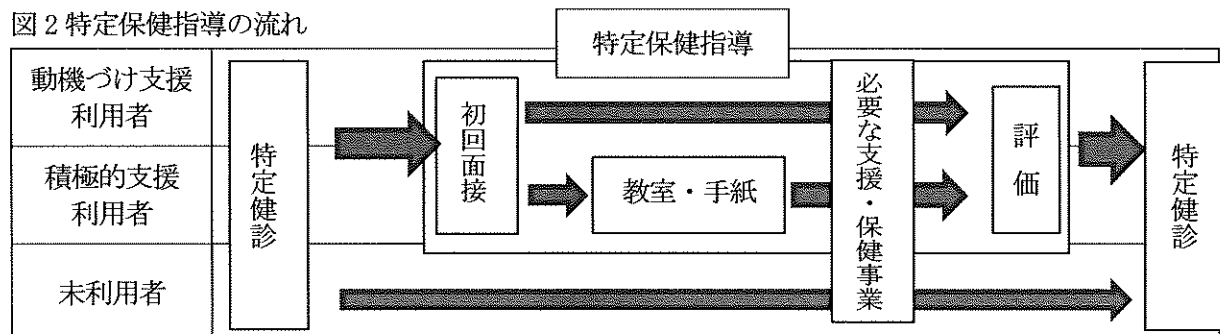
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）の対象となった

者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 30回 / 個別支援型 44回(本人希望日による個別 17回含む) / 訪問型 0回

※特定保健指導が令和7年度から委託になるため、令和6年度の健診結果通知が年度を超えた対象者の初回面接・継続支援・評価は、受託者が実施。個別支援型44回のうち、5回は受託者が実施。

※グループ支援型を再開したが、申し込みがなかったため実施なし。

・方法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型/個別支援型(本人希望日による個別も含む)/訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」5コース及び「ヘルスアップ運動教室」を併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A（積極的関与タイプ）のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、特定保健指導の実績評価（終了）の期間が3か月に短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定健康診査 対象者数 (人)		28,691	27,871	26,147	24,450	27,485
受診者数 (人)		7,256	8,493	8,652	8,318	8,963
受診率 (%)		25.3	30.5	33.1	34.0	32.6
特定保健指導 対象者数 (人)		920	1,153	1,072	985	(833)
終了者数 (人)		183	190	163	134	—
実施率 (%)		19.9	16.5	15.2	13.6	—
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	789	985	895	813	(682)
	利用者数 (人)	187	199	169	136	(134)
	終了者数 (人)	170	182	159	127	—
	実施率 (%)	21.5	18.5	17.8	15.6	—
	積極的支援 対象者数 (人)	131	168	177	172	(151)
	利用者数 (人)	19	17	20	21	(20)
	終了者数 (人)	13	8	4	7	—
	実施率 (%)	9.9	4.8	2.3	4.1	—

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和6年度の終了時評価が完了できるのは、令和7年8月末となる。このため、令和6年度の実績は特定

健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

令和6年度より第4期特定健診等実施計画(2024年度以降)及び佐倉市国民健康保険第3期データヘルス計画が開始になり、特定保健指導の評価指標として「実施率」(アウトプット)、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合」「腹囲が1cmかつ体重が1kg減少した方の割合」(アウトカム)を設定した。令和6年度の実施率目標値は18%だが、暫定利用率は18.5%(利用者154人/対象者833人)となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる246人中46人(18.7%)に初回面接1回目を実施しており、健診結果送付後のうち45人に初回面接2回目を実施することができた(97.8%の実施率)。特定保健指導利用者全体の約3割を占めている。健診受診当日の初回面接の実施については、標準的なプログラムの変更により、分割実施でポイントの獲得が認められるようになったため積極的に実施していく。

健康アドバイス会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、すべて個別支援型で実施していたが、令和5年度は感染症上の位置づけが変わり集団方式を再開した。しかしながら申し込みが少なく集団で行うメリットもなく個別で対応とした。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第 17 条、第 19 条 2	
健康さくら 21（第 3 次） 目標値	・ 糖尿病治療継続者の割合	（現状値） → （目標） 55.9% → 75.0%

《目的》

糖尿病の重症化リスクが高い医療の未受診者・中断者について適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化リスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

また、「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成 30 年 7 月）においても、2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下に減少させるという数値目標を掲げていることから、慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業において、対象者に腎機能について受診が必要な検査結果であることを伝え、適切な受診を促すことで、重症化を予防することを目的とする。

（厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より出典）

《内容》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

② 実施方法

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付

※集団健診は受診後約2か月後以内、個別健診は、受診後2～3か月後を目安。

現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。（指導希望のない場合でも、必要時介入）

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（令和5年度開始）

① 対象者

特定健診受診者（40～74歳）で集団健診を受診し、以下に該当する者

腎臓専門医への受診勧奨

「eGFR45未満」または「eGFR45以上～60未満で尿蛋白2+または3+」

CKD対策協力医への受診勧奨

「eGFR45以上～60未満で尿蛋白±または+」

※eGFR30未満の者は至急受診勧奨の対象のため通知送付対象から除く。

② 実施方法

本事業対象である通知を集団健診の結果通知に同封して発送。

(郵送時期の目安) 受診の約1か月半後

受診勧奨通知送付から6か月後を目安に、受診状況をKDBシステムで確認し、評価を行う。

《実績》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
R4年度	対象者数	9	2	16	6	33
	支援実施数	9	2	16	6	33
R5年度	対象者数	11	0	16	5	32
	支援実施数	10	0	10	4	24
R6年度	対象者数	11	4	18	2	35
	支援実施数	8	4	18	2	32

※令和5年度の実績から国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)

交付要領 2(2)市町村ヘルスアップ事業の「実施者数の考え方」※1に基づいて集計。

② 服薬状況

服薬(糖尿病の薬)の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	10	5	15
個別健診受診者	18	2	20
合計	28	7	35

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c(%)	6~6.9%	7~7.9%	8~8.9%	9~9.9%	10%以上	計
集団健診受診者	4	7	0	0	4	15
個別健診受診者	11	9	0	0	0	20
合計	15	16	0	0	4	35

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90以上 G1	60~89 G2	45~59 G3a	30~44 G3b	15~29 G4	15以下 G5	計
集団健診受診者	2	3	8	1	1	0	15
個別健診受診者	0	8	6	4	2	0	20
合計	2	11	14	5	3	0	35

⑤ 支援実施状況(令和6年5月31日現在)

支援内容	延べ件数
家庭訪問	2
面接指導	6
電話による支援	55
手紙による支援	42
教室等への参加	0
その他	0
合計	105

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

① 受診者勧奨通知の送付数

	集団健診 受診者	専門医		協力医	合計	対象 該当率 (%)
		①	②	③		
R5年度	4,231	60	6	14	80	1.9
R6年度	4,202	87	3	15	105	2.5

※集団健診受診者数は「保健情報管理システム」より

対象者区分① eGFR45未満 ② eGFR45以上～60未満で尿蛋白2+または3+

③ eGFR45以上～60未満で尿蛋白±または+

② 通知發送者の状況

(1) 年代

年代	40代	50代	60代	70代	合計
専門医	0	2	40	48	90
協力医	0	1	6	8	15
合計	0	3	46	56	105

(2) 性別

性別	男	女	合計
専門医	64	26	90
協力医	13	2	15
合計	77	28	105

慢性腎臓病予防講演会

日時：令和6年11月6日（月）会場：健康管理センター

講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師

周知方法：個別通知

令和5年度佐倉市特定健診・佐倉市国民健康保険人間ドック受診者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上

令和5年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業の対象に該当した者で上記対象と重複しない者

6. 参加者：定員 60名

	予約者数	来所者数	内 訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	51	42	0	5	37

《考 察》

令和3年度より、主治医宛ての文書を作成し、千葉県重症化予防プログラムの周知を図っている。また、特定健診開始前の個別医療機関への書面による説明資料中に、腎臓病専門医への紹介についてのフロー図を同封したことで、本事業の周知を図っている。また主治医から、本事業への参加を勧められたケースもあり、周知の継続が必要であると思われる。

令和2年度より、対象者に通知文と併せて治療状況と指導希望の有無を返信してもらう方式としている。本事業の参加を希望しない理由として、「主治医の治療で十分であるため指導を希望しない」と回答する者が多かったが、調査票より、食事や運動について指導が必要と思われる対象者もいた。

過去に治療中断のあったハイリスク者で希望しないと回答した者1名には、電話でアプローチをし面接を実施できたため、支援を継続している。

糖尿病未治療者のうち、1名は電話での受診勧奨後連絡がつかなかったが、手紙を送付したり定期的に電話をするなど勧奨を続けた結果、検査までつながり今後の継続受診についてKDBを活用して確認を継続する予定。

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業の令和5年度対象者の受診状況を確認した結果より、約半数は健診受診前から生活習慣病や内科系疾患で医療機関に定期通院中であつた。また、勧奨前から腎臓専門医やCKD協力医に受診している者も約3割いた。受診勧奨後に腎臓専門医やCKD協力医につながった者も2割弱いたため、今後も事業評価を行いながら、効果的な受診勧奨について検討していきたい。

慢性腎臓病予防講演会は、対象者の条件を広げたため定員を昨年度よりも増やし60人にした。

アンケートより「腎臓内科へ受診してみたいと思った。」「血圧・体重管理・生活習慣・尿検査の大切さを知り、大変参考になった。」「慢性腎臓病の病状から治療法まで詳しく講義をありがとうございました。定期検診では質問しづらいときもあるので、予防講座があると病気の知識が自分のために役立ち大変良かった。」など良い意見が多かった。

※1 糖尿病性腎症重症化予防事業の支援実施者数について：

電話の場合は応対者数を実施者数として計上する。通知のみの場合は、医療機関への受診勧奨後にレセプト等で医療機関への受診につながっていることを確認できた場合は、実施者数に含む。

《実績》

① 年間実績

実績 年度	合計		
	回数	相談件数 (件)	来所人数 (人)
令和2年度	4	8	8
令和3年度	4	10	10
令和4年度	6	14	14
令和5年度	5 (※)	10	10
令和6年度	4 (※)	11	15

(※) 6回の開催を予定していたが、予約が入らず実施しない月があった。

② 相談対象者の年齢内訳 (人)

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和5年度	0	3	6	1	10
令和6年度	1	3	7	4	15

③ 相談来所者の性別内訳

内訳	相談来所者		
	男	女	その他
人数	4	11	0

④ 主な相談内容 (複数選択あり)

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
人数	7	5	0	0	0

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	0	11

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	3

●カウンセラーによるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で臨床心理士等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者：佐倉市民で、職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方法：相談日を年6回設け実施。各回定員4人。
- ③会場及び回数：健康管理センター、西部保健センター
- ④実施内容：臨床心理士による個別相談。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ⑤従事者：臨床心理士・保健師
- ⑥周知方法：こうほう佐倉への掲載、ホームページへの掲載、佐倉市公式LINE、チラシ配布等

《実績》

① 年間実績

年度	実績	合計		
	回数	相談件数 (件)	来所人数 (人)	
令和2年度	5	15	15	
令和3年度	6	15	15	
令和4年度	6	16	17	
令和5年度	6	20	21	
令和6年度	6	19	24	

② 相談対象者の年齢内訳 (人)

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和5年度	0	4	11	6	21
令和6年度	2	3	12	7	24

③ 相談来所者の性別内訳

内訳	相談来所者		
	男	女	その他
人数	5	19	0

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他（※）
	(再掲) 治療中の精神疾患の相談					
人数	10	4	10	2	3	2

（※）その他の内容は、医療機関への受診相談

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	2	17

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

《考 察》

精神科医およびカウンセラーによるこころの健康相談における相談対象者の年齢の内訳をみると、令和6年度は20歳未満の相談者が増加傾向にある。また、20～39歳、40～64歳の相談者も依然として多い傾向にあるが、これは、前年度と比較すると10代～20代の子を持つ保護者からの相談が増加し、親子での来所が増えたことが要因の1つであると考えられる。

主な相談内容は、学校生活に関する悩みや、医療機関の受診に対する迷いなどであり、若年層に関する相談が増加している傾向がうかがえる。

本事業を通じて若年層の相談先の周知や支援体制の整備など、継続的に検討を続けたい。

なお、本事業はこれまで単発の相談形式で実施してきたが、自殺予防の観点から、相談内容や相談結果に応じて、電話等による事後支援の実施も含めた対応の必要性があると考ええる。

（2）ゲートキーパー養成研修

《目 的》

自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

《内 容》

①対 象 者：令和6年度は市民（市民カレッジの方）、市役所職員、高校生に向けて実施

②方 法：実施日、会場、講師などの詳細は下記実績を参照

《実 績》

実施日 詳細	対象	テーマ	講師	会場	参加者数
①令和6年10月8日	高齢者 (市民カレッジ)	心をサポートする「ゲートキーパー」	田口 学 氏 (聖マリアンナ医科大学神経精神研究員)	中央公民館	52人
②令和7年1月8日	市役所職員	誰かの支えになる『ゲートキーパー』	菊池 達樹 氏 (NPO法人ゲートキーパー)	佐倉市役所 社会福祉	37人

		トキーパー マインド』	キーパーTONARINO)	センター	
③令和7年2月20日	高校生等	みんなの チカラ編	森本 美花 氏 (NPO 法人ゲート キーパーTONARINO)	佐倉市役所 議会棟全員 協議会室	40人

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は佐倉市自殺対策計画の重点施策に基づき、対象者を選定して実施している。

令和6年度には、若年層への支援の一環として、新たに高校生を対象とした研修を実施したところ、「ゲートキーパーの講座を受けて、ゲートキーパーが悩んでいる人によりそって孤独、孤立を防ぐために行動する人であるとしることができました。自分も悩みがあると人に話すことができないので、ゲートキーパーのことをしることができてよかったです」、「今日の授業を通して、悩んでいる人にどう声をかけたらいいいのかがよくわかりました。特に、自分を主語に加えると相手に伝わったり、『大丈夫?』の一言にさらに言葉を加えたりする事で、相手の心に届く事ができるという事にとっても驚きました。相手の気持ちを否定しない事が大切だと学びました」等の感想を得たことから、今後の継続について関係課と連携を図る。

市の重点施策やこころの健康相談の利用者の状況、自殺の現状を分析しながら、今後も研修対象を考慮し継続的に実施をする。

(3) こころの健康づくり講演会

《目 的》

ストレスやうつ病等、こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、市民のこころの健康の維持ができるよう、また、こころの問題への対応を理解し、自分や身近な人のこころの健康づくりの一助となるよう、講演会を実施している。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市民・佐倉市在勤の方

②講演内容・講師：「若者の生きづらさ」をテーマに講演会を実施。

講演1 「若者の生きづらさ」をしり、共に考える～経験者が語る、「生きづらさ」～

講師：前北海 氏

講演2 生きづらさを抱える若者への支援

講師：朝比奈 ミカ 氏

③実施方法：令和7年3月9日（日）、対面開催実施。講演会の内容を撮影し、YouTube（佐倉市公式チャンネル）にて視聴も可能。

④周知方法：チラシ配架（市内公共施設、市内薬局など）、ポスター掲示（市内公共施設、市内の京成電鉄駅舎など）、こうほう佐倉への掲載、SNS（市ホームページ、佐倉市公式LINE）、担当課を通じて教員や学童保育所への周知等

《実績》

①人数等

申込者数 41 人、当日参加者数 32 人

②年齢構成

内訳	20歳未満 (※1)	20～39歳 (※2)	40～64歳	65歳以上	不明
人数	2	8	15	7	0

(※1) 20歳未満の内訳は、14歳と19歳の2人（いずれも保護者同伴）。

(※2) 20～39歳の内訳は、20代4人、30代4人。

③実施後アンケート結果（回答者 27 人）

- ・「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」：26人
- ・「期待していた内容だった」「だいたい聞きたい内容だった」：23人
- ・「役立ちそう」：24人（無回答3人）

《考察》

コロナ禍以降、若年層（中高生）の自殺が過去最多の水準となっている現状にあることから、「若者の生きづらさ」をテーマに講演会を開催した。

今後も、国や県、市の自殺者の動向を注視しながら、テーマ設定や対象者を選定し、開催方法や内容についても検討し、効果的な講演会の実施に努めたい。

（４）佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催する。

（市では、自殺対策基本法に基づき、「いのち支える佐倉市自殺対策計画」を策定している。本計画の中で、市の取り組みの1つとして、「佐倉市自殺対策庁内連絡会議を開催し、関係各課や関係機関と連携を図り、自殺対策を推進していくこと」を明記している。）

《内容》

①出席者

「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に取り組み内容を掲載している部署及び関係機関。令和6年度は庁内16課19人、社会福祉協議会1人、印旛健康福祉センター職員1人、計21人が出席。

②実施方法

令和6年10月2日（水）13:30～15:00、佐倉市役所社会福祉センターにて実施

③内容

- a. 自殺の現状と佐倉市の取り組みの確認

- b. 「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に基づいた各課の取り組み内容の確認、各課の役割の確認及び共有
- c. 印旛健康福祉センター職員より相談の現状や課題、事例紹介、質疑応答など
- d. リーフレット「こころと生活を支える 相談先窓口のご案内」の内容の確認

《考 察》

令和年6度は16課、2関係機関、21人が出席し、本市の自殺の現状や支援策等の情報及び状況の共有、関係各課・関係機関で共通認識を図ることができた。

また、印旛健康福祉センター職員より事例の紹介・共有があり、具体的な支援の在り方について理解を深める機会となった。

今後も関係各部署が自殺対策について共通の認識を持ち、連携して取り組む体制の構築を目指したい。関係機関のほか、必要に応じて外部機関の出席についても検討し、連携体制の強化を図りながら、包括的な自殺対策の推進に努めたい。

(5) 普及啓発活動

《目 的》

こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発、自殺予防週間、自殺対策強化月間を広く市民へ周知するため、普及啓発活動を実施。

《内 容》

時 期	実施内容 (主なもの)
通年	・チラシ「こころの健康相談」(チラシ裏面に県内の相談機関の一覧を掲載)を市役所関係課や市内公共施設、社会福祉協議会などで配架。
自殺予防週間 (9月10日～16日) ※実施期間は、 9月の1か月間	①「自殺予防週間」のポスター掲示(市内公共施設や商工会議所等) ②チラシ「主な相談窓口一覧」の配布 ③啓発用ののぼり旗の設置(市内保健センター、市役所、図書館に設置) ④市内保健センターが有する庁用車へ啓発マグネットを貼付 ⑤佐倉南図書館において、啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ⑥こうほう佐倉に、自殺予防週間に関する記事を掲載 ⑦ホームページに、自殺予防週間の特集記事やこころの相談先を掲載 ⑧X(旧Twitter)や佐倉市公式LINEを用いて啓発実施 ⑨9月の「九都市自殺予防強化月間」にて、ライトアップの取り組みを実施 →佐倉ふるさと広場オランダ風車「リーフデ」のライトアップ(※)を実施 (※「九都県市自殺対策キャンペーン」として、千葉県が実施するライトアップの取り組み)
自殺対策 強化月間 (3月)	①「自殺対策強化月間」のポスター掲示(市内公共施設や商工会議所等) ②チラシ「主な相談窓口一覧」の配布(市内公共施設など) ③市役所1号館1階ロビーに啓発コーナーを設置(ポスター、パネル、リーフレット、啓発用ののぼり旗等を展示) ④市内保健センターが有する庁用車へ啓発マグネットを貼付

<p>※実施期間は、 3月1か月間</p>	<p>⑤志津図書館において啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ⑥佐倉商工会議所の会報誌へ関連記事を掲載 ⑦こうほう佐倉に、自殺対策強化月間に関する記事を掲載 ⑧ホームページに、自殺対策強化月間の特集記事や、こころの相談先を掲載 ⑨こころの健康づくり講演会を実施</p>
---------------------------	---

《考 察》

「いのち支える佐倉市自殺対策計画」では、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとして掲げられている。

これまでの周知・啓発活動に加え、地域の各種団体や民間企業、教育機関などへの働きかけを強化するなど、幅広い層への情報提供を実施したい。

市民一人ひとりに情報が届くよう、情報発信の工夫と継続的な取り組みを行い、自殺対策に対する市民の理解・関心を深めたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
健康さくら 21 (第 3 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 50 歳以上における咀嚼良好者の割合 71.6% → 80.0% ・ 19 歳以上で過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合 61.4% → 95.0%

(1) 歯科保健啓発イベント (さくら歯ッピーかみんぐ)

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

- ①対象者 市民
- ②方法 業務委託 (印旛郡市歯科医師会)
- ③内容 講話「健康生活をお口から始めよう」東京歯科大学短期大学講師 多田美穂子氏
親子で食育&噛むこと体験教室 ロッテ
成人歯科健診・口腔がん検診等の案内チラシの配布
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、佐倉市 LINE

《実績》

年度	参加人数 (延べ)	開催日・会場
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
6	153 人	11 月 17 日 (日) イオンタウンユーカリが丘

《考察》

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止していた歯科保健啓発イベントを 5 年ぶりに実施した。

アンケート結果より、今回のイベントを知ったきっかけについて約 6 割の参加者が当日現地で初めて知ったと答えており、口腔への関心が薄い方に対しても歯と口腔の健康づくりの知識やよく噛むことの重要性について啓発することができたと考える。

今後も、より多くの方に歯と口腔の健康づくりの普及啓発ができるよう、効果的な実施内容について歯科医師会と検討していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」										
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<p>[こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6% → 70.0% 中・高生 54.7% → 70.0%</p> <p>[生活習慣病] (がん検診の項目) ・がん検診の受診者の割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>5.1% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>11.4% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>12.0% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>16.6% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15.2% → 50.0%</td> </tr> </table> <p>[妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ</p> <p>[歯と口腔] ・定期歯科健診を受けている人の割合 20 歳以上 42.1% → 65.0%</p>	子宮頸がん	5.1% → 50.0%	乳がん	11.4% → 50.0%	胃がん	12.0% → 50.0%	肺がん	16.6% → 50.0%	大腸がん	15.2% → 50.0%
子宮頸がん	5.1% → 50.0%										
乳がん	11.4% → 50.0%										
胃がん	12.0% → 50.0%										
肺がん	16.6% → 50.0%										
大腸がん	15.2% → 50.0%										

《目 的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- ①対 象 市民 (制限なし)
- ②方 法 業務委託 (印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区)
- ③内 容 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施。
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介。

《実 績》

① 医科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
30	骨粗しょう症とはどんな病気? ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日(日) 音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み 119 番	2月23日(日) 音楽ホール 400人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止

5	どうする眼科疾患（患者様の視点に立って）	2月25日（日）志津コミュニティセンター 396名
6	人生100年、腎臓100年～腎臓とその先の健康を守る～	2月16日（日）音楽ホール 420人

② 歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日（日）志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること I部 小出監督から学ぶ夢の実現 II部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日（日）志津公民館 111人
元	大きないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6月23日（日）志津公民館 70人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止
5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21 (第3次) 目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正体重を維持している者の増加 65歳未満(BMI18.5~25未満) : (-) → 66.0% 65歳以上(BMI20超~25未満) : (-) → 66.0% 20~30歳代女性(BMI18.5未満) : (-) → 15.0% 65歳以上(BMI20以下) : (-) → 13.0% ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 60.9% → 70.0% ・朝食を必ず食べる人の割合 男性: 20歳代 50.0%→増加、30歳代 70.6%→増加 40歳代 65.6%→増加 女性: 20歳代 45.8%→増加、30歳代 74.1%→増加

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》 ※令和6年度は未実施のため、令和5年度の内容を記載。

- ① 対象者：市民（64歳以下）
- ② 開催時期：令和5年9月～令和5年12月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉や市ホームページ掲載、佐倉市公式LINE、地区回覧、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時間	講師
1	オリエンテーション・グループワーク	9:30~9:55	栄養士
	佐倉市の健康状況と健康増進計画について	10:00~10:55	保健師
	佐倉市の食生活推進員活動について	11:00~12:00	栄養士
2	食事バランスガイドについて	9:30~10:20	栄養士
	食育の推進、食育推進計画について	10:30~12:00	〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方	9:30~10:40	栄養士
	調理の操作、調理の基本、食品衛生	10:45~11:20	〃
	手洗い実習 調理実習「バランスのとれた食事」	11:30~13:30	〃
4	体組成測定	9:30~9:40	栄養士
	健康づくりと生活習慣病の予防	9:45~10:50	保健師
	高齢期からの健康づくり	10:55~12:00	〃
5	生活習慣病予防の食生活 適正体重と必要エネルギー量	9:30~11:20	栄養士
	調理実習「生活習慣病予防の食事」	11:30~13:30	〃
6	歯と咀嚼、歯周病予防	9:30~10:10	歯科衛生士
	食生活改善推進員を囲んで懇談会	10:15~11:15	食生活改善推進員
	修了証授与式 事務連絡	11:20~12:00	

《実績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
令和2年度										
令和3年度	0	0	2	0	0	0	1	3	3	100
令和4年度	7	1	7	0	0	0	0	15	15	100
令和5年度	2	0	4	0	0	0	1	7	7	100
令和6年度										

(2) 食生活改善推進員研修

《目的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：テーマ「減塩の工夫について」「高血圧予防について」

《実績》

合同研修会 場所：健康管理センター

時間： 13:30～16:00

- ・4月 55名(93.2%) 委嘱状交付、令和5年度活動報告、令和6年度研修日程・研修内容
講義「佐倉市健康増進計画『健康さくら21(第3次)』について」
- ・6月 53名(89.8%) Zoom配信による講話
講師 製鉄記念八幡病院 土橋 卓也 理事長「減塩について」
- ・3月 43名(72.8%) 本部活動報告、支部活動報告、プロジェクト活動報告

地区研修会 場所：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター

時間：9:30～11:30、9:30～13:00

- ・5月 49名(83.0%) 活動にあたっての基本事項 地区活動計画
「健康さくら21(第3次)」について(栄養・食生活) (栄養士)
- ・7月 54名(91.5%) 「減塩の工夫について」(栄養士)
手洗い実習、調理実習
- ・9月 55名(93.2%) 「高血圧予防について」(保健師)
調理実習
- ・2月 51名(86.4%) 年間の反省

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第3次）や第3次食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、プロジェクト活動を実施した。

	活動PRセロリ	媒体作成 とまとの会	料理研究会 さざんか
目的	・市のイベントに参加し、パネルやチラシによる活動紹介やレシピ配布により、市民へ食生活改善推進員活動をPRする。	・地区活動が効果的に実践できるよう、利用できる媒体の作成と活用方法を検討する。	・あまり手をかけずに作れて、栄養バランスが整ったレシピを試作し完成させる。考案レシピは地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	1回	7回	7回
延活動人数	3人	26人	38人
活動内容	・活動当日に向けた検討 ① 10月13日(日) 佐倉市防災訓練 ② 10月14日(月・祝) スポーツフェスティバル ※②は設営の関係で参加中止 ・ブックトーク用の本の選定、料理の試作、動画の撮影	・「朝食を食べよう！」のパネル作成及び活用時の原稿作成 ・既存媒体の手直し	・野菜を食べる習慣化へのきっかけづくりとして「野菜しっかり応援レシピ」の作成 ・市役所食堂へのレシピの提供

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員が地区活動を展開している。行政は、地区活動を進める上での活動内容や試食、調理実習の献立に対する指導やアドバイスを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が6支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：「健康さくら21（第3次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう
 1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
 2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布等
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度	地 区	佐倉	白井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計
				A支部	B支部			
2 年 度	委嘱推進員数	14	14	12	20	17	7	84
	活動日数(日)	/	/	/	/	/	/	/
	参加者延べ数	/	/	/	/	/	/	/
	活動推進員延べ数	/	/	/	/	/	/	/
3 年 度	委嘱推進員数	10	12	9	14	15	7	67
	活動日数(日)	/	/	/	/	/	/	/
	参加者延べ数	/	/	/	/	/	/	/
	活動推進員延べ数	/	/	/	/	/	/	/
4 年 度	委嘱推進員数	9	10	9	14	12	7	61
	活動日数(日)	0	0	2	0	0	0	2
	参加者延べ数	0	0	43	0	0	0	43
	活動推進員延べ数	0	0	2	0	0	0	2
5 年 度	委嘱推進員数	16	9	11	14	11	7	68
	活動日数(日)	2	2	2	8	15	3	32
	参加者延べ数	24	15	27	362	1099	126	1653
	活動推進員延べ数	19	10	18	34	69	21	171
6 年 度	委嘱推進員数	12	9	11	15	5	7	59
	活動日数(日)	3	3	1	6	9	8	30
	参加者延べ数	41	45	15	267	1474	230	2072
	活動推進員延べ数	24	20	9	36	19	41	149

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

今年度の研修テーマは、佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第3次)」テーマに合わせ、栄養・食生活分野の目標から「減塩」をテーマに設定した。高血圧対策の第一人者を講師に招いての研修、栄養士・保健師の講話と合わせ、推進員一人ひとりが改めて減塩の工夫について考える機会となった。

調理実習については、衛生面や調理技術についてのポイントを再確認し、推進員として安全に活動できるように教育していく必要がある。

推進員の役割は、自らの学習にとどまらず、健康さくら21に基づいた活動を展開することであるため、計画についてさらに理解を深められるようにしていきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 男性: 20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性: 20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を習慣化 (30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上) している人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 20~64 歳男性 29.0% → 36.0%、20~64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙 (行政機関・医療機関) の機会を有する者の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% COPD を認知している人の増加 (新設目標) 24.9% → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21 (第 2 次)」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21 (第 2 次)」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」

- ・対象：市民 (制限なし)

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
令和元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10 月 14 日 (月)	台風により中止

令和 2	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロ ナウイル ス感染症 の影響で 中止
令和 3	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロ ナウイル ス感染症 の影響で 中止
令和 4	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～	小出義男記念 陸上競技場 10月10日(月)	130人
令和 5	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～	小出義男記念 陸上競技場 10月9日(月)	台風 により 中止

《考察》 「さくらスポーツフェスティバル」では、岩淵薬品及び明治安田生命とタイアップした内容で、ベジチェック（野菜の摂取量を測るツール）や血管年齢測定、野菜のフードモデル展示やレシピ配布等の準備をしていたが、台風接近のため中止となった。今後もより多くの方に健康づくりの普及・啓発ができるよう、啓発内容等について検討していきたい。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第3次） （市の現状）→（目標値）	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳代 50.0% → 増加、30歳代 70.6% → 増加 40歳代 65.6% → 増加 女性：20歳代 45.8% → 増加、30歳代 74.1% → 増加 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動が習慣化（30分週2回以上もしくは週1回1時間以上）している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 20～64歳男性 27.3% → 30.0%、20～64歳女性 23.7% → 30.0% 65歳以上男性 36.3% → 50.0%、65歳以上女性 37.9% → 50.0%

《目的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

*マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患にり患しやすい遺伝要因を持っていても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分でつくる 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内容》

- ① 事業の名称 「佐倉チャレンジ！マイヘルスプラン2024」
- ② 対象者 佐倉市在住または佐倉市在勤の18歳以上の方
- ③ 実施内容
 - (1) 実施コース：「電子入力」「記録票提出」のどちらかを選択。
 - (2) 実施期間：7月1日～翌年3月31日
 - (3) 実施内容：参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて1か月間取り組む、または、毎日の歩数を記録する。加えて、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。
 - (4) 応募方法：「マイヘルスプラン」の取り組みは、次表の「ア.マイヘルスプランメニュー」と「イ.健康づくりメニュー」から、それぞれ1項目以上を設定し、ア.+イ.の合計が200ポイント以上取得した場合に応募できる。

ア. マイヘルスプランメニュー

内 容	ポイント
・健康プランの目標設定	30
・健康プランの目標を1か月以上継続	70
・ウォーキングの目標歩数設定 ※歩数の目安 20分歩くと、約2000歩	30
・ウォーキングの目標歩数を1か月以上継続	70

イ. 健康づくりメニュー

内 容	ポイント
・健診受診（特定健診（健康診査）、人間ドック、職場の健診など）	50
・がん検診受診（肺、胃、大腸、乳、子宮、前立腺、口腔など）	50
・その他の健診受診（歯科健診・骨粗しょう症健診、その他など）	50
・健康講座・健康イベントへの参加 （生活習慣病予防、運動、栄養、歯と口腔に関する内容など）	50
・介護予防講座・認知症サポーター養成講座などへの参加	50
・予防接種	50
・自分の健康を守るための行動 （町内会やサークル、ボランティア活動への参加など）	50
・健康情報の習得（新聞・本・雑誌・WEB など）	20

(5) 参加賞等：応募された方全員に「ち〜バリュ〜カード*」を進呈。

*ち〜バリュ〜カード

本事業は、千葉県「元気ちば！健康チャレンジ事業」と連携しており、本事業の応募条件のポイントを獲得すると、県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けられる「ち〜バリュ〜カード」を発行する。

④ 周知方法

- ・佐倉市ホームページ、広報さくら、佐倉市LINE
- ・市内事業者へチラシ配布
- ・市内公共施設（図書館、公民館、コミュニティセンター等）、イオンタウン（市のチラシ設置場所）でチラシ配架
- ・7月～10月に開催される佐倉市の保健事業、介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業にてチラシ配布

《実 績》

- ① 参加者数：196名（内達成者数（カード発行者）136名
- ② 年代別参加状況

		18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	計
電子申請	登録者	24	79	17	5	125
	達成者	10	44	6	5	61
応募用紙	登録者	4	18	49	0	71
	達成者	4	18	49	0	71
計	登録者	28	97	66	5	196
	達成者	14	62	55	5	132

③ 過去の実績

	チャレンジ！ マイヘルスプ ラン 2020	チャレンジ！ マイヘルスプ ラン 2021	チャレンジ！ マイヘルスプ ラン 2022	チャレンジ！ マイヘルスプ ラン 2023	佐倉チャレンジ マイヘルスプラン 2024
幼児	134	105	104	71	
小学生	171	285	346	289	
中学生	8	5	3	(高校生) 2	
成人	217	358	270	233	196(内達成者 136)
計	530	753	723	595	196(内達成者 136)
団体表彰 (最優秀賞)	馬渡保育園 白銀小学校	臼井保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体 操普及会佐倉 支部	臼井保育園 山王小学校 生命の貯蓄体 操普及会佐倉 支部	和田小学校 生命の貯蓄体 操普及会佐倉 支部	

《考 察》

今年度から「元気ちば！健康チャレンジ事業」のち〜バリューネットを通じた電子申請が可能となった。これに伴い、これまで子どもを対象としていた本事業の対象者を、18歳以上の佐倉市在住者または佐倉市在勤者へと変更した。

参加者数は減少傾向にあるため、今後は関係機関や民間企業と連携し、啓発の場を広げていくことを検討したい。

また、電子申請に関しては、登録後にポイントを獲得できずに終了してしまう参加者も見受けられることから、今後は電子申請の入力項目の見直しや、登録者に対してメール等で取り組みを促すなどの対策が必要である。

参加者アンケート結果（未回答を除く）によると、本事業への取り組みについて「自ら取り組んだ」と回答した者が約93%、「誰かに言われて取り組んだ」と回答した者が約7%であった。一方で、取り組みの結果として、約96%が「その取り組みが生活習慣になった」と回答し、約97%が「今後も継続できそう」と答えている。

このように、多くの参加者が本事業をきっかけに健康づくりの取り組みを習慣化し、今後も継続していく意向を示している。本事業は、市民が健康に関心をもち、自発的に健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

6. 熱中症予防対策

根拠法令等	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議で熱中症対策行動計画を策定、これに基づき熱中症対策を実施。 令和6年4月より気候変動適応法を改正し、各種熱中症対策を法に位置づけることが決定。
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	該当項目なし 健康さくら21（第3次）では健康危機対策として項目を追加する予定

(1) さくら涼み処

《目的》

特に高齢者の熱中症による健康被害を予防するため、公共施設の一部を「さくら涼み処」として開放し、猛暑から一時避難できる場所を確保する。

《内容》

①方法・内容

- ・開設期間：令和5年7月1日（土）から9月30日（土）
- ・開設場所：市内公共施設17カ所及び、協力店舗等民間施設9カ所

②周知方法

- ・こうほう佐倉やホームページ掲載、CATV放映、佐倉市公式LINE
- ・開設場所へのぼり旗やポスター、チラシを設置

《実績》

① 年次別実績

年度	公共施設	協力店舗等 民間施設	備考
令和元年度	22	0	
令和2年度	23	0	新型コロナウイルス感染症の影響で、啓発資料配架のみ
令和3年度	21	0	新型コロナウイルス感染症の影響で、啓発資料配架のみ
令和4年度	17	1	
令和5年度	17	9	

《考察》

市内公共施設17カ所及び市内協力店9カ所にて涼み処を開設した。ホームページ等にて市内民間施設等に対し協力を求めたところ、美容室、理容室やカフェ、薬局等店舗の他、自治会等からも協力いただける声があった。身近な場所で市民が涼める場所を確保することは熱中症対策として有効であり、今後も公共施設のみでなく、民間施設等とも連携を図り実施していく。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	夜間
診療時間	午後7時～午後10時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科（※歯科診療については、令和4年11月1日より廃止）

【歯科診療の廃止について】

- ・ 佐倉市内で休日や夜間に診療を行う歯科医院の増加
- ・ 佐倉市休日夜間急病診療所における歯科受診者数の減少
- ・ 佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療設備の老朽化

以上の理由から、印旛郡市歯科医師会佐倉地区と協議のうえ、令和4年11月1日より、佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療を廃止とした。

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
令和2年度	72	49人	25人
令和3年度	72	73人	20人
令和4年度	72	69人	7人
令和5年度	73	197人	-
令和6年度	72	193人	-

<内科>

① 診療日数 72日（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

② 受診者数 193人（1日平均 2.7人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（%）
19時台	99	51.3
20時台	51	26.4
21時台	43	22.3
合計	193	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（%）
1	即時入院が必要で来院してよかった	2	1.0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	98	50.8
3	治療を要するが明日でもよい	82	42.5
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	11	5.7
	合計	193	100.0

⑤ 年齢別

年齢(歳)	受診者数(人)	割合(%)
15～19	23	11.9
20～29	31	16.1
30～39	30	15.5
40～49	31	16.1
50～59	36	18.7
60～69	17	8.8
70以上	25	13.0
合計	193	100.1

⑥ 居住地別

居住地		受診者数(人)	割合(%)
市内	佐倉	23	11.9
	臼井	35	18.1
	志津	45	23.3
	根郷	20	10.4
	和田	4	2.1
	弥富	1	0.5
	千代田	13	6.7
市外	印旛郡内	41	21.2
	県内	4	2.1
	県外	7	3.6
合計		193	99.9

⑦ 二次病院搬送状況 1件 紹介状 2件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数(人)	割合(%)
1	伝染性	111	57.5
2	呼吸器系	33	17.1
3	消化器系	26	13.5
4	皮膚及び皮下組織	16	8.3
5	神経及び感覚器	2	1.0
6	循環器系	2	1.0
7	その他	3	1.6
合計		193	100.0

(2) 休日当番医

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内容》

区分	昼間	夜間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場所	市内医療機関	市内医療機関
診療日	休日(日曜・祝日・年末年始)	休日(日曜・祝日・年末年始)
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実績》

(人)

		区分	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間	休日当番	内科	891	884	1,162	2,818	3,359
		外科	633	588	606	587	621
		歯科	196	224	195	209	274
夜間	休日夜間当番	外科	128	110	105	105	172
合計			1,848	1,806	2,068	3,719	4,426

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所においては、令和4年度までは、院内感染のリスクを避けるため、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者には、千葉県発熱相談コールセンターを通じて受診するように案内していた。

しかし、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となったことから、休日夜間急病診療所においても、発熱等の風邪症状がある受診希望者の診療を再開した。令和5年度の休日夜間急病診療所の受診者数が、前年比285.5%と、大幅に増加し、令和6年度においても同様の受診者数となっている。

令和6年度の休日当番医の全体受診者数は、前年比119.0%の増加傾向となっている。科目別では、休日当番医内科は前年比119.2%、休日当番医歯科は前年比131.1%、休日当番医外科は前年比114.6%であり、全科において増加傾向にある。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～午後11時	午前9時～午後5時、午後7時～午後11時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

① 診療日数 365日(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

② 受診者数 4,767人(一日平均 13.1人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～13時	13～17時	19～22時	22～23時	合計
受診者数(人)	1,310	676	2,395	386	4,767
割合(%)	27.5	14.2	50.2	8.1	

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～4歳	5～14歳	15歳	合計
受診者数(人)	535	1,879	2,278	75	4,767
割合(%)	11.2	39.4	47.8	1.6	

居住地別(人)

地域と内訳				受診者数(人)	割合(%)	
佐倉市内				2,260	47.4	
印旛郡内	成田市	30	白井市	43	2,171	45.5
	四街道市	1,068	酒々井町	119		
	八街市	462	富里市	63		
	印西市	367	栄町	19		
県内	千葉市	72	八千代市	30	198	4.2
	船橋市	11	他県内	85		
県外				138	2.9	
合計				4,767		

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	33	158
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	10	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	10	
成田赤十字病院	成田市	83	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	22	

④ 疾病状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
呼吸器系	140	265	147	200	110	125	112	135	243	261	121	99	1,958
消化器系	63	72	74	68	58	79	52	60	78	86	108	79	877
代謝性	0	2	2	5	3	1	0	0	0	2	6	1	22
感染性	9	10	12	41	21	20	24	17	358	307	29	9	857
免疫・アレ	49	35	43	58	38	50	43	31	44	36	20	24	471
神経系	5	7	6	12	8	2	6	2	2	12	2	6	70
耳鼻咽喉	4	10	7	4	4	6	7	5	12	15	2	2	78
皮膚系	5	3	7	4	9	8	1	13	3	6	2	1	62
泌尿・生殖	3	3	2	3	1	6	3	2	4	5	3	4	39
眼	0	2	0	1	1	0	1	2	4	2	5	1	19
その他	20	28	24	33	21	32	24	33	38	28	12	21	314
合計	298	437	324	429	274	329	273	300	786	760	310	247	4,767

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、鷲口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、膈炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門膣炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者については、概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね97%の患者については、二次救急医療機関への搬送にいたらず、小児初期急病診療所で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たしていると考えられる。

さらに、当診療所はその場で処置を行うケースだけではなく、別施設への搬送を行うケースの選別などの役割も担っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応している。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例	
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・訪問歯科診療を実施している歯科医院数	(現状値)→(目標) 23件→増加

《目的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね65歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内30医院

《実績》

①年齢別・男女別申込者数(人)

	男	女	合計
85～89歳	2	0	2
90歳以上	1	0	1
合計	3	0	3

②年齢別診療内容の内訳(複数回答)(人)

	義歯 作成 修理 調整	むし歯 治療	口腔 清掃
85～89歳	1	1	2
90歳以上	0	0	1
合計	1	1	3

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31
令和4年度	4	21	5.3	21	21
令和5年度	6	22	3.7	22	22
令和6年度	3	11	3.7	11	11

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	1
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

日 時：令和6年11月13日（水）19時30分～21時

講演内容：『かかりつけ歯科医が実施する口腔機能低下症の診断と摂食機能療法』
～診療室を核にした在宅支援の実際 その考え方と手技～

講 師：日本大学歯学部特任教授（摂食機能療法学講座）

医療法人社団光生会陵南診療所摂食リハビリステーション嚥下部長

植田 耕一郎氏

参加人数：27人

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とした歯科診療体制の整備が進んだ結果、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による訪問診療が増加している。これにより、市の訪問歯科事業を利用する患者数は減少傾向にある。この状況を踏まえ、市では令和6年度をもって訪問歯科事業を終了する。今後は、市内で訪問歯科診療を実施している歯科医療機関の情報を広く周知し、必要とする方々が在宅で診療を受けられるよう啓発活動を行う。

4. がん患者 QOL 向上事業

(1) がん患者アピアランスケア支援事業

根拠法令等	がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付規則
-------	-------------------------

《目的》

がん患者のがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具の購入又は賃貸の費用を助成するアピアランスケア支援事業により、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とし、令和5年11月1日より開始した。

《内容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

- ア. 医療用補整具等を購入し又は賃貸を開始した日及び申請日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること
- イ. がんの治療を受けた又は現に受けている者で、がんの治療に伴い、医療用補整具等が必要であること

②助成対象経費

- ア. 医療用ウィッグ等の購入又は賃貸 3万円
- イ. 胸部補正具の購入 2万円

③助成金の額

②の助成対象経費を上限とし、区分ごとに助成は1回とする。

④申請期限

購入または賃貸を開始した日の翌日から起算して1年以内とする。

《実績》助成人数

	医療用ウィッグ等	胸部補正具	合計
令和5年度	30人	5人	35人
令和6年度	85人	13人	98人

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業

根拠法令等	若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付規則
-------	-----------------------

《目的》

若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス等の費用に対して助成を行うことで、若年がん患者及びその家族の身体的、経済的負担を軽減し、当該患者及びその家族の療養生活の向上を図ることを目的とし、令和5年11月1日より開始した。

《内容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

- ア. 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者
- イ. 40歳未満の者
- ウ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状況至ったと判断したがん患者

②助成対象経費

- ア. 介護保険法第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、又はこれに相当するサービス
- イ. 通院に係るタクシー運賃
- ウ. 医師の意見書作成に係る費用

③助成金の額

- ア. 月額上限 54,000円

(1か月あたりのサービス利用料の基準を6万円とし、9割相当額を助成)

※生活保護受給者は、月額6万円(10割相当額を助成)

④申請期限

購入または貸与を開始した日の翌日から起算して1年以内とする。

《実績》

・なし

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	滑川 尚史	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	川島 重信	医師	
	古谷 正伸	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	吉田 友英	医師	
	有田 誠司	医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	野田 秀平	千葉県印旛保健所 所長	
	渡邊 敏行	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

※委員の委嘱後、開催が無いため、会長、副会長が決まっていない。

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	川島 重信	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	古谷 正伸	医師	
	望月 由貴人	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	鈴木 啓悦	医師	
	有田 誠司	医師	
	森本 功	歯科医師	
	中原 達郎	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	辻田 亮	薬剤師	
	久保 秀一	千葉県印旛保健所 所長	
	平山 雅己	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

開催日	内 容	出席人数
令和6年10月8日	佐倉市の救急医療事業の実績について 各専門委員会の活動報告について 佐倉市における災害時の医療及び救護について	14名
令和7年3月24日	各専門委員会の活動報告について 訪問歯科専門委員会の廃止について 佐倉市公共施設再配置方針について 佐倉市災害医療救護ガイドラインについて	13名

予防接種専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月25日～令和5年8月25日 令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	川島 重信	医師	
	越部 融	医師	
	古谷 正伸	医師	

開催日	内 容	出席人数
令和6年9月24日	令和5年度予防接種実施状況 外国人への対応 HPV ワクチン接種率向上に向けた取り組み状況 带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成の状況 変更事項 インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期予防接種について 小児肺炎球菌症 (PCV20) について 妊婦健診で風しん抗体価が低かった方の予防接種費用の助成開始について	4名

健診専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	

副委員長	滑川 尚史	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	
	鈴木 啓悦	医師	

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	川島 重信	医師	
	滑川 尚史	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	
	鈴木 啓悦	医師	

開催日	内容	出席人数
令和5年10月27日付	令和4年度実施状況 令和4年度前立腺がん検診実施状況 感染防止対策	8名
令和6年3月18日	令和5年度の実施状況報告(暫定値) 令和6年度各種健診(検診)事業の変更点 令和6年度 複合集団検診実施予定案	7名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	

	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	
	古谷 正伸	医師	

開催日	内容	出席人数
令和5年11月6日	議題1 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査実施状況について 議題2 3歳児健診に係る眼科検査結果(屈折検査結果)の報告及び眼科検査判定基準について 議題3 医療機関と母子保健事業の連携について	4名

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
副委員長	中原 達郎	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	

開催日	内容	出席人数
令和5年12月13日	令和6年度成人歯科健診の実施概要(案)について	5名

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	

	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
副委員長	森本 功	歯科医師	
	中原 達郎	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	三原 栄一	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	

開催日	内 容	出席人数
令和6年10月29日	議題1 令和7年度口腔がん検診の変更事項(案)について	7名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：令和3年11月18日～令和5年11月17日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐藤 仁	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	加藤木 好美	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	

	西口 元	学識経験者	
	中田 修弘	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	小笠 法之	市民公募委員	
	石黒 雅一	市民公募委員	
	下田 由佳	市民公募委員	
	友崎 彰	市民公募委員	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、会長、副会長が決まっていない。

(委嘱期間：令和5年11月18日～令和7年11月17日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	川島 重信	医師	
	萬谷 良子	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	鈴木 卓也	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	金子 拓也	市民公募委員	
	川崎 美代子	市民公募委員	
	実川 勝	市民公募委員	
	大野 直道	市民公募委員	
	永山 恵美子	市民公募委員	

開催日	内容	出席人数
令和6年10月18日付 書面開催(郵送)	議題 「健康さくら21(第2次)」【改訂版】進捗状況 調査結果について	14名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(令和6年5月1日～令和8年4月30日)

※令和7年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
副委員長	濱田 洋通	予防接種に関し専門的知識を有する者	
	久保 秀一	印旛保健所長	

	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	
	松山 剛	市内で予防接種を行う医師	
	八木 明男	市内で予防接種を行う医師	

開催日	内 容	出席人数
令和6年6月10日	予防接種健康被害の調査について	6人
令和6年10月21日	予防接種健康被害の調査について	6人
令和7年1月28日	予防接種健康被害の調査について	6人

佐倉市保健事業のまとめ ー令和6年度ー

令和8年3月発行

発行 佐倉市役所 健康推進部 健康推進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6711
